

(3) 都道府県別の普通法人数

国税局・ 都道府県	区 分	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人		資	
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	100万円 未 満	100万円 以 上
東 京	東神奈川 千山梨 計	561,544	147,525	12,326,315	420,149	7,927,997	34,294	60,223
		179,137	45,987	1,126,389	134,412	798,903	9,626	19,974
		102,917	28,657	456,534	74,897	469,642	5,220	11,348
		16,736	5,391	144,292	11,461	72,802	756	1,250
		860,334	227,560	14,053,531	640,919	9,269,344	49,896	92,795
関 東	埼玉 群馬 野 計	124,904	37,614	527,833	88,065	448,465	5,726	12,989
		44,398	14,966	289,860	29,734	179,214	1,588	3,472
		42,334	12,471	209,951	30,170	161,505	2,440	4,010
		42,417	11,865	328,588	30,858	157,140	2,503	3,607
		44,776	17,614	405,966	27,580	151,677	1,682	3,292
345,587	110,186	2,127,748	237,922	1,233,778	17,222	31,220		
大 阪	大阪 府 計	217,898	70,475	4,234,614	148,955	2,913,604	7,266	18,366
		51,421	15,068	751,884	36,808	394,405	2,096	4,375
		88,512	26,915	783,691	62,204	954,515	3,842	8,348
		14,402	4,949	104,790	9,560	75,887	539	1,147
		403,599	128,833	6,136,586	277,692	4,487,919	14,907	34,796
札 幌	北海 道 計	113,867	43,137	748,119	71,566	425,946	3,688	10,788
		37,756	15,492	434,511	22,589	172,553	1,441	3,433
		17,297	8,394	155,665	9,043	47,665	565	1,448
		37,437	15,049	228,058	22,646	220,785	1,203	3,395
		145,765	64,312	1,223,135	82,629	589,909	5,004	12,269
仙 台	宮城 福山 青 計	145,179	46,005	2,365,417	100,591	674,272	7,747	12,614
		73,147	23,731	685,477	50,009	309,864	2,768	6,302
		26,868	10,244	225,544	16,853	96,119	1,032	2,171
		38,321	13,841	337,629	24,821	165,051	1,745	2,767
		283,515	93,821	3,614,067	192,274	1,245,306	13,292	23,854
名 古 屋	愛知 三 岐 計	23,228	7,775	205,474	15,656	90,162	638	1,592
		17,524	7,046	158,762	10,638	63,113	411	1,210
		18,636	7,615	254,381	11,190	75,913	499	999
		59,388	22,436	618,617	37,484	229,187	1,548	3,801
		145,765	64,312	1,223,135	82,629	589,909	5,004	12,269
金 沢	石川 福 富 計	59,996	19,202	572,912	41,182	307,523	2,098	5,540
		23,169	9,336	192,091	14,020	78,486	970	2,083
		37,836	13,279	313,108	24,884	114,968	1,252	3,288
		9,760	4,514	60,449	5,329	25,190	402	748
		142,618	51,760	1,254,319	91,934	552,849	5,349	12,593
高 松	香愛 徳高 計	22,374	8,374	246,310	14,178	84,284	1,314	2,028
		26,255	9,468	228,721	16,951	94,741	1,097	2,373
		15,903	6,126	108,144	9,879	44,975	813	1,325
		12,042	5,248	99,357	6,887	30,456	499	1,068
		76,574	29,216	682,531	47,895	254,456	3,723	6,794
福 岡	福岡 佐 長 計	76,577	31,544	932,264	45,674	338,447	2,728	6,646
		10,229	4,846	99,767	5,466	29,271	397	839
		20,589	9,134	149,250	11,622	78,418	1,340	2,021
		107,395	45,524	1,181,280	62,762	446,137	4,465	9,506
		29,930	12,209	208,026	17,955	76,468	1,722	2,989
熊 本	熊本 大 鹿 宮 計	21,747	8,214	158,079	13,686	64,822	1,419	2,481
		27,351	12,210	178,892	15,353	71,656	1,102	2,420
		17,609	7,973	114,114	9,769	64,068	834	1,764
		96,637	40,606	659,111	56,763	277,013	5,077	9,654
		14,922	5,602	99,550	9,425	82,882	143	478
全 国 計	2,650,201	862,993	32,398,596	1,809,265	19,094,727	124,314	248,548	

(注) この表は、(1)の表を都道府県別に示したものである。

本 金 階 級 別 法 人 数										区 分	
200 万円 以 上	500 万円 以 上	1,000万円 以 上	2,000万円 以 上	5,000万円 以 上	1 億円 以 上	5 億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100 億円 以 上		
176,446	83,486	136,785	41,476	12,812	11,524	1,132	2,250	466	650	東神奈川 計	東 京
72,736	31,639	32,582	8,708	1,984	1,440	120	230	54	44		
41,907	19,468	18,423	4,633	1,085	665	54	76	21	17		
5,748	3,636	3,736	1,219	240	123	10	12	3	3		
296,837	138,229	191,526	56,036	16,121	13,752	1,316	2,568	544	714		
51,258	24,093	23,323	5,544	1,226	640	44	44	8	9	埼茨栃群長 計	東 越 信
16,428	9,765	9,498	2,654	604	319	23	38	5	4		
16,685	8,891	7,269	2,255	504	235	15	20	6	4		
15,763	8,494	8,691	2,413	610	279	21	23	4	9		
16,845	9,368	8,905	3,245	801	395	26	32	4	4		
15,463	9,127	10,159	3,809	819	339	30	45	6	5		
132,442	69,738	67,845	19,920	4,564	2,207	159	202	33	35		
58,998	37,321	66,512	20,296	5,063	3,005	283	502	117	169	大京兵奈和滋 計	大 阪
14,436	9,229	14,549	4,995	1,070	526	45	59	16	25		
26,568	16,570	22,611	7,782	1,615	842	98	165	31	40		
3,774	2,467	4,539	1,555	266	98	3	12	—	2		
4,666	2,727	3,900	1,231	269	110	6	8	5	5		
4,761	3,138	4,560	1,750	335	157	8	6	—	4		
113,203	71,452	116,671	37,609	8,618	4,738	443	752	165	245		
41,486	21,366	24,573	9,042	1,824	905	66	107	10	12	北 海 道 計	札 幌
14,276	7,530	7,324	2,706	630	341	27	39	6	3		
6,042	3,837	3,312	1,533	369	165	12	11	1	2		
14,965	7,894	6,754	2,367	556	265	7	21	3	7		
5,722	2,982	3,338	1,192	287	119	7	11	1	3		
6,712	4,252	3,806	1,627	336	187	12	6	—	3		
5,846	4,167	4,239	1,985	438	195	9	21	3	1		
53,563	30,662	28,773	11,390	2,616	1,272	74	109	14	19		
46,795	26,692	36,499	10,408	2,445	1,539	125	222	51	42	愛 静 三 岐 計	名 古 屋
26,274	15,397	16,288	4,415	1,018	513	63	89	8	12		
9,221	5,559	6,219	1,971	427	219	15	29	2	3		
11,954	7,791	10,158	2,921	632	284	26	32	5	6		
94,244	55,439	69,164	19,715	4,522	2,555	229	372	66	63		
7,109	4,616	6,239	2,241	476	256	19	36	2	4	石 福 富 計	金 沢
5,678	3,446	4,863	1,484	292	103	19	11	2	5		
5,261	3,724	5,145	2,154	546	226	26	41	6	9		
18,048	11,786	16,247	5,879	1,314	585	64	88	10	18		
23,266	10,818	12,974	3,874	859	449	33	62	11	12		
8,508	4,610	4,740	1,692	343	182	14	18	4	5	広 島 計	廣 島
14,080	7,531	8,168	2,693	536	232	23	24	4	5		
3,627	2,265	1,679	802	152	73	4	8	—	—		
4,189	2,883	2,052	877	179	101	7	6	1	1		
53,670	28,107	29,613	9,938	2,069	1,037	81	118	20	23		
8,243	4,234	4,450	1,540	339	189	12	16	5	4	香 愛 德 高 計	高 松
9,437	5,249	5,452	2,088	369	152	15	16	1	6		
5,711	3,603	3,017	1,111	213	97	6	5	1	1		
4,289	2,681	2,246	992	168	77	14	6	1	1		
27,680	15,767	15,165	5,731	1,089	515	47	43	8	12		
27,095	14,086	17,879	5,958	1,313	691	53	91	17	20	福 佐 長 計	福 岡
3,695	2,228	2,120	688	160	85	5	9	2	1		
7,626	4,057	3,773	1,281	308	148	15	15	1	4		
38,416	20,371	23,772	7,927	1,781	924	73	115	20	25		
11,498	6,057	5,110	1,885	435	191	21	19	1	2		
8,661	4,058	3,358	1,285	295	162	12	14	1	1	熊 本 計	熊 本
11,457	6,036	4,356	1,386	383	182	16	7	4	4		
6,863	3,823	2,923	1,052	228	107	9	4	2	—		
38,479	19,974	15,747	5,608	1,341	642	58	44	8	5		
3,665	4,196	3,529	2,357	291	209	27	23	4	—		
911,733	487,087	602,625	191,152	46,150	29,341	2,637	4,541	902	1,171	全 国 計	

4-3 会社標本調査結果（抜粋）

会社標本調査の説明

1 この4-3における表は、稼働中の内国普通法人について、標本調査により調査したもののうち、主要な計数について取りまとめたものである。

なお、この調査結果の詳細については、「平成7年分税務統計から見た法人企業の実態」（平成9年3月刊行）を参照されたい。

2 調査の対象は、平成7年2月1日から平成8年1月31日までの間に事業年度が終了した次に掲げる内国普通法人（日本銀行、証券取引所、商品取引所、金融先物取引所、日本原子力研究所、理化学研究所、日本科学技術情報センター、帝都高速交通営団の特殊な法人を除く。）について、平成8年6月30日現在で調査したものである。

なお、休業及び清算中の法人は調査の対象となっていない。

(1) 会社等（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び協業組合をいう。以下同じ）

(2) 企業組合、相互会社及び医療法人

3 抽出率及び業種分類

(1) 抽出率

全税務署について、資本金階級別等に次の抽出率で標本法人を抽出し、調査した。

(2) 業種分類

会社等の業種は「日本標準産業分類（総務庁）」を基に17分類し、企業組合、相互会社及び医療法人を「その他の法人」として、合わせて18分類している。

区 分	平均抽出率
会 社 等	資本金 500万円未満 1.3 %
	" 500万円以上 1,000万円未満 1.1 %
	" 1,000万円以上 5,000万円未満 1.7 %
	" 5,000万円以上 1億円未満 6.2 %
	" 1億円以上 10億円未満 42.6 %
	" 10億円以上 100 %
企 業 組 合	34.8 %
相 互 会 社	100.0 %
医 療 法 人	8.5 %
全 法 人 の 平 均	2.2 %

(注) 1 全体の標本法人数は、59,207社である。

2 平均抽出率は、資本金階級別等の法人数に対する単純平均である。

業 種	産 業 分 類
農 林 水 産 業	農業、林業、漁業、水産養殖業
鉱 業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、非金属鉱業
建 設 業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製 造 業	
織 維 工 業	織維工業
化 学 工 業	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、薬業・土石製品製造業
鉄 鋼 金 属 工 業	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
機 械 工 業	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業
食 料 品 製 造 業	食品製造業、飲料・飼料製造業
出 版 印 刷 業	出版・印刷・同関連産業
そ の 他 の 製 造 業	上記以外の製造業
卸 売 業	各種商品卸売業、繊維・機械器具・建築材料等卸売業、衣服・食料・家具等卸売業、貿易業、その他の卸売業
小 売 業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、家具・建具・じゅう器小売業、その他の小売業
料 理 飲 食 旅 館 業	一般飲食店、その他の飲食店、旅館業
金 融 保 険 業	銀行・信託業、その他の金融業、証券業、商品取引業、保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
不 動 産 業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業
運 輸 通 信 公 益 事 業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
サ ー ビ ス 業	物品賃貸業、映画業、娯楽業、教育、その他のサービス業、分類不能の産業
そ の 他 の 法 人	企業組合、相互会社、医療法人

(1) 総括表

区 分	法 人 数	資 本 金 額	営 業 収 入 金 額	申 告 所 得 金 額		調 査 所 得 金 額		算 出 税 額
				利 益	欠 損	利 益	欠 損	
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 2 年 分	2,078,270	67,029,463	1,403,972,680	49,682,512	6,791,755	50,381,219	6,746,856	19,534,704
3	2,216,880	72,336,595	1,511,812,174	48,794,465	10,383,875	49,521,540	10,166,033	18,203,571
4	2,291,375	75,135,326	1,490,927,748	42,250,644	12,804,337	42,918,821	12,719,678	15,705,604
5	2,344,121	78,257,483	1,501,866,374	35,988,692	15,374,599	36,407,736	15,249,776	13,325,268
6	2,369,282	81,185,786	1,417,404,080	31,799,635	15,587,380	32,388,185	15,101,845	11,846,970
7	2,404,027	84,593,758	1,430,299,620	31,076,384	16,294,334	31,633,408	16,103,345	11,571,514
<資本金階級別>								
100万円未満	83,163	37,126	41,867,620	258,500	325,092	268,637	325,847	96,932
100万円以上	162,270	177,218	12,308,655	140,710	344,383	145,240	350,797	46,299
200万円 "	840,984	2,479,607	74,988,302	889,546	1,779,924	910,460	1,731,955	292,319
500万円 "	413,625	2,351,960	70,932,073	841,103	1,116,548	870,149	1,102,600	286,034
1,000万円 "	643,119	6,827,270	190,704,321	3,458,185	2,851,161	3,575,678	2,797,069	1,225,355
2,000万円 "	182,618	5,044,374	152,662,980	3,481,999	1,585,347	3,560,682	1,574,126	1,279,575
5,000万円 "	44,372	2,888,508	106,075,086	2,463,853	1,407,609	2,507,620	1,383,113	923,591
1 億円 "	25,624	5,309,326	172,565,983	3,479,603	2,931,870	3,520,131	2,919,938	1,317,575
5 億円 "	2,420	1,649,857	33,449,651	982,249	351,099	993,162	347,281	372,426
10億円 "	3,989	8,468,480	116,011,322	2,997,012	1,181,559	3,032,434	1,149,170	1,137,156
50億円 "	791	5,486,845	51,824,231	1,668,629	437,718	1,697,321	435,472	637,295
100億円 "	1,052	43,873,188	406,909,396	10,414,995	1,982,024	10,551,895	1,985,984	3,956,958
合 計	2,404,027	84,593,758	1,430,299,620	31,076,384	16,294,334	31,633,408	16,103,345	11,571,514
<業 種 別>								
農 林 水 産 業	18,718	270,380	4,167,470	39,972	125,187	41,133	125,025	14,186
鉱 業	5,558	1,464,881	3,814,572	148,746	137,736	151,750	137,640	55,566
建 設 業	418,722	6,132,441	151,645,485	3,928,479	1,337,096	4,026,280	1,329,737	1,448,743
織 維 工 業	22,210	764,538	8,951,544	142,838	165,339	144,938	164,764	52,789
化 学 工 業	44,411	6,360,183	73,503,679	2,827,579	472,171	2,853,514	469,297	1,061,795
鉄 鋼 金 属 工 業	69,268	4,109,544	45,319,143	872,614	794,572	896,596	763,501	327,152
機 械 工 業	98,744	10,838,560	150,363,081	3,808,759	1,022,300	3,901,944	1,005,159	1,451,235
食 料 品 製 造 業	46,375	2,029,472	39,655,959	1,129,573	288,204	1,140,090	287,668	421,699
出 版 印 刷 業	47,375	771,795	17,517,750	488,322	142,421	492,983	139,503	179,214
そ の 他 の 製 造 業	116,120	2,651,199	47,354,918	1,322,108	601,456	1,342,912	594,014	491,931
卸 売 業	277,264	7,872,208	377,165,089	4,106,881	1,317,670	4,167,860	1,309,094	1,519,262
小 売 業	365,474	4,703,749	132,287,447	2,011,439	1,381,814	2,030,182	1,358,443	730,255
料 理 飲 食 旅 館 業	115,395	1,820,293	20,229,034	423,705	637,949	428,389	636,871	155,224
金 融 保 険 業	32,428	12,655,705	70,050,803	2,675,913	1,587,629	2,728,005	1,581,885	1,019,775
不 動 産 業	233,221	4,775,674	33,315,768	1,047,136	3,210,787	1,057,312	3,178,845	373,580
運 輸 通 信 公 益 事 業	78,612	10,024,824	85,592,357	2,992,571	642,433	3,035,374	648,510	1,124,749
サ ー ビ ス 業	390,381	6,821,827	124,154,643	2,525,476	2,161,956	2,597,041	2,104,728	929,635
そ の 他 の 法 人	23,751	526,483	45,210,878	584,275	267,614	597,103	268,661	214,724
(企 業 組 合)	(1,662)	(11,143)	(328,192)	(2,995)	(4,826)	(3,092)	(4,826)	(1,029)
(相 互 会 社)	(18)	(-)	(37,197,640)	(189,374)	(198,317)	(198,456)	(199,518)	(74,421)
(医 療 法 人)	(22,071)	(515,340)	(7,685,046)	(391,906)	(64,471)	(395,555)	(64,317)	(139,274)
合 計	2,404,027	84,593,758	1,430,299,620	31,076,384	16,294,334	31,633,408	16,103,345	11,571,514

(2) 利益及び欠損の状況

区 分	法 人 数 ①	利 益 計 上 法 人			欠 損 法 人			欠損法人の 割 合 ④/①
		法 人 数 ②	所 得 金 額 ③	1法人当たり 所 得 金 額 ③/②	法 人 数 ④	欠 損 金 額 ⑤	1法人当たり 欠 損 金 額 ⑤/④	
			百万円	百万円		百万円	百万円	%
平成2年分	2,078,270	1,072,334	50,381,219	47.0	1,005,936	6,746,856	6.7	48.4
3	2,216,880	1,114,191	49,521,540	44.4	1,102,689	10,166,033	9.2	49.7
4	2,291,375	1,075,728	42,918,821	39.9	1,215,647	12,719,678	10.5	53.1
5	2,344,131	958,640	36,407,736	38.0	1,385,491	15,249,776	11.0	59.1
6	2,369,282	882,713	32,388,185	36.7	1,486,569	15,101,845	10.2	62.7
7	2,404,027	853,980	31,076,384	36.4	1,550,047	16,103,345	10.4	64.5
<資本金階級別>								
100万円未満	83,163	20,358	268,637	13.2	62,805	325,847	5.2	75.5
100万円以上	162,270	40,917	145,240	3.5	121,353	350,797	2.9	74.8
200万円 "	840,984	234,909	910,460	3.9	606,075	1,731,955	2.9	72.1
500万円 "	413,625	136,241	870,149	6.4	277,384	1,102,600	4.0	67.1
1,000万円 "	643,119	279,982	3,575,678	12.8	363,137	2,797,069	7.7	56.5
2,000万円 "	182,618	97,510	3,560,682	36.5	85,108	1,574,126	18.5	46.6
5,000万円 "	44,372	25,848	2,507,620	97.0	18,524	1,383,113	74.7	41.7
1億円 "	25,624	13,445	3,520,131	261.8	12,179	2,919,933	239.8	47.5
5億円 "	2,420	1,386	993,162	716.6	1,034	347,281	335.9	42.7
10億円 "	3,989	2,197	3,032,434	1,380.3	1,792	1,149,170	641.3	44.9
50億円 "	791	493	1,697,321	3,442.8	298	435,472	1,461.3	37.7
100億円 "	1,052	694	10,551,895	15,204.5	358	1,985,984	5,547.4	34.0
合 計	2,404,027	853,980	31,633,408	37.0	1,550,047	16,103,345	10.4	64.5
<業 種 別>								
農 林 水 産 業	18,718	4,648	41,133	8.8	14,070	125,025	8.9	75.2
鉱 業	5,558	2,684	151,750	56.5	2,874	137,640	47.9	51.7
建 設 業	418,722	185,017	4,026,280	21.8	233,705	1,329,737	5.7	55.8
織 維 工 業	22,210	4,318	144,938	33.6	17,892	164,764	9.2	80.6
化 学 工 業	44,411	19,944	2,853,514	143.1	24,467	469,297	19.2	55.1
鉄 鋼 金 属 工 業	69,268	21,397	896,596	41.9	47,871	763,501	15.9	69.1
機 械 工 業	98,744	30,044	3,901,944	129.9	68,700	1,005,159	14.6	69.6
食 料 品 製 造 業	46,375	15,889	1,140,090	71.8	30,486	287,668	9.4	65.7
出 版 印 刷 業	47,375	16,668	492,983	29.6	30,707	139,503	4.5	64.8
その他の製造業	116,120	33,489	1,342,912	40.1	82,631	594,014	7.2	71.2
卸 売 業	277,264	109,966	4,167,860	37.9	167,298	1,309,094	7.8	60.3
小 売 業	365,474	107,870	2,030,182	18.8	257,604	1,358,443	5.3	70.5
料理飲食旅館業	115,395	25,120	428,389	17.1	90,275	636,871	7.1	78.2
金 融 保 険 業	32,428	12,535	2,728,005	217.6	19,893	1,581,885	79.5	61.3
不 動 産 業	233,221	79,114	1,057,312	13.4	154,107	3,178,845	20.6	66.1
運輸通信公益事業	78,612	33,283	3,035,374	91.2	45,329	648,510	14.3	57.7
サ ー ビ ス 業	390,381	136,789	2,597,041	19.0	253,592	2,104,728	8.3	65.0
その他の法人	23,751	15,205	597,103	39.3	8,546	268,661	31.4	36.0
(企業組合)	(1,662)	(514)	(3,092)	(6.0)	(1,148)	(4,826)	(4.2)	(69.1)
(相互会社)	(18)	(13)	(198,456)	(15,265.8)	(5)	(199,518)	(39,903.6)	(27.8)
(医療法人)	(22,071)	(14,678)	(395,555)	(26.9)	(7,393)	(64,317)	(8.7)	(33.5)
合 計	2,404,027	853,980	31,633,408	37.0	1,550,047	16,103,345	10.4	64.5

(3) 営業収入金額及び所得率

区 分	営 業 収 入 金 額		う ち 利 益 計 上 法 人				
			営 業 収 入 金 額		所 得 金 額		所 得 率 ②/①
	伸 び 率	①	伸 び 率	②	伸 び 率		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	%
平成2年分	1,403,972,680	14.6	1,216,460,561	12.5	50,381,219	6.3	4.1
3	1,511,812,174	7.7	1,295,766,169	6.5	49,521,540	△ 1.7	3.8
4	1,490,927,748	1.4	1,259,635,216	△ 2.8	42,918,821	△ 13.3	3.4
5	1,501,866,374	0.7	1,136,379,966	△ 9.8	36,407,736	△ 15.2	3.2
6	1,417,404,080	△ 5.6	1,080,714,808	△ 4.9	32,388,185	△ 11.0	3.0
7	1,430,299,620	0.9	1,045,719,050	△ 3.2	31,633,408	△ 2.3	3.0
<資本金階級別>							
100万円未満	41,867,620	△ 4.7	32,990,878	△ 16.4	268,637	△ 50.9	0.8
100万円以上	12,308,655	△ 42.4	4,647,348	△ 50.0	145,240	△ 47.5	3.1
200万円 "	74,988,302	△ 5.7	32,160,662	△ 13.8	910,460	△ 1.0	2.8
500万円 "	70,932,073	△ 10.4	35,303,678	△ 16.2	870,149	△ 32.7	2.5
1,000万円 "	190,704,321	21.6	122,775,076	15.5	3,575,678	7.5	2.9
2,000万円 "	152,662,980	9.1	109,170,853	5.2	3,560,682	1.9	3.3
5,000万円 "	106,075,086	△ 14.5	76,867,979	△ 24.3	2,507,620	△ 16.1	3.3
1億円 "	172,565,983	1.4	128,862,374	4.2	3,520,131	△ 0.3	2.7
5億円 "	33,449,651	△ 5.2	26,637,300	△ 4.8	993,162	3.4	3.7
10億円 "	116,011,322	9.1	91,438,080	11.3	3,032,434	2.8	3.3
50億円 "	51,824,231	0.8	41,540,643	△ 3.8	1,697,821	3.0	4.1
100億円 "	406,909,396	△ 0.6	343,324,179	△ 5.6	10,551,895	1.0	3.1
合 計	1,430,299,620	0.9	1,045,719,050	△ 3.2	31,633,408	△ 2.3	3.0
<業 種 別>							
農 林 水 産 業	4,167,470	△ 10.2	1,969,241	22.8	41,133	△ 17.4	2.1
鉱 業	3,814,572	8.5	2,282,508	△ 1.8	151,750	0.2	6.6
建 設 業	151,645,485	1.8	121,508,352	△ 2.0	4,026,280	△ 17.1	3.3
織 維 工 業	8,951,544	△ 9.1	4,768,780	△ 9.6	144,938	△ 15.0	3.0
化 学 工 業	73,503,679	△ 0.8	54,881,472	△ 7.2	2,853,514	△ 0.6	5.2
鉄 鋼 金 属 工 業	45,319,143	9.0	23,835,545	△ 3.3	896,596	△ 7.6	3.8
機 械 工 業	150,363,081	2.1	116,208,341	4.7	3,901,944	18.5	3.4
食 料 品 製 造 業	39,655,959	8.2	31,935,157	10.5	1,140,090	△ 7.0	3.6
出 版 印 刷 業	17,517,750	9.6	11,809,698	3.4	492,983	△ 4.2	4.2
そ の 他 の 製 造 業	47,354,918	△ 1.2	31,817,831	△ 7.6	1,342,912	△ 13.2	4.2
卸 売 業	377,165,089	△ 4.3	297,074,929	△ 7.6	4,167,860	1.6	1.4
小 売 業	132,287,447	2.5	81,766,858	2.7	2,030,182	3.8	2.5
料 理 飲 食 旅 館 業	20,229,034	△ 6.6	7,624,181	△ 22.1	428,389	14.7	5.6
金 融 保 険 業	70,050,803	△ 3.3	53,396,702	△ 19.0	2,728,005	△ 1.8	5.1
不 動 産 業	33,315,768	9.7	16,492,908	4.6	1,057,312	△ 5.6	6.4
運 輸 通 信 公 益 事 業	85,592,357	7.5	70,154,021	10.3	3,035,374	9.4	4.3
サ ー ビ ス 業	124,154,643	7.7	82,154,795	2.7	2,597,041	△ 9.6	3.2
そ の 他 の 法 人	45,210,878	1.5	36,037,731	△ 14.0	597,103	△ 21.9	1.7
(企 業 組 合)	(328,192)	△ (16.8)	(162,727)	△ (36.7)	(3,092)	△ (15.4)	(1.9)
(相 互 会 社)	(37,197,640)	(1.9)	(30,798,685)	△ (15.6)	(198,456)	△ (56.0)	(0.6)
(医 療 法 人)	(7,685,046)	(0.5)	(5,076,319)	△ (1.0)	(395,555)	(27.9)	(7.8)
合 計	1,430,299,620	0.9	1,045,719,050	△ 3.2	31,633,408	△ 2.3	3.0

(4) 益金処分

(単位：百万円)

区 分	役員賞与	支払配当	法人税額	その他の 社外流出	社内留保	合 計
平成2年分	997,965	4,560,986	17,748,352	10,609,190	14,021,749	47,938,241
3	1,009,731	4,730,962	16,149,179	11,591,494	9,955,360	43,436,726
4	1,018,861	4,626,896	13,911,814	11,414,206	3,528,087	34,499,864
5	866,964	4,432,699	12,006,969	10,604,501	△ 1,558,897	26,352,237
6	853,246	4,304,055	10,864,639	8,998,905	△ 2,399,502	22,621,342
7	760,199	4,651,966	10,846,701	8,257,926	△ 2,733,218	21,785,573
<資本金階級別>						
100万円未満	5,734	200,018	43,904	199,980	△ 444,987	4,650
100万円以上	5,741	47,089	48,571	66,773	△ 245,869	△ 77,694
200万円 "	47,736	110,254	296,518	309,730	△ 973,726	△ 209,488
500万円 "	38,914	87,063	288,815	273,254	△ 409,661	278,385
1,000万円 "	179,001	254,357	1,213,210	904,020	△ 706,942	1,843,646
2,000万円 "	163,805	167,766	1,266,063	957,285	212,279	2,767,198
5,000万円 "	85,314	122,272	910,460	619,672	△ 144,114	1,593,604
1億円 "	100,486	282,135	1,317,477	946,175	△ 1,303,995	1,342,280
5億円 "	18,744	86,844	384,823	228,916	55,569	774,897
10億円 "	46,412	411,587	1,100,294	710,415	76,384	2,345,092
50億円 "	19,104	265,107	599,578	381,681	155,192	1,420,662
100億円 "	49,207	2,617,473	3,376,986	2,660,024	996,652	9,700,343
合 計	760,199	4,651,966	10,846,701	8,257,926	△ 2,733,218	21,783,573
<業 種 別>						
農 林 水 産 業	1,744	3,778	14,015	15,217	△ 14,343	20,411
鉱 業	4,881	25,327	34,084	76,765	△ 91,803	49,254
建 設 業	123,537	323,308	1,412,283	1,159,906	130,690	3,149,723
織 維 工 業	4,822	30,313	49,133	44,474	△ 86,638	42,104
化 学 工 業	49,436	464,534	992,850	666,689	654,511	2,828,020
鉄 鋼 金 属 工 業	26,353	143,927	310,927	265,776	△ 393,718	353,265
機 械 工 業	71,710	765,864	1,245,440	849,425	780,033	3,712,471
食 料 品 製 造 業	22,022	184,532	405,064	240,408	103,293	955,319
出 版 印 刷 業	17,613	47,621	171,732	112,062	82,052	431,081
その他の製造業	33,854	155,944	474,226	295,130	49,496	1,008,650
卸 売 業	150,080	519,900	1,409,405	1,190,054	248,365	3,517,804
小 売 業	51,111	233,835	730,451	441,564	△ 276,017	1,180,944
料理飲食旅館業	10,373	45,106	176,653	108,863	△ 366,760	△ 25,765
金 融 保 険 業	18,084	600,685	859,902	841,997	△ 755,185	1,565,484
不 動 産 業	38,393	130,040	407,284	401,341	△ 2,200,607	△ 1,223,550
運輸通信公益事業	48,334	597,795	1,086,441	590,069	357,673	2,680,312
サ ー ビ ス 業	82,799	198,590	907,891	712,904	△ 763,363	1,138,823
その他の法人	5,051	180,867	158,920	245,281	△ 190,896	399,852
(企業組合)	(264)	(200)	(1,013)	(1,190)	(△ 2,982)	(△ 315)
(相互会社)	(1,195)	(180,667)	(21,800)	(181,005)	(△363,013)	(21,655)
(医療法人)	(3,592)	(-)	(136,107)	(63,086)	(175,099)	(377,882)
合 計	760,199	4,651,966	10,846,701	8,257,926	△ 2,733,218	21,783,573

(5) 交際費、寄付金、引当金、減価償却費

(単位：百万円)

区 分	交 際 費 支 出 額	寄 付 金 支 出 額	貸倒引当金 期 末 残 高	賞与引当金 期 末 残 高	退職給与引当金 期 末 残 高	減価償却費(総額) 損 金 算 入 額
平成 2 年 分	5,627,426	549,069	4,555,788	7,591,551	11,949,107	32,805,616
3	6,140,740	563,384	4,799,633	8,154,467	12,746,185	36,986,615
4	6,207,831	533,799	4,931,099	8,854,019	12,921,536	38,673,738
5	5,945,117	523,558	4,967,949	8,909,546	13,757,049	38,928,270
6	5,408,726	476,954	4,672,572	8,776,804	13,933,466	38,842,103
7	5,325,369	452,973	4,950,562	8,869,730	13,617,600	38,740,457
<資本金階級別>						
100万円未満	95,947	11,729	193,572	252,085	375,282	402,265
100万円以上	112,814	2,567	5,776	15,323	9,583	236,507
200万円 "	713,630	6,588	24,518	68,578	36,561	1,822,772
500万円 "	511,918	6,589	31,693	96,281	40,306	1,341,986
1,000万円 "	1,211,772	31,567	188,789	475,193	261,905	3,457,758
2,000万円 "	657,274	44,887	259,043	622,780	544,572	3,024,088
5,000万円 "	288,869	19,297	260,890	706,218	658,335	2,198,685
1億円 "	396,451	51,016	589,403	1,303,183	1,391,888	3,815,937
5億円 "	88,012	12,519	109,024	331,701	458,283	781,632
10億円 "	262,593	40,025	475,101	995,403	1,358,259	4,244,673
50億円 "	136,967	20,390	206,981	533,746	798,467	2,287,745
100億円 "	849,122	205,799	2,605,772	3,469,240	7,684,160	15,126,410
合 計	5,325,369	452,973	4,950,562	8,869,730	13,617,600	38,740,457
<業 種 別>						
農 林 水 産 業	15,089	630	3,395	8,589	10,596	161,584
鉱 業	20,516	1,742	8,572	21,713	28,867	238,478
建 設 業	1,107,955	57,087	140,955	815,751	955,974	1,951,286
織 維 工 業	35,179	1,847	18,377	74,275	111,304	279,801
化 学 工 業	358,610	60,346	169,313	704,981	1,348,733	2,935,981
鉄 鋼 金 属 工 業	191,653	13,776	83,228	434,001	896,238	1,883,419
機 械 工 業	352,826	57,061	262,560	1,915,908	2,565,776	5,064,130
食 料 品 製 造 業	134,621	13,178	39,451	192,377	424,814	1,013,302
出 版 印 刷 業	101,651	6,329	26,118	135,962	224,124	509,522
そ の 他 の 製 造 業	199,003	13,993	80,821	321,103	393,850	1,262,757
卸 売 業	860,767	39,795	755,070	889,151	832,724	1,960,042
小 売 業	386,832	18,908	159,765	487,725	519,566	1,583,595
料 理 飲 食 旅 館 業	95,042	3,443	7,450	82,942	105,717	726,053
金 融 保 険 業	258,839	44,687	2,664,632	492,803	678,444	1,415,455
不 動 産 業	186,126	21,804	62,912	93,183	88,161	1,596,870
運 輸 通 信 公 益 事 業	301,493	44,257	78,045	1,144,577	3,567,641	8,392,972
サ ー ビ ス 業	605,516	34,073	193,076	741,988	453,502	7,206,412
そ の 他 の 法 人	113,650	20,015	196,820	312,704	411,567	558,797
(企 業 組 合)	(1,327)	(158)	(273)	(724)	(2,204)	(6,816)
(相 互 会 社)	(57,248)	(10,877)	(190,895)	(236,754)	(358,813)	(302,825)
(医 療 法 人)	(55,075)	(8,980)	(5,652)	(75,226)	(50,550)	(249,156)
合 計	5,325,369	452,973	4,950,562	8,869,730	13,617,600	38,740,457

(6) 所得階級別法人数

区 分	欠 損 法 人 数	利 益				計
		100万円未満	100万円以上	200万円以上	500万円以上	1,000万円以上
平成 2 年 分	1,005,936	321,253	120,848	195,772	137,750	110,231
3	1,102,689	336,728	130,830	193,823	147,435	112,591
4	1,215,647	342,745	125,310	183,283	136,958	106,703
5	1,385,491	331,834	107,985	164,004	110,329	92,744
6	1,486,569	305,675	105,840	148,027	102,359	80,250
7	1,550,047	291,729	106,394	137,696	104,623	81,878
<資本金階級別>						
100万円未満	62,805	13,508	1,814	1,611	2,264	616
100万円以上	121,353	21,487	6,599	6,548	3,876	1,319
200万円 "	606,075	121,280	33,591	40,587	21,934	9,425
500万円 "	277,384	53,070	20,592	24,965	16,062	12,054
1,000万円 "	363,137	70,314	34,727	48,442	43,651	37,423
2,000万円 "	85,108	10,704	7,195	12,787	13,594	16,594
5,000万円 "	18,524	995	1,585	2,158	2,500	3,393
1 億円 "	12,179	354	269	559	679	972
5 億円 "	1,034	12	15	19	36	34
10億円 "	1,792	4	6	18	26	46
50億円 "	298	—	1	1	1	1
100億円 "	358	1	—	1	—	1
合 計	1,550,047	291,729	106,394	137,696	104,623	81,878
<業 種 別>						
農 林 水 産 業	14,070	1,784	781	899	454	446
鉱 業	2,874	422	264	347	415	285
建 設 業	233,705	63,120	27,864	31,720	21,447	17,027
織 維 工 業	17,892	1,354	546	558	592	640
化 学 工 業	24,467	4,822	2,027	2,600	2,884	2,713
鉄 鋼 金 属 工 業	47,871	5,169	2,108	3,104	4,304	2,635
機 械 工 業	68,700	8,311	2,158	4,867	4,441	2,541
食 料 品 製 造 業	30,486	4,546	2,061	2,489	1,471	2,050
出 版 印 刷 業	30,707	6,186	1,589	2,691	1,919	2,187
その他の製造業	82,631	10,855	4,065	5,758	4,359	3,192
卸 売 業	167,298	27,797	12,000	18,197	14,826	13,116
小 売 業	257,604	44,253	15,034	17,488	12,632	9,167
料理飲食旅館業	90,275	13,121	3,317	3,893	1,776	1,020
金 融 保 険 業	19,893	5,573	1,469	1,674	971	812
不 動 産 業	154,107	30,754	10,728	14,946	9,452	5,445
運輸通信公益事業	45,329	8,714	3,680	4,409	4,456	3,631
サ ー ビ ス 業	253,592	53,304	15,363	20,059	15,411	12,551
その他の法人	8,546	1,644	1,340	1,997	2,813	2,420
(企業組合)	(1,148)	(252)	(63)	(69)	(52)	(26)
(相互会社)	(5)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(医療法人)	(7,393)	(1,392)	(1,277)	(1,928)	(2,761)	(2,394)
合 計	1,550,047	291,729	106,394	137,696	104,623	81,878

上		法 人				数		区 分
2,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上	2億円以上	5億円以上	10億円以上	合 計		
98,452	42,040	23,528	13,493	4,714	4,253	1,072,334	平成2年分	
104,029	43,371	22,660	14,026	4,240	4,458	1,114,191	3	
99,827	39,498	20,635	12,776	4,168	3,825	1,075,728	4	
80,022	35,092	19,439	10,415	3,586	3,190	958,640	5	
75,795	31,719	16,382	10,122	3,415	3,129	882,713	6	
71,190	29,042	15,111	9,554	3,705	3,058	853,980	7	
<資本金階級別>								
307	70	155	1	1	11	20,358	100万円未満	
973	40	20	55	—	—	40,917	100万円以上	
6,398	998	354	326	16	—	234,909	200万円 "	
6,995	1,918	448	137	—	—	136,241	500万円 "	
31,286	9,866	3,027	1,053	158	35	279,982	1,000万円 "	
18,024	10,294	5,050	2,620	564	84	97,510	2,000万円 "	
5,095	3,576	3,485	2,008	869	184	25,848	5,000万円 "	
1,923	2,013	2,259	2,541	1,230	646	13,445	1億円 "	
85	144	147	371	304	219	1,386	5億円 "	
97	102	140	380	489	889	2,197	10億円 "	
4	13	15	36	48	373	493	50億円 "	
3	8	11	26	26	617	694	100億円 "	
71,190	29,042	15,111	9,554	3,705	3,058	853,980	合 計	
<業 種 別>								
200	51	16	9	5	3	4,648	農 林 水 産 業	
523	261	82	55	16	14	2,684	鉱 業	
14,590	5,212	1,492	1,519	713	313	185,017	建 設 業	
280	101	152	58	17	20	4,318	織 維 工 業	
1,867	1,234	621	620	180	376	19,944	化 学 工 業	
1,809	1,057	461	557	90	103	21,397	鉄 鋼 金 属 工 業	
3,374	1,776	768	1,028	372	408	30,044	機 械 工 業	
1,705	482	554	232	151	148	15,889	食 料 品 製 造 業	
1,330	305	217	154	50	40	16,668	出 版 印 刷 業	
3,245	603	736	385	115	176	33,489	そ の 他 の 製 造 業	
11,985	5,998	3,095	1,771	789	412	109,966	卸 売 業	
4,808	2,065	1,126	662	414	221	107,870	小 売 業	
1,548	167	123	81	42	32	25,120	料 理 飲 食 旅 館 業	
831	394	278	185	93	255	12,535	金 融 保 険 業	
4,850	1,315	994	426	107	97	79,114	不 動 産 業	
3,447	2,512	1,393	634	220	187	33,283	運 輸 通 信 公 益 事 業	
11,754	4,356	2,423	1,013	313	242	136,789	サ ー ビ ス 業	
3,044	1,153	580	165	38	11	15,205	そ の 他 の 法 人	
(40)	(12)	(—)	(—)	(—)	(—)	(514)	(企 業 組 合)	
(—)	(—)	(1)	(—)	(1)	(11)	(13)	(相 互 会 社)	
(3,004)	(1,141)	(579)	(165)	(37)	(—)	(14,678)	(医 療 法 人)	
71,190	29,042	15,111	9,554	3,705	3,058	853,980	合 計	

(7) 資本金階級別の同非別、青白別、組織区分別法人数

区 分	稼働中の 法人数	同 非 区 分			青 白 区 分	
		同 族 会 社		非同族会社	青 色	白 色
		留保金課税 の対象会社	非同族の 同族会社			
100万円未満	83,163	80,387	406	2,370	79,212	3,951
100万円以上	162,270	159,466	928	1,876	156,603	5,667
200万円 "	840,984	829,189	3,128	8,667	819,118	21,866
500万円 "	413,625	402,577	2,582	8,466	407,049	6,576
1,000万円 "	643,119	610,096	16,602	16,421	635,364	7,755
2,000万円 "	182,618	158,159	13,464	10,995	180,809	1,809
5,000万円 "	44,372	29,534	10,270	4,568	44,254	118
1億円 "	25,624	10,975	10,882	3,767	25,567	57
5億円 "	2,420	693	1,098	629	2,415	5
10億円 "	3,989	685	1,985	1,319	3,986	3
50億円 "	791	52	297	442	790	1
100億円 "	1,052	46	244	762	1,051	1
合 計	2,404,027	2,281,859	61,886	60,282	2,356,218	47,809

区 分	稼働中の 法人数	組 織 区 分				
		株式会社	有限会社	合名会社	合資会社	医療法人等
100万円未満	83,163	15,698	51,265	2,643	11,900	1,657
100万円以上	162,270	48,622	105,853	918	5,896	981
200万円 "	840,984	129,139	702,414	978	4,791	3,662
500万円 "	413,625	126,498	278,116	665	2,104	6,242
1,000万円 "	643,119	568,146	64,594	164	1,184	9,031
2,000万円 "	182,618	161,774	14,113	313	537	5,881
5,000万円 "	44,372	41,180	1,651	—	55	1,486
1億円 "	25,624	23,898	1,093	38	14	581
5億円 "	2,420	2,314	64	3	3	36
10億円 "	3,989	3,929	48	2	1	9
50億円 "	791	786	3	—	—	2
100億円 "	1,052	1,050	1	—	—	1
合 計	2,404,027	1,123,034	1,219,215	5,724	26,485	29,569

(8) 業種別、資本金階級別法人数

業種	500万円未満		500万円以上		1,000万円以上		1億円以上		10億円以上		合計	
	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
農林水産業	9,260	0.9	4,418	1.1	4,852	0.6	174	0.6	14	0.2	18,718	0.8
鉱業	1,604	0.1	1,114	0.3	2,578	0.3	122	0.4	140	2.4	5,558	0.2
建設業	189,658	17.5	78,025	18.9	149,142	17.1	1,609	5.7	288	4.9	418,722	17.4
繊維工業	10,049	0.9	3,281	0.8	8,578	1.0	235	0.8	67	1.1	22,210	0.9
化学工業	14,048	1.3	7,933	1.9	20,413	2.3	1,451	5.2	566	9.7	44,411	1.8
鉄鋼金属工業	30,600	2.8	12,971	3.1	24,560	2.8	901	3.2	236	4.0	69,268	2.9
機械工業	40,405	3.7	17,479	4.2	38,068	4.4	2,019	7.2	773	13.3	98,744	4.1
食料品製造業	19,675	1.8	8,249	2.0	17,515	2.0	737	2.6	199	3.4	46,375	1.9
出版印刷業	22,720	2.1	6,733	1.6	17,529	2.0	355	1.3	38	0.7	47,375	2.0
その他の製造業	52,841	4.9	19,672	4.8	42,414	4.9	987	3.5	206	3.5	116,120	4.8
卸売業	90,960	8.4	42,642	10.3	138,442	15.9	4,641	16.5	579	9.9	277,264	11.5
小売業	196,217	18.1	67,596	16.3	99,615	11.4	1,727	6.2	319	5.5	365,474	15.2
料理飲食旅館業	65,314	6.0	21,816	5.3	26,918	3.1	1,146	4.1	201	3.4	115,395	4.8
金融保険業	15,021	1.4	4,235	1.0	11,090	1.3	1,540	5.5	542	9.3	32,428	1.3
不動産業	111,997	10.3	37,560	9.1	79,709	9.2	3,501	12.5	454	7.8	233,221	9.7
運輸通信公益事業	21,723	2.0	15,071	3.6	39,287	4.5	1,982	7.1	549	9.4	78,612	3.3
サービス業	190,470	17.5	59,956	14.5	134,960	15.5	4,346	15.5	649	11.1	390,381	16.2
その他の法人	3,855	0.4	4,874	1.2	14,439	1.7	571	2.0	12	0.2	23,751	1.0
(企業組合)	(1,182)	(0.1)	(233)	(0.0)	(238)	(0.0)	(9)	(0.0)	(-)	(-)	(1,662)	(0.1)
(相互会社)	(18)	(0.0)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(18)	(0.0)
(医療法人)	(2,655)	(0.2)	(4,641)	(1.1)	(14,201)	(1.6)	(562)	(2.0)	(12)	(0.2)	(22,071)	(0.9)
合計	1,086,417	100	413,625	100	870,109	100	28,044	100	5,832	100	2,404,027	100

5 相続税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成7年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成8年9月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成6年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成7年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の率（平成7年分）

法定相続分に 応ずる取得金額	800万円 以下	1,600万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	1億円 以下	2億円 以下	4億円 以下	20億円 以下	20億円 超
率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 40	% 50	% 60	% 70
控除額	万円 -	万円 40	万円 120	万円 270	万円 520	万円 1,520	万円 3,520	万円 7,520	万円 27,520

（使用方法） 法定相続分に応ずる取得金額×率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除 相続税額から控除される金額で次の種類がある。
- イ 贈与税額控除 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
- ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	百万円
取 得 財 産 価 額	162,932	16,896,720
債 務 控 除 額	73,086	1,649,972
加 算 贈 与 財 産 価 額	12,560	52,777
課 税 価 格	実 162,626	15,299,793
相 続 税 額	算 出 税 額	3,503,849
	2 割 加 算 額	5,271
	実 163,577	3,515,104
税 額 控 除	贈 与 税 者	6,855
	配 偶 者	28,097
	未 成 年 者	2,897
	障 害 者	2,137
	相 次 相 続 額	5,988
	外 国 税 額	17
	実 42,054	1,038,276
差 引 税 額	実 146,333	2,476,895
納 税 猶 予 額	6,775	304,835
納 付 税 額	実 143,937	2,172,987
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	182	131,676
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	50,729	4,629,540

調査対象等：平成7年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成8年9月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			相 続 人 の 数	金 額	
	人	百万円	百万円	百万円	人	百万円	人
平成 2 年分	161,254	14,105,780	4,579,888	1,214,404	142,286	2,952,675	48,287
3	183,567	17,841,679	6,155,964	1,703,962	154,888	3,965,122	56,554
4	177,688	18,820,149	5,364,840	1,513,096	156,467	3,409,878	54,449
5	171,532	16,754,530	4,438,669	1,277,671	150,851	2,776,828	52,877
6	151,565	14,545,447	3,452,447	1,024,491	130,298	2,105,765	45,335
7	162,626	15,299,793	3,515,104	1,038,276	143,937	2,172,987	50,729

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 国税局別の課税状況

国税局	課 税 価 格		納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額	
	人	百万円	人	百万円	人
東 京	47,512	5,452,359	42,103	988,191	14,382
関 東	24,664	2,377,412	21,914	330,154	7,582
大 阪	29,895	2,735,877	26,357	352,524	9,571
札 幌	2,826	212,161	2,525	25,648	853
仙 台	6,368	442,072	5,594	44,806	1,914
名 古 屋	26,489	2,245,979	23,514	247,559	8,534
金 沢	3,341	273,168	2,982	29,628	1,077
広 島	7,532	532,066	6,559	47,283	2,508
高 松	4,200	319,430	3,670	29,533	1,402
福 岡	5,162	402,611	4,571	46,203	1,602
熊 本	3,409	218,542	3,036	21,736	1,010
沖 縄	1,228	88,117	1,112	9,721	294
合 計	162,626	15,299,793	143,937	2,172,987	50,729

(注) この表は、「(1)課税状況」を国税局別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	百万円	人	百万円	人	
本 年 分	申 告 額	162,645	15,293,603	143,931	2,170,080	50,746
	修正申告による増差額	4,479	46,776	4,195	11,977	1,956
	更正による増差額	25	176	25	43	13
	更正等による減差額	1,942	△ 40,905	1,916	△ 9,130	851
	決 定 額	6	143	6	17	5
計	実 162,626	15,299,793	実 143,937	2,172,987	実 50,729	
過 年 分	申 告 額	6,669	643,738	5,959	104,523	2,313
	修正申告による増差額	47,502	473,323	44,788	135,252	15,807
	更正による増差額	330	12,739	329	5,700	111
	更正等による減差額	9,424	△ 271,592	9,424	△ 90,535	3,996
	決 定 額	62	1,607	63	284	32
計	実 6,911	859,815	実 7,811	155,224	実 2,345	
合 計	申 告 額	169,314	15,937,341	149,890	2,274,603	53,059
	修正申告による増差額	51,981	520,099	48,983	147,228	17,763
	更正による増差額	355	12,915	354	5,743	124
	更正等による減差額	11,366	△ 312,496	11,340	△ 99,665	4,847
	決 定 額	68	1,750	69	301	37
計	実 169,537	16,159,608	実 151,748	2,328,211	実 53,074	

調査対象等：「本年分」は平成7年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成8年9月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成6年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成7年9月1日から平成8年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成5年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成7年7月1日から平成8年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	百万円	人	百万円	人	百万円
本 年 分	486	△ 5	1,056	291	29	50
過 年 分	32,271	8,984	2,633	1,035	2,753	5,127
合 計	32,757	8,979	3,689	1,326	2,782	5,178

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 相続財産価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち加算 贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
	人	百万円	百万円	百万円	人
1億円以下	7,897	636,576	1,893	10,072	18,733
1億円超	21,445	3,049,025	11,472	114,217	79,858
2億円 "	8,360	2,029,436	8,955	156,228	34,111
3億円 "	6,470	2,461,284	9,324	300,150	27,191
5億円 "	2,640	1,539,862	5,794	247,834	11,225
7億円 "	1,700	1,399,847	5,496	266,204	7,409
10億円 "	1,655	2,234,238	5,959	524,874	7,483
20億円 "	579	1,943,335	3,723	550,500	2,786
合計	50,746	15,293,603	52,616	2,170,080	188,796

調査対象等：平成7年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成8年9月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

(単位：人)

課税価格階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人 のもの	1人 のもの	2人 のもの	3人 のもの	4人 のもの	5人 のもの	6人 のもの	7人 のもの	8人 のもの	9人 のもの	10人 のもの	10人超 のもの
1億円以下	17	1,721	2,519	2,586	1,054	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	8	823	3,326	6,353	5,458	3,129	1,318	601	267	89	41	32
2億円 "	2	241	1,032	2,246	2,170	1,222	690	379	182	98	51	47
3億円 "	2	167	689	1,621	1,701	1,093	570	304	167	76	36	44
5億円 "	-	81	296	605	694	434	237	153	60	38	17	25
7億円 "	-	43	164	378	416	326	189	85	55	26	8	10
10億円 "	-	40	143	331	409	330	191	96	52	29	13	21
20億円 "	-	15	36	96	145	104	90	41	25	13	5	9
合計	29	3,131	8,205	14,216	12,047	6,638	3,285	1,659	808	369	171	188

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

(3) 国税局別の被相続人数

(単位：人)

国 税 局	課 税 価 格 階 級								合 計
	1 億 円 以 下	1 億 円 超	2 億 円 超	3 億 円 超	5 億 円 超	7 億 円 超	10 億 円 超	20 億 円 超	
東 京	2,348	5,523	2,151	1,767	843	620	743	368	14,363
関 東 信 越	1,044	3,346	1,227	946	409	280	280	99	7,631
大 阪	1,660	3,788	1,617	1,310	485	307	309	62	9,538
札 幌	149	380	134	104	35	34	17	2	855
仙 台	329	885	338	217	84	42	27	2	1,924
名 古 屋	1,064	3,838	1,558	1,186	437	261	171	30	8,545
金 沢	163	505	171	138	49	26	23	4	1,079
広 島	457	1,171	422	282	100	50	21	—	2,503
高 松	237	658	245	160	55	26	17	2	1,400
福 岡	275	718	255	208	85	28	30	7	1,606
熊 本	148	509	177	105	37	19	9	1	1,005
沖 縄	23	124	65	47	21	7	8	2	297
合 計	7,897	21,445	8,360	6,470	2,640	1,700	1,655	579	50,746

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を国税局別に示したものである。

5 - 3 相続財産種類別

被相続人数、財産価額

財産等の種類	平成6年分		平成7年分		
	被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額	
	人	百万円	人	百万円	
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	15,717	1,225,162	16,393	1,218,853
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	17,857	1,612,106	18,720	1,695,694
	宅地（借地権を含む。）	43,817	7,398,358	48,044	7,752,354
	山林	11,216	333,347	12,182	356,942
	その他の土地	11,189	685,725	12,104	706,411
	計	実 44,789	11,254,698	実 48,945	11,730,253
家屋、構築物	41,243	815,932	44,997	900,880	
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	7,963	26,361	8,120	22,186
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	2,740	10,698	2,582	10,462
	売掛金	2,104	13,413	2,001	13,520
	その他の財産	3,311	28,710	3,564	28,917
	計	実 9,938	79,181	実 10,397	75,085
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	10,443	491,241	10,936	504,863
	同上以外の株式及び出資	26,101	539,089	28,559	558,614
	公債及び社債	7,214	120,687	8,275	140,240
	投資・貸付信託受益証券	8,223	168,871	8,886	176,196
	計	実 31,973	1,319,888	実 35,023	1,379,912
現金、預貯金等	44,911	1,500,225	49,606	1,771,789	
家庭用財産	34,557	20,864	37,695	22,193	
その他の財産	生命保険金等	8,596	313,127	9,372	360,594
	退職金及び功労金等	4,278	176,345	4,391	203,964
	立木の	4,245	13,311	4,172	11,789
	その他	35,944	390,921	40,030	437,220
	計	実 37,640	893,704	実 41,777	1,013,567
合計	実 45,333	15,884,493	実 50,746	16,893,679	
債務	38,198	1,320,800	42,023	1,510,253	
葬式費用	44,594	130,748	48,862	142,374	
計	実 44,985	1,451,548	実 49,925	1,652,627	
差引純資産価額	実 45,333	14,432,945	実 50,746	15,241,052	
加算贈与財産価額	6,709	55,515	7,264	52,616	
課税価格	実 45,333	14,488,437	実 50,746	15,293,603	

調査対象等：平成7年分は、その年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成8年9月30日（平成6年分は平成7年8月31日）までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成7年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除を行ったことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成8年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成6年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成7年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,000万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。
- (2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人であつた農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の税率等（平成7年分）

税率等	課税 価格	150 万円 以下	200 万円 以下	250 万円 以下	350 万円 以下	450 万円 以下	600 万円 以下	800 万円 以下	1,000 万円 以下	1,500 万円 以下	2,500 万円 以下	4,000 万円 以下	1億円 以下	1億円 超
税 率	%	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70
控 除 額	千円	—	75	175	300	475	700	1,000	1,400	1,900	2,650	3,900	5,900	10,900

4 贈与税の主な諸控除

- (1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
- なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。
- (2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から60万円が控除される。

6 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	人 員	金 額
	人	百万円
取得財産価額（本年分）	520,701	1,457,034
配偶者控除額	21,366	308,551
基礎控除額	520,701	312,421
基礎控除後の課税価格	実 503,284	835,945
贈与税額	467,764	143,625
外国税額控除	-	-
差引納付税額	467,764	143,625
納税猶予額	3,690	19,482
納付税額	実 464,428	124,143
災害減免法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	51,203	212,316

調査対象等：平成7年中に財産の贈与を受けた者について、平成8年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）1 取得財産価額が100万円以下のものについては、標本調査により推計した。

2 「人員」欄の「実」は実人員示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	人 員	取得財産価額	納付税額
	人	百万円	百万円
平成2年分	583,693	2,568,416	343,013
3	573,155	2,059,311	239,204
4	541,503	1,647,113	161,881
5	554,696	1,748,448	159,768
6	529,657	1,526,558	131,233
7	520,701	1,457,034	124,143

（注）調査対象等は、「(1)課税状況」と同じである。

(3) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	百万円	人	百万円	人	百万円
本年分	629	25	2,284	99	3	3
過年分	1,150	1,158	9,654	2,249	47	457
合計	1,779	1,182	11,938	2,348	50	460

（注）調査対象等は、「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額		
	人 員	金 額	人 員	金 額	
	人	百万円	人	百万円	
本 年 分	申 告 額	520,790	1,456,632	464,419	123,925
	修正申告による増差額	1,382	1,585	1,673	436
	更正による増差額	3	2	3	0
	更正等による減差額	529	△ 1,256	537	△ 234
	決 定 額	22	73	22	16
	計	実 520,701	1,457,034	実 464,428	124,143
過 年 分	申 告 額	21,670	72,015	15,778	9,376
	修正申告による増差額	2,744	4,468	2,895	1,724
	更正による増差額	45	5,730	45	3,912
	更正等による減差額	1,886	△ 12,728	1,889	△ 6,125
	決 定 額	89	10,753	89	7,253
	計	実 21,047	80,239	実 15,191	16,140
合 計	申 告 額	542,460	1,528,647	480,197	133,301
	修正申告による増差額	4,126	6,053	4,568	2,160
	更正による増差額	48	5,732	48	3,912
	更正等による減差額	2,415	△ 13,984	2,426	△ 6,359
	決 定 額	111	10,825	111	7,269
	計	実 541,748	1,537,273	実 479,619	140,282

調査対象等：「本年分」は平成7年中に財産の贈与を受けた者について、平成8年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は平成6年以前に贈与を受けた者について、平成7年7月1日から平成8年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 本年分の「申告額」欄は、全数調査と取得財産価額が100万円以下のものについての標本調査による推計値の合計額である。

2 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(5) 国税局別の課税状況

国 税 局	項 目	取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
		人	百万円	人	百万円
東 京		157,623	448,172	139,831	44,526
関 東	信 越	64,181	197,441	55,706	16,891
大 阪		97,201	263,749	89,702	21,952
札 幌		14,339	36,722	12,652	2,580
仙 台		24,758	72,562	20,976	4,586
名 古 屋		75,753	202,583	69,043	16,588
金 沢		10,842	29,271	9,834	2,100
広 島		23,594	59,749	20,504	4,119
高 松		14,955	44,051	13,219	2,689
福 岡		20,357	56,150	17,836	4,082
熊 本		14,521	37,967	12,660	2,855
沖 縄		2,577	8,615	2,465	1,176
合 計		520,701	1,457,034	464,428	124,143

(注) この表は、「(1)課税状況」を国税局別に示したものである。

6-2 贈与財産価額階級別

(1) 人員、財産価額、税額

取得財産価額階級	人	取得財産価額	納付税額
	人	百万円	百万円
100万円以下	192,434	147,610	3,210
100万円超	127,997	193,970	11,218
200万円 "	126,126	349,468	23,615
400万円 "	34,580	179,660	24,838
700万円 "	16,729	150,896	19,613
1,000万円 "	14,565	221,261	18,360
2,000万円 "	7,640	164,225	7,519
3,000万円 "	470	17,440	5,543
5,000万円 "	249	32,102	10,008
合計	520,790	1,456,632	123,925

調査対象等：平成7年中に財産の贈与を受けた者について、平成8年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） この表の100万円以下については、標本調査に基づく推計値である。

(2) 国税局別の人員

（単位：人）

国税局	取得財産 価額階級	100万円 以下	100万円 超	200万円 超	400万円 超	700万円 超	1,000 万円 超	2,000 万円 超	3,000 万円 超	5,000 万円 超	合計
	東京		65,212	32,722	36,388	10,355	6,028	4,226	2,458	162	75
関東信越		20,314	15,525	17,385	5,235	2,537	2,115	994	72	31	64,208
大阪		40,946	22,475	20,859	5,682	2,699	2,713	1,768	67	39	97,228
札幌		5,736	3,369	3,201	964	520	441	94	8	3	14,336
仙台		7,377	7,115	6,282	2,048	862	810	221	33	25	24,753
名古屋		23,550	22,094	20,447	4,959	1,879	1,685	1,104	38	20	75,776
金沢		3,999	2,862	2,522	687	294	325	141	11	6	10,847
広島		8,376	6,715	5,784	1,297	508	637	272	10	3	23,602
高松		5,086	4,308	3,706	838	338	430	190	32	32	14,960
福岡		6,822	5,584	5,123	1,315	579	667	252	15	5	20,362
熊本		4,592	4,412	3,630	950	379	421	117	15	7	14,523
沖縄		424	816	819	270	106	95	29	7	3	2,569
合計		192,434	127,997	126,126	34,580	16,729	14,565	7,640	470	249	520,790

（注） この表は、「(1)人員、財産価額、税額」の「人員」欄を国税局別に示したものである。

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、財産価額

財産等の種類	平成6年分		平成7年分		
	人 員	取得財産価額	人 員	取得財産価額	
	人	百万円	人	百万円	
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	17,303	61,417	15,418	58,545
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	14,404	45,183	13,174	38,173
	宅 地（借地権を含む。）	143,161	598,071	133,205	519,270
	山 林	13,594	25,228	11,480	21,085
	そ の 他 の 土 地	12,055	28,653	11,407	24,912
	計	実 189,298	758,553	実 172,811	661,985
家屋、構築物	家屋、構築物	35,319	67,471	33,965	66,603
	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	56	86	59	52
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	29	43	59	64
	売 掛 金	12	18	14	28
	そ の 他 の 財 産	529	467	285	376
計	実 620	614	実 406	519	
有価証券	株 式 及 び 出 資	90,882	189,848	95,182	191,520
	公 債 及 び 社 債	888	1,512	683	5,056
	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	837	1,058	638	842
	計	実 92,558	192,419	実 96,484	197,417
現金、預貯金等	229,835	483,031	231,320	495,728	
家庭用財産	10	26	9	81	
その他の財産	生 命 保 険 金 等	5,530	10,467	6,039	12,028
	立 木	1,858	959	1,343	6,733
	そ の 他	6,690	13,344	8,976	15,537
	計	実 14,068	24,770	実 16,348	34,298
合 計	実 529,783	1,526,884	実 520,790	1,456,632	

調査対象等：各年分とも、その年中に財産の贈与を受けた者について、翌年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）1 取得財産価額が100万円以下のものについては、標本調査により推計した。

2 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

7 地 価 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成7年1月1日午前零時の課税時期における地価税について、平成8年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

2 地価税の概要

(1) 地価税の創設

土地基本法に定められた土地についての基本理念にのっとり、土地に対する適正かつ公平な税負担の確保を図りつつ土地政策に資するために制定された。

(2) 納税義務者

国内にある土地及び借地権等を有する個人及び法人

(3) 課税の対象

個人又は法人がその年1月1日午前零時（課税時期）において有する土地等

(4) 非課税とされる土地等

- ① 国、地方公共団体その他の法人税法別表第一に掲げる公共法人の有する土地等
- ② 社団法人・財団法人、学校法人、宗教法人その他の法人税法別表第二に掲げる公益法人等の有する土地等（定款等に定められた業務目的以外の用に供されている土地等や定款等に定められた業務目的の用に供されるための供用計画のない未利用地を除く。）
- ③ 一定の公益的な用途に供されている土地等
〔自然・国土保全等、医療・社会福祉等、文化・教育等、交通・通信等、水道・エネルギー等、その他に関するもの〕
- ④ 次の住宅の敷地（1,000㎡以下の部分に限る。共同住宅は一戸当たりで判定。）
 - イ 自己が所有し居住している住宅（1つに限る。）
 - ロ 他人に貸し付けられている住宅（法人が有するもので、当該法人の役員の住宅を除く。）
- ⑤ 1㎡当たりの評価額（更地価額）が3万円以下の土地

(5) 課税価格

個人又は法人が課税時期において有する土地等（非課税とされる土地等を除く。）の評価額の合計額

〔注〕一定の用途に供されている土地等については、課税価格の計算に算入すべき評価額が軽減される。

〔優良宅地分譲予定地等は5分の1、強い公的な規制を受けるような特定の土地等は2分の1、一定の環境施設の用に供されている土地等及び公開空地等にかかる土地等は3分の2に軽減〕

(6) 基礎控除

次のいずれか多い金額

- ① 10億円（個人及び資本金1億円以下の中小法人等については15億円）
- ② 非課税土地を除く土地等の面積×3万円〔注〕
 - （注） イ その土地が借地権等の場合 3万円×借地権等の割合
 - ロ その土地が底地の場合 3万円×低地の割合
 - ハ 3分の2軽減特例の対象となる土地 2万円
 - ニ 2分の1軽減特例の対象となる土地 1万5千円
 - ホ 5分の1軽減特例の対象となる土地 6千円

(7) 税率

1,000分の3

(8) 申告・納付

- ① 課税時期において土地等を有する者は、その年の課税価格が基礎控除の額を超えるときは、その年の10月1日から同月31日までの間に、申告する。
- ② 地価税の期限内申告書を提出した者は、地価税の額の2分の1に相当する金額を申告書の提出期限までに、その残額を翌年3月31日までに納付する。

7 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	個 人			法 人			合 計			
	件 数	課 税 価 格	税 額	件 数	課 税 価 格	税 額	件 数	課 税 価 格	税 額	
平成 5 年 分	8,473	23,619,218	31,767	実25,221	245,985,832	581,673	実33,694	269,605,050	613,440	
6	6,113	16,228,344	21,082	実22,430	207,432,556	479,463	実28,543	223,660,900	500,546	
7	4,743	12,217,075	15,098	実20,085	175,291,483	387,715	実24,828	187,508,558	402,813	
本 年 分	申 告 額	4,745	12,202,517	15,057	20,085	175,209,124	387,544	24,830	187,411,641	402,600
	修正申告による増差額	101	21,107	64	630	227,076	597	731	248,183	662
	更正による増差額	-	-	-	1	8,694	25	1	8,694	25
	更正等による減差額	27	△ 6,549	△ 23	294	△ 162,832	△ 475	321	△ 169,381	△ 498
	決 定 額	-	-	-	1	9,421	24	1	9,421	24
計	実 4,743	12,217,075	15,098	実20,085	175,291,483	387,715	実24,828	187,508,558	402,813	
過 年 分	申 告 額	31	73,514	71	80	244,118	369	111	317,632	440
	修正申告による増差額	407	112,964	298	2,117	1,349,289	3,307	2,524	1,462,253	3,605
	更正による増差額	1	161	0	9	58,200	156	10	58,361	157
	更正等による減差額	243	△ 99,672	△ 244	1,453	△ 1,463,646	△ 3,341	1,696	△ 1,563,318	△ 3,585
	決 定 額	-	-	-	8	79,640	175	8	79,640	175
計	-	86,967	126	-	267,601	666	-	354,569	792	
合 計	申 告 額	4,776	12,276,031	15,128	20,165	175,453,242	387,912	24,941	187,729,273	403,040
	修正申告による増差額	508	134,071	362	2,747	1,576,365	3,904	3,255	1,710,436	4,266
	更正による増差額	1	161	0	10	66,894	182	11	67,055	182
	更正等による減差額	270	△ 106,221	△ 267	1,747	△ 1,626,478	△ 3,816	2,017	△ 1,732,698	△ 4,083
	決 定 額	-	-	-	9	89,061	199	9	89,061	199
計	-	12,304,042	15,224	-	175,559,084	388,381	-	187,863,127	403,605	

調査対象等：「本年分」は平成7年分について、平成8年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は平成6年以前分について、平成7年7月1日から平成8年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(2) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
本 年 分	398	40	168	43	-	-
過 年 分	2,138	365	156	67	-	-
合 計	2,536	405	324	110	-	-

調査対象等：「(1)課税状況」と同じである。

(3) 国税局別課税状況

項目 国税局	個 人			法 人			合 計		
	件 数	課 税 価 格	税 額	件 数	課 税 価 格	税 額	件 数	課 税 価 格	税 額
東 京	2,973	7,777,893	9,938	8,702	100,609,119	235,940	11,675	108,387,012	245,878
関 東	700	1,634,141	1,752	1,299	5,439,987	9,783	1,999	7,074,128	11,535
大 阪	559	1,431,429	1,640	4,611	39,500,072	84,063	5,170	40,931,501	85,703
札 幌	33	91,492	117	377	2,009,255	4,158	410	2,100,747	4,275
仙 台	85	185,435	232	468	2,069,144	3,780	533	2,254,579	4,012
名 古 屋	187	489,619	626	2,080	12,128,025	23,302	2,267	12,617,644	23,928
金 沢	35	78,704	78	332	1,545,638	3,012	367	1,624,342	3,090
広 島	42	125,015	185	682	3,811,696	7,490	724	3,936,711	7,676
高 松	29	69,665	70	385	1,775,733	3,050	414	1,845,398	3,120
福 岡	92	264,429	379	712	4,404,101	9,224	804	4,668,530	9,603
熊 本	10	20,174	16	303	1,527,391	3,097	313	1,547,565	3,112
沖 縄	18	49,079	66	134	471,322	815	152	520,401	881
合 計	4,743	12,217,075	15,098	20,085	175,291,483	387,715	24,828	187,508,558	402,813

(注) 1 この表は、「(1)課税状況」を国税局別に示したものである。

2 件数は、実件数を示す。

7 - 2 課 税 価 格 等

(1) 課税価格等の状況

区 分	個 人			法 人			合 計			
	件 数	面 積	金 額	件 数	面 積	金 額	件 数	面 積	金 額	
課 税 価 格	一 般	4,885	44,830	12,011,650	19,655	903,535	159,631,590	24,340	948,365	171,643,240
	1/2特例	343	465	48,071	5,653	254,077	13,171,116	5,996	254,542	13,219,187
	2/3特例	13	8	3,961	965	4,565	792,436	978	4,573	796,397
	1/5特例	3	8	138	736	43,237	1,085,993	739	43,245	1,086,131
	計	実 4,686	45,311	12,063,820	実19,937	1,205,414	174,681,135	実24,623	1,250,725	186,744,955
基 礎 控 除	定 額	4,656	-	6,984,000	15,882	-	21,033,274	20,538	-	28,017,274
	面 積 比 例	30	-	70,471	4,055	-	22,842,903	4,085	-	22,913,374
	計	実 4,686	-	7,054,471	実19,937	-	43,876,177	実24,623	-	50,930,648
税 額	-	-	14,911	-	-	386,639	-	-	401,550	

調査対象：平成7年分の課税価格等について、平成7年10月31日まで（期限内申告）に提出された申告書に基づいて作成した。

(2) 課税価格階級別

区分	課税価格階級	件 数	課 税 対 象 土 地 等 面 積	課 税 価 格	基 礎 控 除 額	税 額
個 人		件	千㎡	百万円	百万円	百万円
	30億円以下	3,723	29,877	7,440,722	5,585,033	5,524
	50億円 "	694	8,951	2,567,422	1,044,360	4,522
	100億円 "	235	4,867	1,547,909	359,419	3,536
	500億円 "	34	1,616	507,767	65,659	1,329
	1,000億円 "	-	-	-	-	-
	5,000億円 "	-	-	-	-	-
5,000億円 超	-	-	-	-	-	
計	4,686	45,311	12,063,820	7,054,471	14,911	
法 人	30億円以下	10,415	158,019	20,820,072	13,930,031	20,489
	50億円 "	4,073	116,519	15,631,680	5,727,609	29,371
	100億円 "	2,912	141,952	20,175,604	4,841,505	45,462
	500億円 "	2,090	283,962	41,170,878	7,287,430	99,973
	1,000億円 "	225	106,757	15,840,315	2,606,443	39,067
	5,000億円 "	196	242,901	38,122,071	5,591,197	96,204
	5,000億円 超	26	155,304	22,920,515	3,891,962	56,073
計	19,937	1,205,414	174,681,135	43,876,177	386,639	
合 計	30億円以下	14,138	187,896	28,260,794	19,515,064	26,013
	50億円 "	4,767	125,470	18,199,102	6,771,969	33,893
	100億円 "	3,147	146,819	21,723,513	5,200,924	48,998
	500億円 "	2,124	285,578	41,678,645	7,353,089	101,303
	1,000億円 "	225	106,757	15,840,315	2,606,443	39,067
	5,000億円 "	196	242,901	38,122,071	5,591,197	96,204
	5,000億円 超	26	155,304	22,920,515	3,891,962	56,073
計	24,623	1,250,725	186,744,955	50,930,648	401,550	

調査対象：平成7年分の課税価格階級について、平成7年10月31日まで（期限内申告）に提出された申告書に基づいて作成した。

（注）件数は、実件数を示す。

7-3 法人業種別及び資本金階級別

(1) 業 種 別

区 分	件 数	課 税 対 象 土 地 等 面 積	課 税 価 格	基 礎 控 除 額	税 額
	件	千㎡	百万円	百万円	百万円
建 設 業	1,052	57,940	8,478,911	2,136,892	18,865
製 造 業	5,914	671,087	58,983,783	19,415,019	116,428
卸 売 業	2,980	86,913	13,357,272	4,469,563	26,345
小 売 業	1,517	70,762	11,598,625	2,460,926	26,773
料 理 飲 食 旅 館 業	652	9,904	3,537,190	902,280	7,837
金 融 保 険 業	1,040	57,810	21,808,965	2,138,778	58,479
不 動 産 業	4,543	119,919	33,254,207	7,418,783	76,860
運 輸 通 信 公 益 事 業	668	71,220	14,737,872	2,114,093	36,947
サ ー ビ ス 業	1,478	53,390	8,315,360	2,597,141	16,947
そ の 他	93	6,469	608,950	222,702	1,158
計	19,937	1,205,414	174,681,135	43,876,177	386,639

調査対象：平成7年分の課税価格等について、平成7年10月31日まで（期限内申告）に提出された申告書に基づいて作成した。

（注）件数は、実件数を示す。

(2) 資本金階級別

区 分	件 数	課 税 対 象 土 地 等 面 積	課 税 価 格	基 礎 控 除 額	税 額
	件	千㎡	百万円	百万円	百万円
100 万円未満	197	3,472	676,887	310,843	1,066
100 万円以上	149	1,784	447,020	226,497	659
200 万円 "	381	3,764	1,077,698	573,471	1,497
500 万円 "	519	6,084	1,541,717	783,217	2,252
1,000 万円 "	1,845	26,804	6,102,622	2,841,934	9,674
2,000 万円 "	3,316	63,926	11,440,053	5,164,630	18,585
5,000 万円 "	2,890	71,192	11,292,237	4,576,930	19,809
1 億円 "	6,878	230,124	35,230,217	9,494,815	76,076
10 億円 "	2,216	164,848	21,854,461	4,599,247	51,248
50 億円 "	605	76,938	9,243,836	1,951,706	21,688
100 億円 "	941	556,478	75,774,387	13,352,887	184,088
計	19,937	1,205,414	174,681,135	43,876,177	386,639

調査対象：「(1)業種別」と同じである。

（注）「100億円以上」には、保険業を営む相互会社に係る計数を含む。

8 有価証券取引税

(1) 課税状況

区 分	申告書又は徴収高計算書に記載された額					税 額	
	譲 渡 価 額				計 ①+②		
	課 税 ①	非課税 ②	他店振替等				
平成 2 年度	1,125,928,499	1,500,951,854	1,033,441,486	2,626,880,353	756,544		
3	800,841,697	1,375,104,031	779,213,554	2,175,945,728	446,896		
4	702,538,528	1,727,084,648	787,472,084	2,429,623,176	302,847		
5	862,736,887	2,062,680,524	929,269,442	2,925,417,411	437,724		
6	648,361,791	1,608,488,236	809,062,335	2,256,850,027	372,584		
7	950,595,937	1,919,933,510	1,011,487,021	2,870,529,447	473,662		
申告 納付 分	第 1 種	甲 株券、出資証券	44,853,896	7,254,029	4,572,483	52,107,925	53,825
		証券投資信託の受益証券	95,627	4,985,607	36,543	5,081,234	115
		乙 転換・新株引受権付社債券	9,988,376	743,697	2,896,839	10,732,073	5,993
		地方債証券、社債券、公社債投資	85,201,355	91,663,598	82,121,811	176,864,953	8,520
		信託・貸付信託の受益証券	459,149,940	1,051,591,902	37,657,847	1,510,741,842	45,914
	丙 国債証券	459,149,940	1,051,591,902	37,657,847	1,510,741,842	45,914	
	小 計	599,289,193	1,156,238,833	127,285,523	1,755,528,026	114,367	
	第 2 種	甲 株券、出資証券	27,079,909	—	—	27,079,909	81,239
		証券投資信託の受益証券	176,928	—	—	176,928	531
		乙 転換・新株引受権付社債券	1,688,759	—	—	1,688,759	2,702
地方債証券、社債券、公社債投資		39,317,661	—	—	39,317,661	11,798	
信託・貸付信託の受益証券		125,218,528	—	—	125,218,528	37,566	
丙 国債証券	125,218,528	—	—	125,218,528	37,566		
小 計	193,481,784	—	—	193,481,784	133,836		
計	792,770,977	1,156,238,833	127,285,523	1,949,009,810	248,203		
特別 徴収 納付 分	第 2 種	甲 株券、出資証券	60,944,073	2,863,525	73,091,626	63,807,598	182,813
		証券投資信託の受益証券	236,019	62,254	3,029,123	298,273	708
		乙 転換・新株引受権付社債券	9,965,288	704,383	10,355,816	10,669,671	15,944
		地方債証券、社債券、公社債投資	18,598,243	62,310,830	180,084,521	80,909,073	5,575
		信託・貸付信託の受益証券	68,081,335	697,753,685	617,640,411	765,835,020	20,419
丙 国債証券	68,081,335	697,753,685	617,640,411	765,835,020	20,419		
小 計	157,824,960	763,694,677	884,201,498	921,519,637	225,459		
合 計	950,595,937	1,919,933,510	1,011,487,021	2,870,529,447	473,662		
現金納付 による分	現金納付したもの	—	—	—	—	—	
	徴収決定したもの	—	—	—	—	—	
総 計	950,595,937	1,919,933,510	1,011,487,021	2,870,529,447	473,662		

調査対象等：平成7年度内における有価証券取引税の申告及び処理による課税の事績を「有価証券取引税申告書」、「徴収高計算書」及び強制徴収に基づく徴収決定済額により作成した。

用語の説明：1 第1種とは、証券会社を譲渡者とする売買による譲渡をいう。

2 第2種とは、第1種以外の譲渡をいう。

3 特別徴収納付分とは、証券会社以外の者が、証券会社への委託により有価証券の譲渡をした場合又は証券会社へ有価証券の譲渡をした場合に、その証券会社はその譲渡が行われた際その譲渡に係る有価証券取引税を現金をもって徴収し、納付することをいう。

(注) 1 「非課税」欄は、非課税団体（国及び地方公共団体）、非課税有価証券（有価証券取引税法第7条）、有価証券の非課税の譲渡（有価証券取引税法第8条）に該当するものである。

2 「他店振替等」欄は、他の証券会社からの委託売付け又は買付けした有価証券若しくは自己の他の営業所から委託売付け又は振り替られた有価証券である。

(単位：件、百万円)

更正及び強制徴収		決 定		自 主 納 付		合 計	
譲渡価額	税 額	譲渡価額	税 額	件 数	税 額	課税譲渡価額	税 額
△ 136,663	31	—	—	14,248	26,303	1,125,791,836	782,878
△ 385,149	340	—	—	13,045	21,015	800,456,548	468,252
△ 160,929	△ 3	—	—	9,316	10,769	702,377,599	313,613
3,466	37	—	—	9,822	7,731	862,740,353	445,492
△ 875,645	△ 83	—	—	9,833	6,627	647,486,146	379,129
△ 1,314,025	△ 539	—	—	9,022	5,432	949,281,912	478,555
△ 4,525	△ 10	—	—	—	—	44,849,371	53,814
△ 286,394	△ 344	—	—	—	—	△ 190,767	△ 229
298	△ 0	—	—	—	—	9,988,674	5,993
△ 13,258	△ 1	—	—	—	—	85,188,097	8,519
△ 894,408	△ 89	—	—	—	—	458,255,532	45,825
△ 1,198,286	△ 445	—	—	—	—	598,090,907	113,922
△ 4,260	△ 31	—	—	—	—	27,075,649	81,208
△ 135	△ 0	—	—	—	—	176,793	530
△ 29	△ 0	—	—	—	—	1,688,730	2,702
△ 96,261	△ 29	—	—	—	—	39,221,400	11,769
△ 839	△ 0	—	—	—	—	125,217,689	37,566
△ 101,526	△ 61	—	—	—	—	193,380,258	133,775
△ 1,299,812	△ 506	—	—	—	—	791,471,165	247,697
△ 14,863	△ 33	—	—	—	—	60,929,210	182,780
—	—	—	—	—	—	236,019	708
△ 627	△ 0	—	—	—	—	9,964,661	15,943
3,875	1	—	—	—	—	18,602,118	5,577
△ 2,658	△ 1	—	—	—	—	68,078,677	20,418
△ 14,274	△ 33	—	—	—	—	157,810,686	225,426
△ 1,314,086	△ 539	—	—	—	—	949,281,851	473,123
—	—	—	—	9,022	5,432	—	5,432
61	0	—	—	—	—	61	0
△ 1,314,025	△ 539	—	—	9,022	5,432	949,281,912	478,555

(2) 加算税の状況

区 分	金 額
過少申告加算税	百万円 0
無申告加算税	7
重加算税	—
不納付加算税	1
計	8

(3) 証券会社数

納 付 区 分	本店一 括納付 を選択 のもの	その他 のもの	計
本 店	211	74	285
営業所	2,561	内 17 99	2,660

調査事点：平成8年3月31日
(注) 内書は納付税額のないものを示した。

有価証券取引税の税率

(平成元年4月1日以降)

第1種(証券会社を譲渡者とする売買による譲渡)

甲 … 譲渡価額の1万分の12

乙 … 譲渡価額の1万分の6

丙 … 譲渡価額の1万分の1

第2種(第1種以外の譲渡)

甲 … 譲渡価額の1万分の30

乙 … 譲渡価額の1万分の16

丙 … 譲渡価額の1万分の3

(4) 国税局別の課税状況

区分 国税局	申告納付分				特別徴収分		合計		証券会社 (本店)数	証券会社 営業所数
	第1種		第2種		第2種		課税譲渡 価額	税額		
	課税譲渡 価額	税額	課税譲渡 価額	税額	課税譲渡 価額	税額				
	億円	百万円	億円	百万円	億円	百万円	億円	百万円	社	所
東京	5,666,401	105,458	1,378,172	102,592	1,412,285	197,514	8,456,857	408,876	155	886
関東信越	6,843	121	35,215	1,908	7,555	1,969	49,613	4,077	23	336
大阪	200,437	4,909	316,480	19,740	125,431	18,145	642,348	44,183	46	560
札幌	2,918	50	14,357	982	1,724	224	19,000	1,280	3	38
仙台	5,953	60	24,045	875	1,638	211	31,636	1,184	3	68
名古屋	80,700	2,688	60,527	3,785	18,802	4,488	160,029	11,428	24	335
金沢	5,989	61	15,779	755	2,367	699	24,135	1,533	11	80
広島	4,317	312	50,824	1,713	3,753	864	58,894	2,921	8	135
高松	1,991	23	14,942	580	1,960	576	18,893	1,197	6	82
福岡	4,363	228	9,652	341	1,624	469	15,639	1,067	3	84
熊本	734	8	9,973	363	311	89	11,018	480	1	45
沖縄	262	4	3,838	142	657	178	4,757	329	2	11
合計	5,980,909	113,922	1,933,803	133,775	1,578,107	225,426	9,492,819	478,555	285	2,660

(注) 1 この表は、「(1)課税状況」、「(3)証券会社数」を国税局別に示したものである。

2 合計欄には、現金納付による分を含む。

第Ⅲ編 間接国税編

- 9 消 費 税
- 10 酒 税
- 11 た ば こ 税
- 12 揮発油税及び
地方道路税
- 13 石 油 ガ ス 税
- 14 航 空 機 燃 料 税
- 15 石 油 税
- 16 取 引 所 税
- 17 印 紙 税
- 18 電 源 開 発 促 進 税

9 消費 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税事績をそれぞれ示したものである。

2 消費税の概要

(1) 消費税の創設

昭和63年度の税制の抜本改革の一つとして、消費税が創設され、平成元年4月1日から適用された。

(2) 納税義務者

国内取引・・・課税資産の譲渡等を行う事業者

輸入取引・・・課税貨物を保税地域から引き取る者

(3) 課税標準

国内取引・・・課税資産の譲渡等の対価

輸入取引・・・保税地域からの引取価格

(4) 税額の計算

国内取引・・・納付税額＝ $\frac{\text{課税期間中の課税売上高} \times 3\%}{\text{（売上げに係る消費税額）}} - \frac{\text{課税期間中の課税仕入高} \times 3\%}{\text{（仕入れに係る消費税額）}}$

輸入取引・・・納付税額＝保税地域からの引取価格×3%

（注）普通乗用自動車に係る税率については、平成4年3月31日までは6%、平成6年3月31日までは4.5%、平成6年4月1日以降は3%。

(5) 申告及び納付

国内取引・・・課税期間（個人事業者＝暦年、法人＝事業年度）の終了後2か月以内に確定申告書を提出し、納付する。

（注）個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。

輸入取引・・・課税貨物を保税地域から引き取る時まで、輸入申告書を提出し、納付する。

(6) 免税取引及び非課税取引（国内取引分）

イ 輸取出引は、免税とされている。

ロ 非課税取引の主なものは、次のとおりである。

消費税の性格上、課税することになじまないもの	①土地の譲渡及び貸付け、②公社債や株式の譲渡、③利子、保険料、保証料、④郵便切手、印紙等の譲渡、⑤商品券の譲渡など
社会政策的な配慮に基づくもの	①社会保険医療等、②社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等、③学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、④住宅家賃など

(7) 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等（国内取引分）

イ 納税義務の免除

基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。

なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。

ロ 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が4億円以下（平成3年9月30日以前に開始した課税期間にあつては5億円以下）の事業者は、課税売上高だけから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

（算式） 納付税額＝課税期間の課税売上高×3%×（1－みなし仕入率）

ハ 限界控除制度

課税期間の課税売上高が5,000万円未満（平成3年9月30日以前に開始した課税期間にあつては6,000万円未満）の事業者は、本来納付すべき税額から一定額（限界控除税額）を軽減する限界控除制度の適用がある。

（算式）
 納付税額＝本来納付すべき税額－ $\left[\begin{array}{l} \text{（限界控除税額）} \\ \text{本来納付すべき税額} \times \frac{5,000\text{万円} - \text{課税期間の課税売上高}}{2,000\text{万円}} \end{array} \right]$

（注）平成3年9月30日以前に開始する課税期間にあつては5,000万円を6,000万円と2,000万円を3,000万円として計算する。

9 消費 税 表

(1) 課税状況

区 分	個人事業者		法 人		合 計		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
平成2年度	納税申告	703,525	194,105	1,326,155	5,386,357	2,029,680	5,580,462
	還付申告	51,474	80,975	74,390	1,225,177	125,864	1,306,152
3	納税申告計	755,650	203,758	1,439,791	6,009,105	2,195,441	6,212,863
	還付申告及び処理	39,630	74,928	66,951	1,166,966	106,581	1,241,894
4	納税申告計	754,473	264,995	1,530,758	6,429,485	2,285,231	6,694,481
	還付申告及び処理	20,695	37,419	66,201	1,085,541	86,896	1,122,960
5	納税申告計	767,265	249,952	1,622,064	6,836,380	2,389,329	7,086,332
	還付申告及び処理	18,408	30,228	65,561	988,191	83,969	1,018,419
6	納税申告計	737,212	239,099	1,652,537	6,942,555	2,389,749	7,181,654
	還付申告及び処理	17,176	23,309	63,565	1,002,974	80,741	1,026,283
7	納税申告計	702,031	229,306	1,661,984	6,937,437	2,364,015	7,166,742
	還付申告及び処理	15,803	16,561	64,047	993,359	79,850	1,009,920
現 年 分	一般申告及び処理	261,767	81,005	708,214	6,059,137	969,981	6,140,142
	簡易申告及び処理	440,264	148,301	953,770	878,300	1,394,034	1,026,601
	納税申告計	702,031	229,306	1,661,984	6,937,437	2,364,015	7,166,742
	うち限界控除適用分	407,256	72,876	345,298	64,948	752,554	137,823
	還付申告及び処理	15,803	16,561	64,047	993,359	79,850	1,009,920
既往年分	申告及び処理による増差税額のあるもの	87,414	13,355	115,348	51,669	202,762	65,024
	申告及び処理による減差税額のあるもの	4,551	1,372	8,979	17,261	13,530	18,633
差 引 計	実 734,171	224,727	実 1,736,786	5,978,486	実 2,470,957	6,203,213	
加 算 税	44,856	2,181	97,968	8,504	142,824	10,685	

調査期間等：「現年分」は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までに終了した課税期間について、平成8年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については平成8年9月30日までの申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成7年3月31日以前に終了した課税期間について、平成7年7月1日から平成8年6月30日までの間の申告（平成7年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 平成2年度は、当初申告による課税事績である。
 2 限界控除適用分の件数は、「納税申告計」の内訳であり、税額は限界控除税額である。
 3 税関分は含まない。
 4 件数欄の「実」は、実件数を示す。

付表 課税事業者（選択）届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	合 計
2,455,472 件	96,685 件	2,552,157 件

調査期間等：平成7年度末（平成8年3月31日現在）の届出件数を示している。

(注) 課税事業者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

(2) 税関分の課税状況

区 分	納税申告件数	納税申告税額
	件	百万円
平成2年度	4,466,456	1,071,374
3	4,725,675	978,603
4	4,775,429	911,954
5	5,290,020	840,867
6	5,975,503	892,814
7	6,948,305	1,023,990

調査期間等：各年4月1日から翌年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(3) 都道府県別課税状況等 (その1 個人事業者)

国税局・ 都道府道	区 分	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		納税申告計		うち限界控 除適用件数
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
		件	百万円	件	百万円	件	百万円	件
東 京	東神奈川 千山葉梨 計	22,784	7,735	49,018	17,735	71,802	25,470	45,996
		11,024	2,826	17,949	5,644	28,973	8,470	18,939
		8,386	2,195	14,092	4,324	22,478	6,519	14,170
		2,645	743	4,517	1,397	7,162	2,141	4,217
	計	44,839	13,500	85,576	29,100	130,415	42,600	83,322
関 信	埼茨栃群 越栃長新 計	9,815	2,445	16,956	4,940	26,771	7,385	16,671
		6,730	2,178	10,881	3,628	17,611	5,806	10,040
		3,391	736	5,469	1,465	8,860	2,202	5,681
		3,985	1,020	6,126	1,604	10,111	2,624	6,430
		4,129	993	7,187	2,089	11,316	3,082	7,110
		5,275	1,651	8,249	2,715	13,524	4,366	7,624
	計	33,325	9,024	54,868	16,442	88,193	25,465	53,556
大 阪	大京阪 兵奈和滋 歌山賀 計	27,017	9,919	44,311	17,501	71,328	27,419	36,845
		7,840	2,985	11,946	4,292	19,786	7,277	10,559
		12,402	4,663	20,815	8,486	33,217	13,149	16,752
		3,989	1,605	6,099	2,364	10,088	3,969	4,999
		3,570	1,409	6,204	2,375	9,774	3,784	4,869
		3,325	1,093	5,026	1,964	8,351	3,057	4,419
	計	58,143	21,675	94,401	36,981	152,544	58,656	78,443
札 幌	北 海 道	7,438	1,879	15,562	4,096	23,000	5,975	15,220
仙 台	宮岩福 秋青山 計	3,835	1,004	6,146	1,770	9,981	2,774	5,792
		2,973	830	4,427	1,570	7,400	2,400	4,065
		3,352	843	5,784	1,564	9,136	2,408	5,533
		2,352	623	4,673	1,448	7,025	2,071	4,035
		3,603	1,137	4,767	1,722	8,370	2,858	4,372
		2,302	576	4,483	1,326	6,785	1,903	3,967
	計	18,417	5,014	30,280	9,400	48,697	14,413	27,764
名 古 屋	愛静三 岐重阜 計	18,509	5,650	27,209	9,260	45,718	14,911	26,431
		9,551	2,954	16,244	4,924	25,795	7,878	15,547
		4,637	1,740	8,569	3,017	13,206	4,757	7,132
		6,116	1,916	10,074	3,289	16,190	5,205	9,209
	計	38,813	12,260	62,096	20,490	100,909	32,750	58,319
金 沢	石福富 川井山 計	3,034	1,048	5,500	1,833	8,534	2,881	4,819
		2,448	780	3,759	1,188	6,207	1,968	3,515
		2,700	1,229	5,544	2,134	8,244	3,364	4,376
		8,182	3,057	14,803	5,155	22,985	8,213	12,710
広 島	広山岡 島鳥島 計	5,449	1,307	8,414	2,463	13,863	3,769	8,432
		2,783	845	5,434	1,738	8,217	2,583	4,767
		3,097	805	4,968	1,448	8,065	2,253	4,815
		1,092	317	1,874	581	2,966	898	1,764
		1,404	401	3,037	1,007	4,441	1,409	2,553
		13,825	3,675	23,727	7,238	37,552	10,913	22,331
高 松	香愛徳 高島知 計	1,593	342	2,545	666	4,138	1,009	2,727
		2,949	724	5,128	1,644	8,077	2,368	4,714
		1,414	302	2,191	603	3,605	905	2,173
		1,806	632	3,107	1,117	4,913	1,749	2,735
		7,762	2,000	12,971	4,031	20,733	6,031	12,349
福 岡	福佐岡 長賀崎 計	9,941	3,115	17,377	6,073	27,318	9,188	15,321
		1,865	667	3,975	1,399	5,840	2,066	3,164
		3,421	1,016	5,927	1,969	9,348	2,985	5,231
		15,227	4,798	27,279	9,441	42,506	14,239	23,716
熊 本	熊大熊 本鹿宮 計	3,660	845	5,079	1,515	8,739	2,360	5,301
		2,010	442	3,272	941	5,282	1,383	3,275
		3,550	855	4,037	1,182	7,587	2,037	4,463
		3,404	880	3,277	978	6,681	1,858	3,722
		12,624	3,022	15,665	4,616	28,289	7,639	16,761
冲 縄	冲 縄	3,172	1,100	3,036	1,311	6,208	2,411	2,765
全 国	計	261,767	81,005	440,264	148,301	702,031	229,306	407,256

(注) この表は、「課税状況表の本年分」を都道府県別に示したものである。(加算税は除く。)

還付申告及び処理		既往年分の申告及び処理		合 計		区 分	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	国税局・都道府県	
件	百万円	件	百万円	件	百万円		
1,949	3,145	9,804	1,245	75,624	23,571	東 京	東 奈 川 葉 梨 } 神 千 山 計
829	1,377	4,016	484	30,659	7,577		
503	758	3,309	432	23,597	6,193		
106	104	937	105	7,383	2,142		
3,387	5,384	18,066	2,266	137,263	39,482		
639	1,126	3,118	521	28,129	6,780	東 越	埼 茨 栃 群 長 新 } 城 木 馬 野 潟 } 計
241	188	1,717	224	18,124	5,842		
156	138	914	161	9,197	2,225		
181	131	1,089	122	10,451	2,615		
261	234	1,215	142	11,759	2,989		
212	165	1,534	241	14,016	4,442		
1,690	1,982	9,587	1,411	91,676	24,894		
1,961	2,178	11,853	1,856	75,412	27,097	大 阪	大 京 兵 奈 和 滋 } 都 部 歌 計
420	431	2,825	357	20,599	7,203		
1,459	1,084	4,768	1,144	37,243	13,209		
215	197	1,677	232	10,514	4,004		
131	88	1,441	195	10,089	3,891		
146	88	1,385	189	8,715	3,157		
4,332	4,068	23,949	3,973	162,572	58,561		
471	443	2,697	284	23,955	5,815	北 海 道 札 幌	宮 岩 福 秋 青 山 } 城 手 島 田 森 形 } 計
167	191	1,317	134	10,305	2,718		
124	75	873	80	7,620	2,404		
165	125	925	92	9,440	2,374		
56	63	784	83	7,159	2,090		
109	59	896	127	8,628	2,926		
72	35	759	79	6,953	1,947		
693	549	5,554	595	50,105	14,459		
1,243	1,030	6,632	758	47,953	14,638	名 古 屋	愛 静 三 岐 } 知 岡 重 阜 } 計
471	353	3,900	335	26,665	7,860		
239	181	1,735	268	13,700	4,845		
342	233	2,133	210	16,795	5,183		
2,295	1,796	14,400	1,572	105,113	32,526		
110	90	1,202	103	8,749	2,895	石 福 富 } 川 井 山 } 計	金 沢
132	91	662	51	6,372	1,928		
106	96	1,130	83	8,423	3,351		
348	277	2,994	238	23,544	8,174		
296	331	1,686	206	14,379	3,645		
114	72	1,049	102	8,449	2,614	広 島	広 山 岡 島 島 } 島 口 山 取 根 } 計
145	119	1,069	107	8,333	2,241		
46	18	360	37	3,062	917		
45	41	532	44	4,539	1,412		
646	580	4,696	495	38,762	10,828		
91	70	548	61	4,313	1,000	香 愛 德 高 } 媛 島 知 } 計	高 松
145	111	978	99	8,343	2,356		
67	39	381	37	3,741	903		
89	102	538	63	5,084	1,710		
392	323	2,445	261	21,481	5,969		
416	444	3,073	393	28,220	9,136	福 佐 長 } 岡 賀 崎 } 計	福 岡
107	104	539	50	6,020	2,012		
184	121	891	120	9,674	2,984		
707	670	4,503	562	43,914	14,132		
196	120	821	80	9,052	2,320		
120	94	544	51	5,474	1,340	熊 大 鹿 宮 } 本 分 島 崎 } 計	熊 本
209	69	659	70	7,891	2,038		
211	87	614	60	6,971	1,831		
736	371	2,638	262	29,388	7,530		
106	119	436	65	6,398	2,357		
15,803	16,561	91,965	11,983	734,171	224,727	全 国 計	

(3) 都道府県別課税状況等 (その2 法 人)

国税局・ 都道府道	区 分		一般申告及び処理		簡易申告及び処理		納 税 申 告 計		うち限界控 除適用件数
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
東 京	東神奈川 千山葉梨 計	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
		133,420	2,375,245	177,383	155,310	310,803	2,530,556	71,916	
		37,685	240,139	63,758	53,773	101,443	293,913	26,409	
		23,960	99,003	34,996	30,122	58,956	129,125	14,410	
4,472	21,755	6,294	6,013	10,766	27,768	2,031			
199,537	2,736,143	282,431	245,218	481,968	2,981,361	114,766			
関 信	埼茨栃群長 野新 計	28,329	119,512	47,880	39,245	76,209	158,756	19,228	
		11,657	57,942	17,696	16,746	29,353	74,688	6,024	
		10,693	43,638	17,752	13,930	28,445	57,568	6,592	
		11,564	54,900	16,594	14,217	28,158	69,117	6,288	
		12,288	67,277	18,070	16,626	30,358	83,904	6,539	
		13,664	72,510	17,430	17,035	31,094	89,545	5,714	
		88,195	415,779	135,422	117,800	223,617	533,579	50,385	
大 阪	大京兵奈和 歌山賀 計	68,071	719,108	70,127	69,969	138,198	789,077	23,681	
		15,563	100,479	17,684	16,355	33,247	116,834	6,313	
		25,557	196,418	28,835	27,999	54,392	224,417	9,787	
		4,621	20,170	4,614	4,932	9,235	25,103	1,497	
		4,839	20,363	5,233	5,164	10,072	25,527	1,611	
		5,333	27,166	5,990	6,104	11,323	33,270	1,871	
123,984	1,083,705	132,483	130,523	256,467	1,214,227	44,760			
札 幌	北 海 道	31,592	166,454	41,231	38,630	72,823	205,084	15,003	
仙 台	宮岩福秋青 森山 計	10,217	70,362	15,463	14,556	25,680	84,918	5,020	
		4,982	28,159	7,504	7,916	12,486	36,076	2,105	
		9,585	47,845	15,772	14,402	25,357	62,247	5,547	
		4,372	22,825	7,156	7,295	11,528	30,120	2,012	
		5,895	26,687	7,247	7,464	13,142	34,151	2,143	
		5,053	30,496	8,365	8,112	13,418	38,608	2,527	
40,104	226,375	61,507	59,745	101,611	286,120	19,354			
名 古 屋	愛静三岐 重早 計	44,303	377,786	53,918	49,753	98,221	427,539	19,519	
		20,803	119,237	29,348	27,107	50,151	146,344	10,071	
		8,623	43,903	10,316	10,090	18,939	53,993	3,401	
		12,128	65,850	14,875	14,215	27,003	80,065	4,886	
85,857	606,776	108,457	101,166	194,314	707,942	37,877			
金 沢	石福富 川井山 計	7,034	39,542	9,178	8,824	16,212	48,366	3,045	
		5,788	31,019	6,924	6,571	12,712	37,590	2,272	
		6,166	52,932	7,505	8,121	13,671	61,053	2,107	
		18,988	123,494	23,607	23,516	42,595	147,010	7,424	
広 島	広山岡島 島山取根 計	16,799	108,079	22,514	20,493	39,313	128,572	8,162	
		6,117	38,612	9,726	9,501	15,843	48,113	3,051	
		10,278	58,296	14,648	13,343	24,926	71,640	5,038	
		2,620	13,766	4,273	4,276	6,893	18,042	1,287	
		3,176	16,371	5,323	5,296	8,499	21,667	1,552	
38,990	235,124	56,484	52,908	95,474	288,033	19,090			
高 松	香愛徳高 島知 計	6,300	41,325	8,691	7,439	14,991	48,764	3,442	
		7,126	39,613	10,593	10,413	17,719	50,027	3,465	
		4,277	17,559	6,335	5,654	10,612	23,213	2,125	
		3,580	15,907	4,886	4,906	8,466	20,813	1,414	
21,283	114,404	30,505	28,412	51,788	142,816	10,446			
福 岡	福佐長 岡賀崎 計	22,184	167,128	27,351	27,521	49,535	194,649	8,881	
		2,878	16,774	4,648	4,695	7,526	21,469	1,247	
		5,690	28,543	8,507	8,179	14,197	36,721	2,573	
		30,752	212,444	40,506	40,394	71,258	252,839	12,701	
熊 本	熊大鹿 宮児 計	7,759	36,835	11,432	10,736	19,191	47,571	3,896	
		5,085	26,092	8,524	8,039	13,609	34,132	2,859	
		6,929	33,309	10,476	10,204	17,405	43,513	3,401	
		4,459	20,127	6,940	6,857	11,399	26,983	2,035	
		24,232	116,363	37,372	35,836	61,604	152,200	12,191	
沖 縄	沖 縄	4,700	22,075	3,765	4,152	8,465	26,226	1,301	
全 国	計	708,214	6,059,137	953,770	878,300	1,661,984	6,937,437	345,298	

(注) この表は、「課税状況表の本年分」を都道府県別に示したものである。(加算税は除く。)

還付申告及び処理		既往年分の申告及び処理		合 計		区 分	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	国税局・都道府県	
件	百万円	件	百万円	件	百万円		
20,670	459,775	23,207	12,027	333,538	2,082,807	東 京	東神奈川 計
3,351	46,042	6,259	1,583	105,388	249,454		
1,653	9,474	3,708	649	60,972	120,301		
281	1,895	743	151	11,132	26,023		
25,955	517,186	33,917	14,410	511,030	2,478,585		
1,663	7,561	4,982	1,157	78,321	152,353	東 越	埼 玉 茨 城 栃 木 群 馬 野 潟 計
651	4,553	2,260	563	30,243	70,699		
597	3,834	1,584	360	29,196	54,094		
615	4,260	1,850	506	28,894	65,363		
911	9,682	1,849	371	31,483	74,592		
773	5,497	1,743	331	32,004	84,380		
5,210	35,387	14,268	3,289	230,141	501,481		
9,202	190,856	13,343	4,161	148,203	602,381	大 阪	大 阪 兵 庫 和 歌 山 賀 計
1,004	11,629	3,018	275	34,495	105,480		
3,811	28,548	3,733	1,599	59,000	197,468		
351	2,586	1,023	181	9,659	22,697		
261	1,782	995	264	10,402	24,009		
324	3,481	1,256	320	11,770	30,109		
14,953	238,882	23,368	6,800	273,529	982,145		
1,552	9,240	5,405	902	74,940	196,745	札 幌	北 海 道 宮 城 福 島 青 森 計
599	6,172	1,853	507	26,522	79,253		
303	1,700	1,043	92	12,918	34,467		
584	8,516	1,264	334	26,154	54,065		
268	2,055	841	143	11,936	28,208		
382	4,546	901	237	13,654	29,843		
312	2,125	947	119	13,809	36,603		
2,448	25,113	6,849	1,432	104,993	262,439		
3,053	72,353	9,387	1,739	101,548	356,925	名 古 屋	愛 知 岡 崎 重 信 計
1,174	19,498	4,281	692	51,500	127,538		
526	3,651	1,726	349	19,568	50,691		
803	4,262	2,675	643	27,945	76,447		
5,556	99,764	18,069	3,424	200,561	611,601		
432	2,880	1,045	165	16,702	45,651	金 沢	石 川 福 井 計
498	1,982	832	132	13,189	35,740		
365	2,395	835	150	14,092	58,808		
1,235	7,257	2,712	446	43,983	140,200		
921	11,072	2,650	423	40,427	117,923		
411	2,340	1,266	353	16,377	46,125	広 島	広 島 計
472	3,000	1,669	223	25,541	68,862		
192	1,102	495	67	7,152	17,007		
174	1,330	575	77	8,731	20,414		
2,170	18,845	6,655	1,143	98,228	270,331		
383	6,680	1,180	150	15,436	42,234	高 松	香 川 愛 媛 徳 島 高 知 計
503	7,012	1,359	380	18,349	43,395		
285	1,374	697	218	10,979	22,057		
243	1,144	681	141	8,807	19,810		
1,414	16,209	3,917	890	53,571	127,496		
1,254	12,778	3,364	644	51,078	182,516	福 岡	福 岡 計
167	1,211	476	29	7,726	20,287		
374	1,966	849	167	14,698	34,922		
1,795	15,955	4,689	841	73,502	237,725		
405	2,852	1,061	119	19,689	44,839		
324	1,625	1,017	191	14,011	32,698	本 州	熊 本 計
369	1,357	981	123	17,876	42,279		
254	1,008	739	116	11,717	26,091		
1,352	6,842	3,798	549	63,293	145,907		
407	2,679	680	283	9,015	23,831		
64,047	993,359	124,327	34,408	1,736,786	5,978,486	全 国 計	

(3) 都道府県別課税状況表 (その3 合計)

区 分 国税局・ 都道府県	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		納 税 申 告			還付申告及び処理		
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	うち 限界控除 適用件数	件 数	税 額	
										件
東 京	東 京	156,204	2,382,980	226,401	173,046	382,605	2,556,026	117,912	22,619	462,920
	神奈川	48,709	242,966	81,707	59,417	130,416	302,382	45,348	4,180	47,419
	千葉	32,346	101,199	49,088	34,445	81,434	135,644	28,580	2,156	10,232
	山梨	7,117	22,498	10,811	7,410	17,928	29,909	6,248	387	1,999
	計	244,376	2,749,643	368,007	274,318	612,383	3,023,961	198,088	29,342	522,570
関 東	埼 玉	38,144	121,956	64,836	44,185	102,980	166,141	35,899	2,302	8,687
	茨 城	18,387	60,121	28,577	20,374	46,964	80,495	16,064	892	4,741
	栃 木	14,084	44,374	23,221	15,396	37,305	59,769	12,273	753	3,972
	群 馬	15,549	55,920	22,720	15,821	38,269	71,742	12,718	796	4,391
	新 潟	16,417	68,270	25,257	18,716	41,674	86,985	13,649	1,172	9,917
計	121,520	424,802	190,290	134,242	311,810	559,044	103,941	6,900	37,368	
大 阪	大 阪	95,088	729,027	114,438	87,469	209,526	816,496	60,526	11,163	193,035
	京 都	23,403	103,464	29,630	20,647	53,033	124,111	16,872	1,424	12,060
	兵 庫	37,959	201,082	49,650	36,485	87,609	237,567	26,539	5,270	29,633
	和 歌 山	8,610	21,776	10,713	7,296	19,323	29,072	6,496	566	2,784
	滋 賀	8,409	21,772	11,437	7,539	19,846	29,311	6,480	392	1,870
計	182,127	1,105,379	226,884	167,504	409,011	1,272,883	123,203	19,285	242,950	
札 幌	北 海 道	39,030	166,333	56,793	42,726	95,823	211,059	30,223	2,023	9,684
仙 台	宮 城	14,052	71,366	21,609	16,326	35,661	87,692	10,812	766	6,363
	岩 手	7,955	28,989	11,931	9,486	19,886	38,475	6,170	427	1,776
	福 馬	12,937	48,688	21,556	15,966	34,493	64,655	11,080	749	8,642
	秋 田	6,724	23,449	11,829	8,742	18,553	32,191	6,047	324	2,118
	青 山	9,498	27,824	12,014	9,186	21,512	37,010	6,515	491	4,604
計	58,521	231,389	91,787	69,145	150,308	300,534	47,118	3,141	25,662	
名 古 屋	愛 知	62,812	383,436	81,127	59,014	143,939	442,450	45,950	4,296	73,384
	静 岡	30,354	122,191	45,592	32,031	75,946	154,222	25,618	1,645	19,851
	三 岐	13,260	45,643	18,885	13,108	32,145	58,750	10,533	765	3,831
	重 慶	18,244	67,766	24,949	17,504	43,193	85,270	14,095	1,145	4,495
	計	124,670	619,036	170,553	121,656	295,223	740,692	96,196	7,851	101,561
金 沢	石 川	10,068	40,590	14,678	10,657	24,746	51,247	7,864	542	2,969
	福 井	8,236	31,799	10,683	7,759	18,919	39,558	5,787	570	2,073
	富 山	8,866	54,162	13,049	10,255	21,915	64,417	6,483	471	2,491
	計	27,170	126,551	38,410	28,671	65,580	155,222	20,134	1,583	7,533
	広 島	広 島	22,248	109,385	30,928	22,956	53,176	132,341	16,594	1,217
山 口		8,900	39,457	15,160	11,239	24,060	50,696	7,818	525	2,412
山 形		13,375	59,101	19,616	14,791	32,991	73,893	9,853	617	3,119
鳥 取		3,712	14,083	6,147	4,857	9,859	18,940	3,051	238	1,120
根 拠		4,580	16,772	8,360	6,303	12,940	23,075	4,105	219	1,371
計	52,815	238,800	80,211	60,146	133,026	298,946	41,421	2,816	19,424	
高 松	香 川	7,893	41,667	11,236	8,105	19,129	49,772	6,169	474	6,749
	愛 媛	10,075	40,337	15,721	12,058	25,796	52,395	8,179	648	7,123
	徳 島	5,691	17,861	8,526	6,237	14,217	24,118	4,298	352	1,413
	高 知	5,386	16,539	7,993	6,023	13,379	22,562	4,149	332	1,246
	計	29,045	116,404	43,476	32,443	72,521	148,847	22,795	1,806	16,532
福 岡	福 岡	32,125	170,243	44,728	33,594	76,853	203,837	24,202	1,670	13,222
	佐 賀	4,743	17,441	8,623	6,094	13,366	23,535	4,411	274	1,315
	長 崎	9,111	29,559	14,434	10,147	23,545	39,706	7,804	558	2,087
	計	45,979	217,242	64,785	49,836	113,764	267,078	36,417	2,502	16,624
	熊 本	熊 本	11,419	37,680	16,511	12,251	27,930	49,931	9,197	601
大 分		7,095	26,535	11,796	8,981	18,891	35,515	6,134	444	1,720
鹿 児 島		10,479	34,164	14,513	11,386	24,992	45,550	7,864	578	1,426
宮 崎		7,863	21,007	10,217	7,834	18,080	28,841	5,757	465	1,095
計		36,856	119,386	53,037	40,453	89,893	159,838	28,952	2,088	7,213
沖 縄	沖 縄	7,872	23,175	6,801	5,463	14,673	28,638	4,066	513	2,798
全 国 計	969,981	6,140,142	1,394,034	1,026,601	2,364,015	7,166,742	752,554	79,850	1,009,920	

(注) この表は、「課税状況表の本年分」、「課税事業者(選択)届出件数」を都道府県別に示したものである。(加算税は除く。)

既往年分の申告及び処理		合 計		課 税 事 業 者 (選 択) 届 出 件 数			区 分 国税局・ 都道府県
				課 税 事 業 者 届 出	課 税 事 業 者 選 択 届 出	合 計	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	件 数	件 数	
33,011	13,272	409,162	2,106,378	401,928	24,057	425,985	東 京 東 京 東 京 東 京 東 京 計
10,275	2,067	136,047	257,031	136,003	7,299	143,302	
7,017	1,082	84,569	126,494	86,084	4,042	90,126	
1,680	256	18,515	28,165	18,622	595	19,217	
51,983	16,677	648,293	2,518,068	642,637	35,993	678,630	
8,100	1,678	106,450	159,133	104,961	4,353	109,314	東 越 東 越 東 越 東 越 東 越 計
3,977	787	48,367	76,541	48,505	1,396	49,901	
2,498	521	38,393	56,319	37,312	1,302	38,614	
2,939	628	39,345	67,979	38,325	1,159	39,484	
3,064	513	43,242	77,582	43,013	1,697	44,710	
3,277	572	46,020	88,822	45,585	1,295	46,880	
23,855	4,699	321,817	526,375	317,701	11,202	328,903	
25,196	6,017	223,615	629,479	219,384	8,283	227,667	大 阪 大 阪 大 阪 大 阪 大 阪 計
5,843	632	55,094	112,683	54,596	1,874	56,470	
8,501	2,743	96,243	210,677	93,246	4,363	97,609	
2,700	413	20,173	26,702	19,925	701	20,626	
2,436	459	20,491	27,900	20,751	517	21,268	
2,641	509	20,485	33,266	20,394	730	21,124	
47,317	10,772	436,101	1,040,706	428,296	16,468	444,764	
8,102	1,185	98,895	202,561	102,698	3,153	105,851	北 海 道 札 幌
3,170	641	36,827	81,971	36,961	1,266	38,227	仙 台 仙 台 仙 台 仙 台 仙 台 計
1,916	171	20,538	36,871	20,579	589	21,168	
2,189	426	35,594	56,439	35,566	1,081	36,647	
1,625	226	19,095	30,298	19,053	521	19,574	
1,797	364	22,282	32,769	22,284	701	22,985	
1,706	198	20,762	38,550	20,811	514	21,325	
12,403	2,027	155,098	276,898	155,254	4,672	159,926	
16,019	2,497	149,501	371,563	143,826	5,203	149,029	名 古 屋 名 古 屋 名 古 屋 名 古 屋 名 古 屋 計
8,181	1,027	78,165	135,398	75,912	2,375	78,287	
3,461	617	33,268	55,536	32,989	966	33,955	
4,808	854	44,740	81,629	43,680	1,273	44,953	
32,469	4,995	305,674	644,127	296,407	9,817	306,224	
2,247	268	25,451	48,546	25,116	622	25,738	金 沢 金 沢 金 沢 金 沢 金 沢 計
1,494	183	19,561	37,669	19,214	507	19,721	
1,965	233	22,515	62,159	22,096	634	22,730	
5,706	684	67,527	148,373	66,426	1,763	68,189	
4,336	629	54,806	121,568	54,510	1,943	56,453	
2,315	455	24,826	48,739	24,769	722	25,491	
2,738	330	33,874	71,103	34,271	1,022	35,293	
855	104	10,214	17,924	10,227	354	10,581	
1,107	121	13,270	21,825	13,237	370	13,607	
11,351	1,638	136,990	281,160	137,014	4,411	141,425	
1,728	212	19,749	43,235	19,460	715	20,175	高 松 高 松 高 松 高 松 高 松 計
2,337	480	26,692	45,751	27,008	745	27,753	
1,078	255	14,720	22,960	14,742	393	15,135	
1,219	204	13,891	21,520	13,994	353	14,347	
6,362	1,150	75,052	133,465	75,204	2,206	77,410	
6,437	1,037	79,298	191,652	80,731	2,518	83,249	福 岡 福 岡 福 岡 福 岡 福 岡 計
1,015	79	13,746	22,299	14,085	346	14,431	
1,740	287	24,372	37,906	24,783	706	25,489	
9,192	1,403	117,416	251,856	119,599	3,570	123,169	
1,882	200	28,741	47,159	30,009	1,135	31,144	
1,561	242	19,485	34,038	20,626	530	21,156	
1,640	193	25,767	44,317	27,327	585	27,912	
1,353	176	18,688	27,922	19,641	395	20,036	
6,436	811	92,681	153,436	97,603	2,645	100,248	
1,116	348	15,413	26,188	16,633	785	17,418	沖 縄 沖 縄
216,292	46,391	2,470,957	6,203,213	2,455,472	96,685	2,552,157	全 国 計

10 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成8年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒 ②合成清酒 ③しょうちゅう ④みりん ⑤ビール ⑥果実酒類 ⑦ウイスキー類 ⑧スピリッツ類 ⑨リキュール類 ⑩雑酒である。

各酒類の基準アルコール分及び基準税額（1ℓ当たり従量税率）は次表のとおりである。

種 類	品 目	基準アルコール分等	基 準 税 額
清 酒		15 度	140,500 円
合 成 清 酒		15 度	79,300 円
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25 度	155,700 円
	しょうちゅう乙類	25 度	102,100 円
み り ん		13.5 度	21,600 円
ビ ー ル			222,000 円
果 実 酒 類	果 実 酒		56,500 円
	甘 味 果 実 酒	12 度	98,600 円
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	40 度	982,300 円
	ブ ラ ン デ ー		
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	37 度	367,300 円
	原料用アルコール		
リキュール類		12 度	98,600 円
雑 酒	発 泡 酒	麦芽50%以上のもの	222,000 円
	粉 末 酒		320,500 円
	そ の 他 の 雑 酒	みりに類似するもの 13.5 度	21,600 円
		そ の 他 の も の 12 度	98,600 円

10-1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数	
	kl	百万円	kl	kl	場	場	
平成 2 年度	9,065,845	1,842,243	8,764,678	9,034,694	3,326	176,953	
3	9,267,013	1,881,896	9,013,868	9,281,026	3,311	176,944	
4	9,432,306	1,877,816	9,170,324	9,426,778	3,301	177,521	
5	9,533,678	1,864,600	9,151,815	9,380,119	3,273	178,126	
6	9,572,408	1,983,318	9,339,142	9,643,503	3,261	179,156	
7	9,567,899	1,945,372	9,246,764	9,514,688	3,242	179,880	
清 酒	1,309,501	170,911	979,872	1,288,795	2,336	—	
合 成 清 酒	53,806	3,922	42,538	53,876	6	—	
し ち ゅ う う	甲 類	362,229	54,735	361,915	346,958	46	—
	乙 類	300,322	30,005	313,083	300,832	345	—
	計	662,557	84,741	674,996	647,800	391	—
み り ん	95,104	2,045	93,546	95,210	29	—	
ビ ー ル	6,765,825	1,499,246	6,797,114	6,751,477	68	—	
果 実 酒	果 実 酒	74,933	3,972	57,653	73,931	233	—
	甘 味 果 実 酒	6,891	777	7,551	7,133	8	—
	計	81,822	4,749	65,205	81,063	241	—
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	110,393	104,477	110,181	107,727	19	—
	ブ ラ ン デ ー	23,814	23,010	23,948	23,584	5	—
	計	134,207	127,487	134,130	131,310	24	—
ス ピ リ ッ ツ 類	23,089	8,297	24,442	23,123	14	—	
リ キ ュ ー ル 類	233,129	20,234	223,459	230,446	69	—	
雑 酒	発 泡 酒	205,369	23,472	209,596	205,796	4	—
	粉 末 酒	59	19	59	59	1	—
	そ の 他 の 雑 酒	3,426	250	1,807	5,729	59	—
	計	208,854	23,741	211,462	211,585	64	—
合 計	9,567,899	1,945,372	9,246,772	9,514,688	3,242	179,880	

調査期間：課税数量、税額、製成数量及び販売（消費）数量は平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間である。

調査時点：製造場数及び販売場数は平成8年3月31日現在である。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

3 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。

関連表：「10-2」の「(1)課税状況」、「10-3」の「(1)製成数量」、「10-4」の「(1)酒類の販売（消費）数量」、「10-5」の「(1)酒類の製造免許場数」、「10-5」の「(2)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

(注)「販売（消費）数量」欄は、沖縄分を含まない。

10-2 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	課				税		
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	百万円	kl	百万円	kl	百万円	
清 酒	1,357,379	177,452	—	—	1,357,379	177,452	
合 成 酒 類	55,148	4,021	—	—	55,148	4,021	
し ょ っ ち ゅ う	甲 類	383,388	58,582	1,093	54	384,481	58,636
	乙 類	307,481	30,833	14	0	307,496	30,834
	計	690,873	89,415	1,108	55	691,981	89,470
み り ん	105,401	2,267	—	—	105,401	2,267	
ビ ー ル	6,973,747	1,545,397	—	—	6,973,382	1,545,315	
果 実 酒	果 実 酒	76,344	4,099	2,948	111	79,293	4,210
	甘 味 果 実 酒	7,766	847	783	52	8,552	898
	計	84,109	4,946	3,732	163	87,839	5,109
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	115,326	109,795	1,374	303	116,700	110,098
	ブ ラ ン デ ー	24,204	23,373	—	—	24,204	23,373
	計	139,531	133,168	1,374	303	140,905	133,472
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	23,701	8,480	413	27	24,114	8,507
	原 料 用 ア ル コ ー ル	74	35	—	—	74	35
	計	23,775	8,515	413	27	24,188	8,543
リ キ ュ ー ル 類	105,950	12,084	146,615	9,639	252,565	21,723	
雑 酒	発 泡 酒	206,568	23,643	—	—	206,568	23,643
	粉 末 酒	59	19	—	—	59	19
	そ の 他 の 雑 酒	3,792	286	0	0	3,792	286
	計	210,419	23,948	0	0	210,419	23,948
合 計	9,746,332	2,001,214	153,243	10,187	9,899,210	2,011,319	

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成8年4月30日までの申告又は処理による課税事績である。

用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 「特定税率適用」欄は、酒税法第22条第3項（アルコール分が13度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する税率）該当のものを示す。
- 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
- 3 税関分は含まない。

控		除		課 税 実 数		免 除		区 分
酒 税 法 第 1 項 第 3 項 (第 2 項 及 び 第 3 項)		災 害 減 免 法 (第 7 条 第 1 項)				未 納 税 移 出	輸 出 免 税	
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額			
kℓ	百万円	kℓ	百万円	kℓ	百万円	kℓ	kℓ	
47,649	6,511	218	29	1,309,501	170,911	808,336	10,256	清 酒
1,334	98	7	1	53,806	3,922	29,468	158	合 成 清 酒
22,225	3,896	26	5	362,229	54,735	94,571	112	甲 類
7,119	824	45	5	300,322	30,005	152,781	370	乙 類
29,343	4,719	72	10	662,557	84,741	247,349	482	計 } し ょ う ち ゅ う
10,270	221	23	1	95,104	2,045	32,199	600	み り ん
207,298	46,012	624	139	6,765,825	1,499,246	1,275,075	37,389	ビ ー ル
4,308	235	54	3	74,933	3,972	62,320	75	果 実 酒
1,651	120	6	1	6,891	777	6,727	645	甘 味 果 実 酒
5,961	356	60	4	81,822	4,749	69,049	720	計 } 果 酒 実 類
6,240	5,556	64	65	110,393	104,477	179,427	1,400	ウ イ ス キ ー
366	341	23	22	23,814	23,010	24,257	233	ブ ラ ン デ ー
6,605	5,897	87	88	134,207	127,487	203,683	1,635	計 } ウ イ ス キ ー 類
1,080	240	12	5	23,017	8,263	25,344	1,849	ス ピ リ ッ ツ
2	1	—	—	72	34	286,495	0	原 料 用 アル コ ー ル
1,082	241	12	5	23,089	8,297	311,837	1,849	計 } ス ピ リ ッ ツ 類
19,394	1,485	36	4	233,129	20,234	148,126	1,379	リ キ ュ ー ル 類
1,197	171	4	0	205,369	23,472	123,857	0	発 泡 酒
0	0	—	—	59	19	0	2	粉 末 酒
360	36	4	1	3,426	250	155	2	そ の 他 の 雑 酒
1,557	207	8	1	208,854	23,741	124,012	4	計 } 雑 酒
330,525	65,747	1,149	281	9,567,899	1,945,372	3,249,140	54,471	合 計

(2) 税関分の課税状況

酒 類 の 種 類	課 税 数 量	税 額	酒 類 の 種 類	課 税 数 量	税 額
	kℓ	百万円		kℓ	百万円
清 酒	189	24	ウ イ ス キ ー 類	47,239	47,950
合 成 清 酒	0	0	ス ピ リ ッ ツ 類	7,556	3,185
し ょ う ち ゅ う	22,380	3,391	リ キ ュ ー ル 類	6,942	1,448
み り ん	3	0	雑 酒	52,826	7,383
ビ ー ル	213,305	47,160			
果 実 酒 類	88,102	5,110	合 計	438,541	115,652

資料：酒税課調

(注) 平成7年度内の輸入品にかかる課税事績である。

(3) 都道府県別の課税状況 (その1)

区 分 国税局・ 都道府県	清 酒		合 成 清 酒		し ょ		
	数 量	税 額	数 量	税 額	甲 類		
					数 量	税 額	
	kl	百万円	kl	百万円	kl	百万円	
東 京	東神奈川	6,277	804	2	0	1,564	243
	山梨	3,213	363	10,581	791	33,157	5,135
	計	20,159	2,581	6,386	459	107,004	16,106
		9,601	1,181	2,670	188	121	17
		39,250	4,929	19,639	1,438	141,846	21,501
関 東	埼玉	35,030	4,492	573	40	3,946	623
	千葉	17,008	2,035	3,358	241	49,239	7,201
	群馬	14,115	1,666	-	-	3,662	535
	栃木	10,526	1,258	741	52	6,533	951
	茨城	29,064	3,543	30	2	2,718	362
	計	77,211	10,305	953	72	991	209
	182,954	23,299	5,655	408	67,089	9,880	
大 阪	大阪府	9,767	1,247	49	4	3,773	731
	兵庫県	168,350	22,930	533	42	5,097	1,078
	奈良県	409,742	55,296	5,635	413	9,265	1,631
	和歌山県	9,433	1,110	-	-	-	-
	滋賀県	7,908	971	-	-	114	22
	計	5,750	627	33	2	10	2
	610,950	82,182	6,250	461	18,259	3,464	
札 幌	北海道	16,292	2,173	1,116	78	31,951	3,602
仙 台	宮城県	11,728	1,474	-	-	1,081	162
	福島県	14,508	1,857	39	3	611	68
	青森県	41,976	5,382	132	10	18,621	2,731
	秋田県	56,385	7,584	983	72	4,931	829
	山形県	10,912	1,419	1,195	85	4,355	633
	計	24,781	3,105	-	-	1,104	163
	160,290	20,820	2,349	169	30,703	4,585	
名 古 屋	愛知県	40,002	5,090	3,770	269	6,083	1,102
	岐阜県	11,367	1,402	7,429	526	14,688	2,359
	静岡県	10,236	1,174	1,287	194	9,488	1,511
	三重県	17,962	2,212	628	48	1,397	216
	計	79,567	9,877	13,114	937	31,656	5,187
金 沢	石川県	19,485	2,515	-	-	-	-
	福井県	7,276	830	-	-	3	1
	計	15,916	2,122	179	13	581	88
	42,677	5,468	179	13	584	89	
広 島	広島県	44,153	5,892	1,471	111	4,037	717
	山口県	8,631	1,018	-	-	-	-
	岡山県	13,771	1,600	-	-	0	0
	鳥取県	4,280	450	-	-	0	0
	計	7,812	863	-	-	1	0
	78,647	9,823	1,471	111	4,038	717	
高 松	香川県	7,125	930	-	-	-	-
	愛媛県	10,483	1,277	4	0	249	39
	徳島県	4,541	516	788	61	1,574	288
	高知県	14,454	1,929	-	-	22	2
	計	38,603	4,652	792	61	1,845	329
福 岡	福岡県	25,984	3,145	2,931	221	19,420	3,108
	佐賀県	8,566	1,033	-	-	0	0
	長崎県	4,248	526	0	0	3,453	577
	計	38,798	4,704	2,931	221	22,873	3,686
熊 本	熊本県	7,335	935	32	3	6,950	1,048
	大分県	15,077	1,920	-	-	1	0
	鹿児島県	0	0	223	17	3,307	507
	宮崎県	1,049	129	55	4	1,082	133
	計	23,461	2,984	310	24	11,340	1,688
沖 縄	沖縄県	12	1	-	-	45	5
全 国	計	1,309,501	170,911	53,806	3,922	362,229	54,735

(注) この表は、「(1)課税状況」の「課税実数」欄を都道府県別に示したものである。

う ち ゆ う				み り ん		ビ ー ル		区 分 国税局・ 都道府県
乙 類		計						
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
ℓ	百万円	ℓ	百万円	ℓ	百万円	ℓ	百万円	
483	37	2,048	280	79	2	471,326	104,635	東 京 神奈川 千葉 山梨 計
154	14	33,312	5,149	3,745	81	364,185	80,849	
3,593	384	110,596	16,490	35,362	751	189,643	42,101	
51	9	171	27	4	0	54	12	
4,281	444	146,127	21,945	39,190	834	1,025,208	227,597	
108	14	4,054	637	10	0	187,972	41,730	関 東 信 越 埼玉 栃木 群馬 長野 新潟 計
610	60	49,849	7,261	1,657	36	589,339	130,835	
79	7	3,741	541	-	-	77,792	17,270	
83	7	6,616	957	252	5	348,953	77,468	
314	29	3,032	391	440	9	0	0	
74	7	1,064	216	5	0	128	28	
1,268	123	68,356	10,003	2,364	51	1,204,184	267,330	
548	58	4,320	789	3,203	68	431,962	95,896	大 阪 京都 兵庫 奈良 和歌山 滋賀 計
1,423	148	6,519	1,227	14,812	320	371,407	82,453	
1,675	197	10,940	1,828	11,339	247	609,305	135,266	
26	3	26	3	67	2	11	2	
9	1	123	23	735	16	-	-	
6	1	16	2	-	-	73,896	16,405	
3,687	408	21,944	3,872	30,156	652	1,486,581	330,022	
598	50	32,551	3,652	421	9	315,059	69,943	北海道 札幌
20	2	1,101	163	-	-	353,024	78,371	仙 台 宮城 岩手 福岛 青森 秋田 山形 計
42	6	653	74	-	-	3	1	
531	52	19,152	2,783	416	9	245,504	54,502	
125	14	5,056	843	-	-	-	-	
161	22	4,516	655	1,002	22	-	-	
29	3	1,133	166	-	-	-	-	
908	99	31,611	4,685	1,418	31	598,531	132,874	
186	23	6,270	1,125	11,057	241	755,074	167,627	名 古 屋 愛知 静岡 三重 岐阜 計
443	40	15,133	2,398	572	12	97,379	21,618	
193	14	9,682	1,525	888	19	67	15	
84	8	1,481	224	798	17	-	-	
906	85	32,566	5,272	13,315	290	852,520	189,260	
41	3	41	3	11	0	92,604	20,558	金 沢 石川 福井 富山 計
9	1	13	2	1	0	-	-	
75	4	656	93	45	1	1	0	
125	8	710	98	57	1	92,605	20,558	
277	26	4,315	743	1,250	27	191,878	42,553	広 島 山口 岡山 広島 島根 計
69	7	69	7	-	-	-	-	
208	17	209	17	1,475	32	238,793	53,012	
38	3	38	3	2	0	-	-	
189	16	190	16	16	0	-	-	
781	69	4,821	787	2,743	59	430,471	95,565	
42	5	42	5	8	0	-	-	高 松 香川 愛媛 徳島 高知 計
374	32	622	71	456	10	46	10	
350	39	1,924	327	924	21	-	-	
250	18	272	21	0	0	-	-	
1,016	95	2,860	424	1,388	31	46	10	
13,598	1,596	33,018	4,704	2,521	55	695,649	154,434	福 岡 福井 佐賀 長崎 計
2,208	252	2,208	252	-	-	-	-	
3,342	304	6,794	882	9	0	-	-	
19,148	2,152	42,020	5,837	2,512	54	695,649	154,434	
19,945	1,978	26,895	3,026	88	2	-	-	熊 本 熊本 鹿儿岛 宮崎 計
92,268	9,111	92,270	9,111	-	-	1,819	404	
68,653	7,301	71,960	7,808	642	14	13	3	
68,864	6,571	69,947	8,704	810	18	0	0	
249,730	24,961	261,072	26,649	1,540	33	1,832	407	
17,874	1,512	17,919	1,517	-	-	63,139	11,245	沖 縄 沖 縄
300,322	30,005	662,557	84,741	95,104	2,045	6,765,825	1,499,246	合 計

(3) 都道府県別の課税状況 (その2)

区分 国税局・ 都道府県	果 実 酒 類						ウ イ ス キ ー 類				
	果 実 酒		甘味果実酒		計		ウ イ ス キ ー		ブ ラ ン デ ー		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	百万円	kl	百万円	kl	百万円	kl	百万円	kl	百万円	
東 京	東神千山 奈川葉梨 計	1,889	104	273	30	2,162	134	9,618	8,579	1,196	1,154
		22,014	1,222	998	102	23,013	1,324	19,292	17,999	2,984	2,881
		2,415	121	270	38	2,686	159	8,859	8,629	419	404
		18,570	962	485	54	19,053	1,016	25	26	48	47
	44,888	2,409	2,026	224	46,914	2,633	37,794	35,233	4,647	4,486	
関 東 信 越	埼玉 茨城 栃木 群馬 新潟 計	191	8	23	2	214	10	244	234	-	-
		576	29	-	-	576	29	28	26	-	-
		2,616	143	345	38	2,961	180	16,469	15,190	1,569	1,520
		150	6	12	1	162	7	11	10	1	1
	2,401	113	23	2	2,424	115	20	20	5	4	
	461	20	3	0	464	20	6	5	3	3	
	6,395	318	406	44	6,801	362	16,778	15,486	1,578	1,528	
大 阪	大京兵奈和滋 歌 計	5,826	317	1,989	226	7,815	543	20,152	19,207	10,000	9,675
		306	14	△ 446	△ 29	△ 140	15	△ 63	△ 64	△ 23	△ 22
		828	40	179	20	1,007	60	2,151	2,115	425	404
		4	0	-	-	4	0	-	-	-	-
	15	1	6	1	21	1	-	-	-	-	
	34	1	11	1	45	2	-	-	0	0	
	7,013	373	1,739	219	8,752	592	22,240	21,258	10,402	10,057	
札 幌	北 海 道	6,875	374	400	44	7,275	418	7,277	7,111	548	531
仙 台	宮城 岩手 福山 青森 計	773	41	229	28	1,002	68	9,116	8,860	1,034	995
		226	9	-	-	226	9	-	-	1	1
		7	0	-	-	7	0	6	6	-	-
		152	6	30	3	181	9	-	-	-	-
	263	12	40	4	303	16	7	6	8	8	
	1,188	50	8	1	1,195	51	-	-	0	0	
	2,609	118	307	36	2,914	154	9,129	8,872	1,043	1,004	
名 古 屋	愛知 静三 岐 計	1,563	86	501	57	2,064	142	6,109	5,665	1,996	1,910
		115	5	173	12	289	17	4,129	4,161	578	568
		70	2	13	1	83	3	3	3	-	-
		45	2	6	1	51	2	2	2	-	-
	1,793	94	693	70	2,487	164	10,243	9,830	2,574	2,478	
金 沢	石川 福富 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		16	1	5	1	21	1	3	2	-	-
	16	1	5	1	21	1	3	2	-	-	
広 島	山形 岡山 鳥取 根 計	800	40	249	28	1,049	68	3,212	3,028	1,197	1,153
		0	0	-	-	0	0	-	-	-	-
		3,467	194	46	5	3,513	199	-	-	58	57
		76	3	2	0	79	3	-	-	-	-
	454	22	674	70	1,127	92	-	-	-	-	
	4,797	260	971	102	5,768	362	3,212	3,028	1,255	1,210	
高 松	香愛 徳高 計	21	1	-	-	21	1	-	-	-	-
		6	0	-	-	6	0	-	-	1	1
		-	-	6	1	6	1	0	0	-	-
	27	1	6	1	33	2	0	0	1	1	
福 岡	福佐 長 計	84	3	2	0	85	3	1,477	1,439	889	866
		0	0	-	-	0	0	-	-	-	-
		0	0	0	△ 0	0	△ 0	-	-	-	-
	84	3	2	0	85	3	1,477	1,439	889	866	
熊 本	熊大 鹿宮 児 崎 計	0	△ 0	65	6	65	6	-	-	6	5
		98	6	119	16	217	23	2,101	2,098	855	832
		90	5	140	14	230	19	78	71	1	1
		125	5	12	1	137	6	-	-	-	-
	313	16	336	38	649	54	2,179	2,170	862	838	
冲 縄	冲 縄	123	5	-	-	123	5	61	49	15	12
全 国	計	74,933	3,972	6,891	777	81,822	4,749	110,393	104,477	23,814	23,010

ウイスキー類		スピリッツ類		リキュール類		雑 酒		合 計		区 分 国税局・ 都道府県
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
<i>kl</i>	百万円	<i>kl</i>	百万円	<i>kl</i>	百万円	<i>kl</i>	百万円	<i>kl</i>	百万円	
10,814	9,732	1,467	563	4,188	434	21,029	3,211	519,392	119,794	東 京 神奈川 千葉 山梨 計
22,276	20,881	5,610	2,148	31,644	2,781	27	2	497,607	114,368	
9,278	9,033	2,359	761	26,453	2,204	20,123	1,677	423,041	76,214	
73	73	102	45	984	207	97	10	32,812	2,757	
42,441	39,719	9,538	3,516	63,269	5,625	41,276	4,899	1,472,852	313,134	
244	234	17	6	4,187	478	19,807	1,652	252,108	49,279	埼 玉 茨 城 栃 木 群 馬 長 野 新 潟 計
28	26	23	11	6,633	555	12	1	668,483	141,030	
18,038	16,710	2,673	1,016	6,592	667	17	2	125,929	38,051	
12	11	35	13	524	47	22,937	3,186	390,757	83,005	
25	23	21	3	14,246	1,600	2	0	49,284	5,688	
9	9	54	22	159	29	93	9	80,140	10,711	
18,356	17,014	2,823	1,071	32,341	3,376	42,868	4,849	1,566,701	327,763	
30,152	28,882	2,648	1,030	25,741	2,559	22,638	1,891	538,296	132,911	大 阪 京 都 兵 庫 和 歌 山 滋 賀 計
△ 86	△ 86	△ 9	△ 4	14,859	981	28,927	4,417	605,171	112,264	
2,577	2,519	563	234	14,933	1,484	67	7	1,066,110	197,354	
—	—	—	—	3	0	15	2	9,559	1,119	
—	—	0	0	912	77	9	1	9,706	1,089	
0	0	—	—	41	4	27	3	79,809	17,046	
32,643	31,315	3,202	1,260	56,489	5,106	51,683	6,321	2,308,651	461,783	
7,826	7,641	1,057	402	2,786	282	14,728	1,523	399,110	86,121	北 海 道 札 幌
10,150	9,855	1,579	604	2,242	258	10,655	1,134	391,480	91,927	宮 城 岩 手 福 島 秋 田 青 山 計
1	1	0	0	8	1	—	—	15,438	1,945	
6	6	1	1	722	73	120	17	308,040	62,783	
—	—	0	0	4	0	0	0	62,608	8,508	
14	14	50	19	175	18	1	0	18,169	2,246	
0	0	—	—	6	1	—	—	27,116	3,324	
10,171	9,876	1,630	624	3,157	351	10,776	1,151	822,851	170,734	
8,105	7,574	1,173	448	5,389	473	17,683	2,055	850,590	185,044	愛 知 静 岡 三 岐 計
4,707	4,729	687	283	32,678	2,169	8,246	687	178,484	33,841	
3	3	1,477	117	27,764	1,835	383	53	51,870	4,838	
2	2	13	5	75	7	21	2	21,032	2,519	
12,817	12,308	3,350	853	65,906	4,484	26,333	2,798	1,101,976	226,243	
—	—	—	—	22	3	0	0	112,162	23,079	石 川 福 富 山 計
—	—	—	—	16	2	0	0	7,306	834	
3	2	2	1	12	2	—	—	16,836	2,236	
3	2	2	1	50	6	0	0	136,304	26,149	
4,408	4,181	498	192	2,543	219	4,872	744	256,239	54,729	山 口 岡 山 鳥 取 島 根 計
—	—	0	0	248	28	—	—	8,949	1,053	
58	57	235	83	840	57	0	0	258,894	55,057	
—	—	—	—	3	0	—	—	4,401	457	
—	—	—	—	0	0	8	0	9,154	972	
4,466	4,238	733	276	3,634	304	4,880	744	537,637	112,268	
—	—	—	—	3	0	0	0	7,200	936	香 川 愛 媛 高 知 計
1	1	0	0	162	11	653	91	12,435	1,471	
0	0	0	0	941	148	—	—	9,123	1,074	
—	—	—	—	18	2	—	—	14,744	1,952	
1	1	0	0	1,124	162	653	91	43,502	5,433	
2,366	2,305	178	71	2,309	260	13,250	1,222	778,292	166,420	福 岡 福 佐 長 崎 計
—	—	—	—	—	—	—	—	10,772	1,284	
—	—	0	△ 0	10	1	—	—	11,043	1,408	
2,366	2,305	178	71	2,319	260	13,250	1,222	800,107	169,113	
6	5	6	2	22	3	1,314	24	35,761	4,006	熊 本 大 分 鹿 兒 島 宮 崎 計
2,956	2,930	272	107	691	95	729	111	114,032	14,700	
79	72	206	76	718	113	364	8	74,435	8,130	
—	—	1	0	351	28	—	—	72,349	6,890	
3,041	3,008	485	185	1,782	238	2,407	143	296,577	33,726	
76	61	91	37	272	40	—	—	81,631	12,907	沖 縄 沖 縄
134,207	127,487	23,089	8,297	233,129	20,234	208,854	23,741	9,567,899	1,945,372	全 国 計

10-3 製 成 数 量

(1) 製 成 数 量

区 分	製 成 数 量 等				
	製 成 ①	アルコール等 混 和 ②	ウイスキー類の 級別・しょうちゅう の品目別アルコ ール分等変更 ③	用途変更等 ④	計 (①+②+③-④) ⑤
清 酒	(999,199) 980,584	113	-	824	(998,869) 979,872
合 成 清 酒	(39,748) 42,761	-	-	223	(39,729) 42,538
しょうちゅう	甲 類	1,459	29,841	33,081	361,915
	乙 類	242,034	57	260,358	313,083
	計	605,726	1,517	293,438	674,996
み り ん	134,217	168	-	40,839	93,546
ビ ー ル	6,825,027	-	-	27,911	6,797,114
果 実 酒	果 実 酒	84,929	6	27,286	57,653
	甘味果実酒	14,842	-	7,290	7,551
	計	99,771	6	34,575	65,205
ウイスキー類	ウイスキー	160,027	-	49,845	110,181
	ブランデー	32,979	-	9,032	23,948
	計	193,006	-	58,876	134,130
スピリッツ類	44,208	139	4	19,908	24,442
リキュール類	292,716	5	-	69,262	223,459
雑 酒	発 泡 酒	210,438	-	842	209,596
	粉 末 酒	85	-	26	59
	その他の雑酒	2,395	30	618	1,807
	計	212,918	30	1,486	211,462
合 計	9,430,941	1,978	361,195	547,348	9,246,772

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の製成数量を示したものである。

(注) 1 犯則分は含まない。

2 () 書は、アルコール分20度分に換算したものである。

(単位: kl)

手持数量 (平成8年 3月末日 現在)	製成数量の累年比較			区 分
	平成4年度	平成5年度	平成6年度	
(913,207)	(1,054,753)	(1,043,862)	(983,891)	清 酒
933,307	1,036,992	1,026,318	962,932	
(3,204)	(24,331)	(31,839)	(35,156)	合 成 清 酒
4,067	27,531	35,648	39,262	
27,862	319,261	369,784	330,332	甲 類
171,023	264,730	279,189	310,829	乙 類
198,886	583,994	648,965	641,162	計 } しょう ちゅう
17,991	109,948	90,509	94,666	み り ん
100,009	7,010,614	6,964,225	7,100,687	ビ ー ル
55,981	40,228	41,605	43,481	果 実 酒
4,173	10,087	9,415	8,569	甘味果実酒
60,158	50,316	51,020	52,047	計 } 果 実 類 酒
39,978	145,522	143,973	141,963	ウイスキー
6,027	27,068	26,643	26,533	ブランデー
46,008	172,592	170,618	168,498	計 } ウイスキー類
8,612	36,108	32,318	32,526	スピリッツ類
26,907	137,999	128,702	215,727	リキュール類
6,278	2,130	1,366	29,891	発 泡 酒
20	55	78	54	粉 末 酒
2,602	2,043	2,045	1,700	その他の雑酒
8,900	4,228	3,489	31,645	計 } 雑 酒
1,404,855	9,170,324	9,151,815	9,339,142	合 計

(2) 都道府県別の製成数量

区 分 国税局・ 都道府県	製 成 数 量 等							
	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う			み り ん	ビ ー ル	
			甲 類	乙 類	計			
東 京	東神千山	4,332	-	-	467	467	69	438,597
	奈川	1,589	7,871	33,366	192	33,558	-	342,643
	荻梨	15,042	5,096	119,251	△ 1,309	117,942	40,191	177,371
	計	5,948	1,627	112	△ 3	109	-	△ 788
		26,911	14,594	152,729	△ 653	152,076	40,260	957,823
関 東 信 越	埼玉	24,794	387	3,208	294	3,502	13	180,223
	茨城	13,475	2,972	49,250	△ 147	49,103	1,600	609,924
	栃木	8,992	-	△ 2	7	5	-	126,857
	群馬	7,503	939	6,001	19	6,020	-	404,466
	長野	21,781	10	332	287	619	75	1
	計	61,574	297	236	63	299	-	156
	138,119	4,605	59,025	523	59,548	1,688	1,321,627	
大 阪	大京	4,014	-	6,714	△ 78	6,635	-	478,094
	兵奈	109,537	471	4,208	410	4,618	19,082	399,963
	和歌	273,276	6,027	8,565	1,211	9,776	10,302	494,577
	山賀	14,404	-	-	39	39	11	23
	計	9,846	-	95	9	104	794	-
	10,831	26	3	38	41	-	228,066	
	421,908	6,524	19,585	1,629	21,213	30,189	1,600,723	
札 幌	北 海 道	12,835	599	30,355	836	31,190	-	283,964
仙 台	宮城	8,964	-	14	8	22	-	327,382
	岩手	11,067	19	570	48	618	-	17
	福岛	33,356	89	20,502	1,897	22,398	-	266,767
	秋田	42,718	605	4,982	95	5,077	-	-
	青森	10,108	1,456	3,114	41	3,155	2,585	-
	計	19,163	-	1,120	31	1,151	-	-
	125,376	2,169	30,302	2,120	32,421	2,585	594,166	
名 古 屋	愛知	34,287	3,125	5,290	104	5,394	10,704	661,269
	静三	6,312	4,925	13,322	100	13,422	330	141,374
	岐重	12,384	887	9,531	△ 198	9,333	859	79
	計	13,365	481	1,358	117	1,476	789	-
		66,348	9,418	29,501	123	29,625	12,682	802,722
金 沢	石川	15,754	-	-	-	-	16	90,905
	福富	6,012	-	-	5	5	-	-
	計	11,936	121	550	110	660	30	4
	33,702	121	550	115	665	46	90,909	
広 島	広島	31,331	851	3,840	87	3,927	998	145,550
	山口	9,183	-	-	57	57	-	-
	岡山	18,464	-	-	113	113	1,544	306,355
	鳥取	3,409	-	-	48	48	-	-
	計	6,223	-	-	153	153	17	-
	68,610	851	3,840	458	4,298	2,559	451,905	
高 松	香愛	7,133	-	-	28	28	12	-
	徳高	9,041	-	58	868	926	-	49
	島知	4,457	553	1,599	207	1,806	810	-
	計	10,536	-	6	200	205	-	-
		31,167	553	1,663	1,303	2,965	822	49
福 岡	福佐	23,620	2,870	19,937	23,934	43,872	2,135	630,344
	長岡	10,161	-	-	1,189	1,189	-	-
	賀崎	2,727	-	3,744	2,472	6,216	-	-
	計	36,508	2,870	23,681	27,595	51,277	2,135	630,344
熊 本	熊本	5,785	-	7,063	22,854	29,917	-	-
	大鹿	12,070	-	△ 1	60,035	60,034	-	△ 255
	宮尻	-	234	3,342	99,964	103,306	576	24
	分島	518	-	229	77,801	78,030	4	5
	計	18,373	234	10,633	260,654	271,287	580	△ 226
沖 縄	沖 縄	15	-	51	18,380	18,431	-	63,108
全 国	計	979,872	42,538	361,915	313,083	674,996	93,546	6,797,114

(注) この表は、「(1)製成数量」の「製成数量等⑤」欄を都道府県別に示したものである。

製 成 数 量 等							区 分	
果 実 酒 類			ウ イ ス キ ー 類			そ の 他	合 計	国 税 局 ・ 都 道 府 県
果 実 酒	甘 味 果 実 酒	計	ウ イ ス キ ー	ブ ラ ン デ ー	計			
-	-	-	-	-	-	38,799	482,263	東 京 京 川 葉 梨 神 奈 川 千 葉 山 梨 計
△ 8,297	384	8,681	8,234	2,243	10,477	32,786	437,605	
161	454	293	10,727	933	11,660	58,605	426,200	
23,558	490	24,048	31,524	89	31,612	1,091	63,649	
31,694	1,328	33,022	50,485	3,265	53,749	131,281	1,409,717	
307	△ 24	331	231	-	231	6,745	216,225	関 東 越 信 埼 玉 茨 城 栃 木 群 馬 野 田 長 野 計
11	5	6	24	-	24	6,394	683,498	
977	376	1,353	25,658	1,216	26,874	11,535	175,616	
43	17	60	7	-	7	24,413	443,407	
4,253	15	4,268	32	11	43	14,222	41,019	
315	-	315	3	2	5	281	62,926	
5,906	427	6,333	25,955	1,229	27,184	63,590	1,622,691	
5,618	3,520	9,139	△ 20,524	△ 17,606	38,130	26,347	562,359	大 阪 大 都 府 兵 庫 和 歌 山 滋 賀 計
347	196	543	△ 1	△ 4	△ 5	48,776	582,985	
696	97	793	2	56	58	12,444	807,252	
-	-	-	-	-	-	625	15,102	
30	7	37	-	-	-	3,227	14,011	
21	13	34	-	1	1	63	239,062	
6,712	3,833	10,546	20,525	17,659	38,184	91,482	2,220,771	
3,376	101	3,477	3,868	94	3,962	10,643	346,671	北 海 道 札 幌
7	-	7	2,033	△ 19	2,015	4,870	343,259	仙 台 宮 城 福 馬 秋 田 青 山 計
294	-	294	-	1	1	7	12,023	
-	△ 10	△ 10	92	-	92	166	322,859	
123	19	142	-	-	-	2	48,544	
1,949	293	2,242	39	530	569	938	21,052	
1,736	9	1,745	-	1	1	19	22,079	
4,109	311	4,420	2,164	513	2,678	6,002	769,816	
△ 15	444	429	1,773	-	1,773	19,669	736,653	名 古 屋 愛 知 静 岡 三 重 岐 計
107	183	290	3,759	554	4,313	97,743	268,708	
△ 11	17	6	1	-	1	31,210	54,759	
10	9	19	4	-	4	448	16,582	
91	653	744	5,537	554	6,091	149,070	1,076,702	
-	-	-	-	-	-	29	106,705	金 沢 石 川 福 井 富 山 計
-	-	-	-	-	-	15	6,031	
9	2	11	4	-	4	26	12,792	
9	2	11	4	-	4	70	125,528	
88	△ 1	87	6	-	6	541	183,292	広 島 山 口 岡 山 鳥 取 根 県 計
-	-	-	-	-	-	213	9,454	
5,101	56	5,157	-	49	49	1,624	333,304	
60	-	60	-	-	-	4	3,521	
282	676	957	-	-	-	8	7,358	
5,531	731	6,261	6	49	55	2,390	536,929	
16	-	16	-	-	-	-	7,190	高 松 香 川 愛 媛 徳 島 高 知 計
5	-	5	-	6	6	△ 46	9,982	
-	4	4	-	-	-	989	8,620	
-	-	-	-	-	-	11	10,752	
21	4	25	-	6	6	954	36,544	
△ 50	2	△ 47	-	48	48	1,553	704,396	福 岡 福 佐 長 崎 計
-	-	-	-	-	-	-	11,350	
△ 50	2	△ 47	-	48	48	△ 175	8,768	
-	-	-	-	-	-	1,378	724,514	
-	61	61	-	5	5	1,343	37,111	熊 本 大 分 鹿 児 島 宮 崎 計
9	2	12	1,520	518	2,039	429	74,331	
2	130	128	74	-	74	1,159	105,500	
121	△ 34	86	-	-	-	793	77,851	
128	159	287	1,594	523	2,118	2,138	294,793	
126	-	126	43	8	51	364	82,096	沖 縄 沖 縄
57,653	7,551	65,205	110,181	23,948	134,130	459,362	9,246,772	合 計

10-4 販売（消費）数量

(1) 酒類の販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量						
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	計	
清 酒	327	245,655	844,716	172,529	25,544	1,288,795	
合 成 清 酒	1	30,644	21,298	1,811	122	53,876	
し ょ う ち ゅ う	甲 類	345	217,644	120,691	7,601	687	346,958
	乙 類	12	51,574	215,865	30,390	2,982	300,832
	計	357	269,221	336,555	37,990	3,670	647,800
み り ん	—	65,550	24,064	3,636	1,960	95,210	
ビ ー ル	44	6,243,541	499,075	2,008	6,808	6,751,477	
果 実 酒 類	果 実 酒	27	46,997	19,364	2,481	5,059	73,931
	甘 味 果 実 酒	2	4,445	1,806	210	672	7,133
	計	29	51,440	21,170	2,693	5,727	81,063
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	18	90,684	16,532	180	309	107,727
	ブ ラ ン デ ー	—	19,972	3,526	20	64	23,584
	計	18	110,658	20,059	200	374	131,310
ス ピ リ ッ ツ 類	15	19,504	3,514	58	33	23,123	
リ キ ュ ー ル 類	25	188,031	38,293	861	3,235	230,446	
雑 酒	発 泡 酒	8	148,724	56,845	—	219	205,796
	粉 末 酒	—	—	2	26	31	59
	そ の 他 の 雑 酒	2	2,143	2,924	114	546	5,729
	計	10	150,867	59,771	140	796	211,585
合 計	827	7,375,117	1,868,517	221,937	48,286	9,514,688	

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の販売（消費）数量の状況を示したものである。
（注）沖縄分は含まない。

(単位：kl)

販売業者の販売数量		平成8年3月31日現在 販売業者の 手持数量	消費者に 対する販 売数量計 (①+②)	販売(消費)数量の累年比較			区 分
販売業者	消費者 ②			平成4年度	平成5年度	平成6年度	
1,851,961	1,236,890	140,712	1,262,438	1,368,831	1,362,122	1,256,849	清 酒
100,488	50,433	5,631	50,556	26,523	36,925	43,350	合 成 清 酒
852,095	379,965	57,988	380,650	312,701	340,347	357,507	甲 類
455,847	264,297	37,410	267,274	230,568	248,385	248,887	乙 類
1,307,947	644,256	95,407	647,925	543,284	588,738	606,402	計
182,541	85,514	11,542	87,476	86,514	87,614	84,882	み り ん
14,899,903	6,737,140	402,582	6,743,946	6,860,962	6,756,477	7,056,792	ビ ー ル
265,887	139,233	55,307	144,294	109,958	107,911	122,904	果 実 酒
22,887	12,082	4,435	12,754	13,841	13,195	12,971	甘味果実酒
288,779	151,308	59,738	157,037	123,783	121,098	135,882	計
327,966	152,281	39,451	152,590	184,291	186,361	164,816	ウイスキー
76,322	38,026	10,371	38,091	45,985	44,280	40,138	ブランデー
404,289	190,323	49,825	190,696	230,264	230,635	204,939	計
333,605	31,780	42,377	31,814	40,996	35,628	32,526	ス ピ リ ッ ツ 類
528,660	218,811	43,174	222,047	133,588	149,266	192,657	リ キ ュ ー ル 類
468,668	193,320	16,325	193,539	3,030	2,068	16,855	発 泡 酒
112	36	42	67	93	57	76	粉 末 酒
28,436	15,270	3,097	15,817	8,839	9,073	10,645	その他の雑酒
497,221	208,627	19,464	209,424	11,968	11,201	27,579	計
20,395,405	9,555,061	870,459	9,603,358	9,426,740	9,379,710	9,641,856	合 計

(2) 都道府県別の販売(消費)数量

国税局・ 都道府県	区分	清 酒	合成清酒	しょうちゅう			み り ん	ビ ー ル	果 実 酒
				甲 類	乙 類	計			
東 京	東 京 神奈川 千葉 山梨 計	127,459	5,909	60,397	22,464	82,862	11,879	898,296	36,292
		62,070	3,082	34,168	10,183	44,352	4,748	398,115	10,200
		41,414	1,772	24,268	6,102	30,370	3,289	244,210	5,705
		8,841	240	5,740	543	6,283	673	39,220	4,488
		239,784	11,003	124,573	39,292	163,867	20,589	1,579,841	56,685
関 東 信 越	埼 玉 茨 城 栃 木 群 馬 野 田 長 野 新 潟 計	49,321	1,918	30,736	6,052	36,788	3,020	276,752	6,134
		30,340	880	12,236	2,202	14,438	1,201	130,108	1,936
		19,579	409	8,671	1,290	9,961	842	85,849	1,299
		21,126	522	14,110	1,171	15,280	1,155	90,691	1,722
		32,028	705	9,681	1,832	11,513	1,443	110,199	3,397
		58,101	3,393	5,260	1,343	6,603	1,806	147,921	2,410
210,495	7,827	80,694	13,890	94,583	9,467	841,520	16,898		
大 阪	大 阪 京 府 兵 庫 和 歌 山 滋 賀 計	86,403	3,390	6,639	17,352	23,990	8,439	637,556	11,703
		28,325	930	1,781	3,338	5,115	2,910	159,786	2,992
		51,698	1,635	4,072	8,512	12,583	4,033	289,378	4,480
		11,678	326	611	1,654	2,265	936	65,885	800
		13,976	404	691	1,435	2,125	1,610	59,614	641
		15,104	466	827	1,763	2,590	959	59,974	741
207,184	7,151	14,621	34,054	48,668	18,887	1,272,193	21,357		
札 幌	北 海 道	44,482	2,626	47,299	2,056	49,357	2,964	321,324	9,361
仙 台	宮 城 岩 手 福 島 秋 田 青 山 山 形 計	27,511	1,291	8,652	2,052	10,705	1,336	109,410	2,321
		16,577	521	8,728	845	9,573	526	65,103	1,202
		30,895	800	8,220	1,434	9,655	1,030	98,892	1,556
		24,100	739	5,057	435	5,493	463	65,188	1,037
		16,831	887	9,651	825	10,478	535	82,290	1,449
		20,493	675	4,537	686	5,223	642	59,931	1,776
136,407	4,913	44,845	6,277	51,127	4,532	480,814	9,341		
名 古 屋	愛 知 静 岡 三 岐 重 松 計	59,462	2,980	7,566	9,138	16,704	6,487	400,135	6,256
		37,287	2,413	16,032	4,987	21,019	2,523	182,148	3,583
		19,599	932	2,435	1,933	4,369	1,570	85,399	1,073
		23,842	841	1,518	2,392	3,911	1,554	101,966	1,162
140,190	7,166	27,551	18,450	46,003	12,134	769,648	12,074		
金 沢	石 川 福 井 富 山 計	19,264	547	791	1,104	1,895	900	68,376	839
		11,393	284	532	632	1,163	640	46,451	434
		18,053	337	870	902	1,773	598	59,719	751
		48,710	1,168	2,193	2,638	4,831	2,138	174,546	2,024
広 島	広 島 山 口 岡 山 鳥 取 島 根 計	31,500	810	2,622	9,925	12,551	2,228	168,150	2,623
		16,963	522	2,547	7,187	9,734	1,262	86,564	851
		22,232	629	1,461	5,662	7,120	1,532	89,678	1,203
		9,407	560	444	1,415	1,860	580	33,327	420
		13,145	298	819	3,120	3,938	722	38,123	648
93,247	2,819	7,893	27,309	35,203	6,324	415,842	5,745		
高 松	香 川 愛 媛 徳 島 高 知 計	11,527	395	753	2,094	2,848	1,036	51,843	767
		16,666	522	1,803	4,189	5,991	1,214	78,104	800
		9,570	269	789	1,422	2,212	692	40,398	360
		11,570	248	1,306	1,903	3,209	532	54,989	481
		49,333	1,434	4,651	9,608	14,260	3,474	225,334	2,408
福 岡	福 岡 佐 賀 長 崎 計	42,434	2,195	6,937	28,032	34,967	2,612	260,948	4,080
		11,501	447	868	3,529	4,398	398	43,377	398
		14,105	444	4,732	7,184	11,916	642	74,441	878
		68,040	3,086	12,537	38,745	51,281	3,652	378,766	5,356
熊 本	熊 本 大 分 鹿 児 宮 崎 計	9,246	388	5,157	15,756	20,913	882	91,105	990
		10,112	410	5,624	7,925	13,549	599	58,037	764
		2,070	370	375	30,930	31,303	1,327	77,713	636
		3,138	195	2,637	20,344	22,980	507	57,263	655
		24,566	1,363	13,793	74,955	88,745	3,315	284,118	3,045
沖 縄	沖 縄	-	-	-	-	-	-	-	-
全 国 計		1,262,438	50,556	380,650	267,274	647,925	87,476	6,743,946	144,294

(注) この表は、「(1)酒類の販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を都道府県別に示したものである。

(単位：kℓ)

実 酒 類		ウ イ ス キ ー 類			スピリッ	リキユー	雑 酒	合 計	区 分
甘味果実酒	計	ウイスキー	ブランデー	計	ツ 類	ル 類			国税局・都道府県
1,998	38,290	29,300	4,956	34,257	6,719	35,936	30,237	1,271,841	東 京 東 京 東 京 東 京 東 京 計
676	10,877	12,931	1,697	14,628	2,780	15,258	17,563	573,475	
364	6,069	5,860	1,046	6,906	1,457	11,920	10,126	357,535	
272	4,760	767	193	960	161	1,234	814	63,186	
3,310	59,996	48,858	7,892	56,751	11,117	64,348	58,740	2,266,037	
425	6,559	7,117	1,026	8,143	1,874	10,811	10,548	405,736	関 東 信 越 玉 城 城 木 茨 栃 茨 栃 群 馬 群 馬 長 野 長 野 新 潟 計
148	2,084	3,090	376	3,466	716	3,501	3,185	189,919	
100	1,399	2,203	204	2,407	419	2,519	1,594	124,977	
134	1,856	1,981	191	2,172	517	2,624	2,882	138,825	
208	3,605	2,398	388	2,786	492	3,884	2,422	169,017	
183	2,593	3,689	351	4,040	833	3,462	3,746	232,497	
1,198	18,096	20,478	2,536	23,014	4,791	26,801	24,377	1,260,971	
1,154	12,857	10,862	5,586	16,448	2,239	26,396	18,310	836,027	
420	3,411	2,611	1,130	3,742	537	4,904	4,755	214,415	
477	4,956	4,936	1,965	6,901	878	10,647	6,817	389,525	
85	885	756	385	1,141	171	2,368	1,955	87,610	
121	761	740	757	1,497	141	3,008	1,696	84,834	
122	862	968	353	1,321	142	2,122	1,760	85,300	
2,379	23,732	20,873	10,176	31,050	4,108	49,445	35,293	1,697,711	
618	9,975	9,611	908	10,520	1,469	6,402	14,141	463,259	北 海 道 札 幌
194	2,514	5,098	343	5,442	1,108	3,517	3,014	165,853	仙 台 宮 城 宮 城 福 島 福 島 青 山 青 山 森 形 計
75	1,277	1,868	144	2,012	373	1,721	1,854	99,537	
119	1,674	3,521	502	4,023	735	2,915	1,935	152,551	
132	1,169	1,879	351	2,230	366	1,645	1,300	102,692	
128	1,576	2,647	646	3,293	667	1,860	2,193	120,609	
75	1,851	2,737	173	2,910	539	2,663	1,199	96,126	
723	10,061	17,750	2,159	19,910	3,788	14,321	11,495	737,368	
698	6,953	6,201	2,183	8,385	1,410	12,520	12,310	527,346	
290	3,872	3,807	915	4,723	874	5,658	5,833	266,350	
132	1,205	1,300	726	2,026	248	3,570	2,812	121,730	
212	1,375	1,573	364	1,937	344	2,765	2,612	141,144	
1,332	13,405	12,881	4,188	17,071	2,876	24,513	23,567	1,056,570	
100	939	1,073	442	1,515	209	1,485	1,646	96,774	金 沢 石 川 石 川 福 井 福 井 山 根 山 根 計
59	493	566	392	958	129	1,694	985	64,189	
72	823	1,200	188	1,387	187	1,365	1,511	85,757	
231	2,255	2,839	1,022	3,860	525	4,544	4,142	246,720	
355	2,977	2,797	1,108	3,909	581	4,897	4,298	231,894	広 島 山 口 山 口 岡 山 岡 山 島 根 島 根 計
194	1,045	1,329	701	2,029	193	2,607	2,737	123,658	
189	1,392	1,409	780	2,189	284	3,250	2,621	130,932	
65	485	631	203	835	100	780	1,034	48,969	
558	1,208	668	143	812	109	818	1,128	60,300	
1,361	7,107	6,834	2,935	9,774	1,267	12,352	11,818	595,753	
100	867	826	346	1,173	165	1,870	1,882	73,606	
158	956	1,125	438	1,565	208	1,605	1,648	108,481	
62	422	581	205	786	81	1,170	1,020	56,618	
85	565	767	269	1,037	142	1,084	1,240	74,616	
405	2,810	3,299	1,258	4,561	596	5,729	5,790	313,321	
389	4,471	4,307	2,165	6,473	628	6,214	8,380	369,321	福 岡 福 岡 福 岡 長 崎 長 崎 計
62	460	475	316	791	55	737	1,006	63,169	
106	984	1,032	747	1,779	131	1,453	2,004	107,897	
557	5,915	5,814	3,228	9,043	814	8,404	11,390	540,387	
200	1,190	966	382	1,348	131	1,491	3,018	129,711	熊 本 熊 本 大 分 大 分 宮 崎 宮 崎 計
152	915	1,221	752	1,972	149	1,186	1,915	88,843	
180	817	688	252	941	109	1,340	2,331	118,324	
108	763	478	403	881	74	1,171	1,407	88,383	
640	3,685	3,353	1,789	5,142	463	5,188	8,671	425,261	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	沖 縄 沖 縄
12,754	157,037	152,590	38,091	190,696	31,814	222,047	209,424	9,603,358	全 国 計

10-5 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

酒 類 の 種 類	免 許 場 数	左のうち試験の ための免許場数	製 造 場 数	製 造 者 数	蔵 置 場 数	
	場	場	場	者	場	
清 酒	2,400	49	2,336	2,293	419	
合 成 清 酒	83	4	6	61	132	
しょうちゅう	甲 類	122	11	46	88	175
	乙 類	857	35	345	815	252
	計	979	46	391	903	427
み り ん	100	6	29	89	148	
ビ ー ル	85	22	68	40	233	
果 実 酒 類	果 実 酒	389	90	233	332	-
	甘 味 果 実 酒	183	29	8	134	-
	計	572	119	241	466	223
ウイスキー類	ウイスキー	83	9	19	40	-
	ブランデー	114	36	5	81	-
	計	197	45	24	121	281
スピリッツ類	スピリッツ	163	21	5	111	-
	原料用アルコール	121	6	9	102	-
	計	284	27	14	213	201
リキユーール類	367	54	69	298	230	
雑 酒	発 泡 酒	42	13	4	17	-
	粉 末 類	5	4	1	4	-
	そ の 他 の 雑 酒	131	42	59	115	-
	計	178	59	64	136	133
合 計	5,245	431	3,242	4,620	2,427	
各 酒 類 を 通 じ た も の	3,242	135	-	2,970	547	

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成8年3月31日

用語の説明：1 「免許場数」欄は、製造免許を付与している酒類の種類（品目を含む。以下同じ）の異なるごとに掲げている。

2 「製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に掲げている。

3 「製造者数」欄は、製造者が免許をうけている酒類の種類異なるごとに掲げている。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	389 場
も ろ み	354

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖物質を発酵させることができるもの②酵母を培養したもので、含糖物質を発酵させることができるもの③これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品を発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

調査時点：平成8年3月31日

(3) 酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数

区 分	販 売 場 数			販 売 業 者 数		
	卸売に限る旨の条件 が付されているもの	販売方法に条件が付 されていないもの	計			
条件が 付されて いるもの （卸売に 限る旨の 条件が 付されて いないもの 及び卸 売に 限る旨の 条件が 付されて いないもの）	全 酒 類	場 744	場 9,456	場 10,200	者 7,585	
	ビ ー ル	141	197	338	243	
	洋 酒	231	4,040	4,271	435	
	輸 出 入 酒 類	855	611	1,466	958	
	自 製 酒 類	517	487	1,004	145	
	そ の 他 の 酒 類	73	122	195	106	
	合 計	2,561	14,913	17,474	9,472	
条件が 付されて いるもの （小売に 限る旨の 条件が 付されて いないもの）	全 酒 類	一 般 の も の	-	-	134,008	129,354
		特 殊 の も の	-	-	5,258	866
		期 限 付	-	-	137	21
		計	-	-	139,403	130,241
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の	-	-	1,447	1,102
		特 殊 の も の	-	-	4,219	2,708
		期 限 付	-	-	693	232
		薬 用 酒 だ け の も の	-	-	16,644	16,382
		計	-	-	23,003	20,424
		合 計	-	-	162,406	150,665
媒 介 業	-	-	-	150	95	
代 理 業	-	-	-	-	-	

調査時期：平成8年3月31日

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問われない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問われない。

3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 免許場数の累年比較

(単位：場)

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製造場数	酒 類 販売場数
	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち し ょ う 甲 類	し ょ う ち し ょ う 乙 類	ビ ー ル	そ の 他	計		
平成 2	2,490	81	121	873	46	1,628	5,239	3,326	176,953
3	2,478	82	119	872	46	1,633	5,230	3,311	176,944
4	2,462	81	121	872	49	1,648	5,233	3,301	177,521
5	2,447	80	120	864	50	1,638	5,199	3,273	178,126
6	2,433	81	120	863	63	1,668	5,228	3,261	179,156
7	2,400	83	122	857	85	1,698	5,245	3,242	179,880

調査時点：翌年3月31日

関連表：「(1)酒類の製造免許場数」、「(3)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

(5) 都道府県別の免許場数

区分 国税局・ 都道府県	製 造 免 許 場											
	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う			み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 類			ウ イ ス キ ー	
			甲 類	乙 類	計			果 実 酒	甘 味 果 実 酒	計		
東 京	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場	場
	15	—	1	17	18	1	7	4	2	6	—	
	20	1	5	5	10	1	3	9	7	16	4	
	50	4	5	27	32	7	4	7	5	12	3	
東 京	23	1	1	4	5	—	1	94	20	114	7	
	108	6	12	53	65	9	15	114	34	148	14	
	56	3	4	10	14	1	1	6	3	9	1	
	65	2	5	21	26	1	2	8	3	11	2	
関 東	48	—	—	9	9	—	2	4	2	6	2	
	44	2	5	2	7	—	3	9	4	13	2	
	102	2	4	31	35	1	1	23	8	31	3	
	108	4	5	9	14	1	3	8	4	12	2	
信 越	423	13	23	82	105	4	12	58	24	82	12	
	29	2	3	1	4	1	5	21	11	32	4	
	73	2	4	7	11	2	4	5	6	11	4	
	154	6	10	24	34	15	5	14	14	28	4	
大 阪	57	—	—	3	3	3	1	1	—	1	—	
	32	—	1	2	3	2	—	5	2	7	—	
	65	2	2	5	7	1	1	4	3	7	2	
	410	12	20	42	62	24	16	50	36	86	14	
札 幌	23	4	5	7	12	3	9	16	10	26	5	
	48	1	1	2	3	—	2	3	2	5	1	
	32	2	4	9	13	—	1	5	4	9	1	
	101	3	4	37	41	—	1	5	3	8	2	
仙 台	53	3	2	6	8	—	—	8	4	12	—	
	37	1	2	3	5	1	—	5	2	7	2	
	65	—	1	13	14	—	—	17	6	23	—	
	336	10	14	70	84	1	4	43	21	64	6	
名 古 屋	73	9	11	15	26	17	3	13	9	22	5	
	45	4	4	10	14	3	5	6	5	11	4	
	65	3	4	7	11	1	1	4	4	8	2	
	68	8	8	12	20	3	2	18	11	29	2	
名 古 屋	251	24	27	44	71	24	11	41	29	70	13	
	45	2	2	4	6	2	2	1	1	2	1	
	53	—	—	3	3	1	—	3	—	3	—	
	127	4	4	10	14	4	3	9	3	12	3	
広 島	95	1	2	14	16	5	1	4	2	6	2	
	80	—	—	9	9	—	—	2	—	2	—	
	98	—	—	22	22	7	3	10	4	14	—	
	31	—	—	10	10	1	—	3	1	4	—	
高 松	50	—	—	39	39	3	—	2	1	3	—	
	354	1	2	94	96	16	4	21	8	29	2	
	20	—	—	4	4	1	—	1	—	1	—	
	71	1	—	16	16	1	1	3	—	3	—	
高 松	34	1	1	10	11	7	—	1	1	2	1	
	22	—	—	6	6	1	1	1	—	1	—	
	147	2	1	36	37	10	2	6	1	7	1	
	93	1	3	53	56	1	3	6	4	10	2	
福 岡	44	—	—	16	16	—	—	2	—	2	—	
	23	1	1	26	27	—	1	4	—	4	—	
	160	2	4	95	99	1	4	12	4	16	2	
	15	2	2	46	48	1	1	4	3	7	1	
熊 本	42	1	2	43	45	—	1	4	3	7	2	
	—	2	3	126	129	1	1	1	2	3	1	
	3	—	1	61	62	2	1	4	1	5	1	
	60	5	8	276	284	4	4	13	9	22	5	
沖 縄	1	—	2	48	50	—	1	6	4	10	6	
	2,400	83	122	857	979	100	85	389	183	572	83	

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」、「(3)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」を都道府県別に示したものである。

数				製造場数	製造者数	販売場数		販売業者数		区分 国税局・ 都道府県
スキー類		その他	計			卸売業	小売業	卸売業	小売業	
ブランド	計									
場	場	場	場	場	場	場	場	者	者	東 京
—	—	20	67	43	155	1,978	12,053	1,003	10,709	
5	9	25	85	30	30	564	6,368	123	5,583	神奈川 千葉
5	8	28	145	57	93	317	6,157	144	5,497	
18	25	19	188	115	150	111	1,766	40	1,710	山梨
28	42	92	485	245	428	2,970	26,344	1,310	23,499	
—	1	19	104	65	91	201	6,114	127	5,409	埼玉
2	4	16	127	74	108	142	4,090	127	3,843	
1	3	10	78	58	64	124	2,737	106	2,513	栃木
—	2	23	94	59	82	118	2,816	69	2,650	
11	14	30	216	126	183	145	3,397	101	2,964	群馬
2	4	24	170	119	159	237	4,406	173	4,127	
16	28	122	789	501	687	967	23,560	703	21,506	長野
10	14	22	109	53	97	893	8,436	563	7,485	
3	7	19	129	80	92	231	3,233	167	2,890	大阪
5	9	51	302	174	234	538	6,903	375	6,075	
—	—	11	76	64	73	91	2,002	73	1,773	兵庫
1	1	19	64	44	61	143	2,364	95	2,266	
3	5	7	95	72	79	88	1,647	61	1,444	和歌山
22	36	129	775	487	636	1,984	24,585	1,334	21,933	
5	10	32	119	47	72	396	8,939	123	7,716	北海道
1	2	7	68	55	58	167	3,198	73	2,974	
2	3	8	68	39	61	97	2,456	48	2,274	仙台
1	3	21	178	118	163	136	3,539	54	3,305	
2	2	6	84	57	81	94	2,551	55	2,429	福井
2	4	9	64	40	42	95	2,528	52	2,409	
4	4	9	115	80	106	91	2,126	53	2,059	山形
12	18	60	577	389	511	680	16,398	335	15,450	
2	7	52	209	100	188	381	7,034	204	6,062	愛知
3	7	26	115	58	67	223	4,297	106	3,854	
1	3	15	107	72	99	99	2,512	52	2,163	三重
—	2	31	163	86	148	127	2,848	71	2,565	
6	19	124	594	316	502	830	16,691	433	14,644	岐阜
1	2	14	75	50	74	120	1,896	28	1,692	
—	—	8	68	59	68	48	1,485	27	1,379	金沢
1	3	11	59	33	59	113	1,963	30	1,730	
2	5	33	202	142	201	281	5,344	85	4,801	富山
2	4	14	142	106	130	307	4,343	124	4,108	
1	1	11	103	82	101	150	2,699	77	2,582	広島
2	2	16	162	114	152	155	3,430	69	3,318	
—	—	1	47	34	47	52	1,088	25	958	山口
—	—	3	98	54	98	73	1,706	36	1,611	
5	7	45	552	390	528	737	13,266	331	12,577	徳島
—	—	4	30	22	29	194	1,495	32	1,486	
2	2	7	102	78	101	352	2,300	84	2,319	高松
1	2	7	64	41	62	277	1,349	37	1,485	
—	—	4	35	23	34	158	1,509	54	1,536	香川
3	4	22	231	164	226	981	6,653	207	6,826	
3	5	16	185	116	157	505	5,943	361	5,416	福岡
1	1	4	67	46	67	84	1,413	66	1,323	
—	—	13	69	35	61	83	2,434	38	2,316	佐賀
4	6	33	321	197	285	672	9,790	465	9,055	
3	4	18	96	53	85	715	2,465	56	2,975	熊本
4	6	18	120	60	98	410	1,954	39	2,141	
1	2	35	173	129	163	1,285	2,822	51	3,756	鹿儿岛
—	1	12	86	66	73	531	1,595	13	1,985	
8	13	83	475	308	419	2,941	8,836	159	10,857	宮崎
3	9	54	125	56	125	4,035	2,000	3,987	1,801	
114	197	829	5,245	3,242	4,620	17,474	162,406	9,472	150,665	全国計

11～18 消費税、酒税以外の間接税各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を掲げた。
ただし、印紙税については平成7会計年度内の現金納付に係る分を掲げた。

2 消費税、酒税以外の間接税（平成3年4月1日以降）の概要

(1) 「11 たばこ税」

たばこ税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税の税率は、次のとおりである。

イ 喫煙用の製造たばこ	}	ニ 紙巻たばこ旧3級品 1,000本につき1,484円
・第1種（紙巻きたばこ）		1,000本につき 3,126円
・第2種（パイプたばこ）		
・第3種（葉巻きたばこ）		
・第4種（刻みたばこ）		
ロ かみ用の製造たばこ		
ハ かぎ用の製造たばこ		

(2) 「12 揮発油税及び地方道路税」

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率は、揮発油1㎏につき次の金額である。

揮発油税	48,600円（平成5年11月30日以前に移出又は取引を行うもの	45,600円）
地方道路税	5,200円（	” 8,200円）
計	53,800円（	” 53,800円）

(3) 「13 航空機燃料税」

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率は、航空機燃料1㎏につき26,000円である。

(4) 「14 石油ガス税」

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス1㎏につき17円50銭である。

(5) 「15 石油税」

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率は、原油及び輸入石油製品は1㎏当たり2,040円、輸入液化石油ガスは1t当たり670円、国産天然ガス及び輸入天然ガスは1t当たり720円である。

(6) 「16 取引所税」

取引所税は、取引所の市場における先物取引の契約金額又は取引金額及びオプション取引の対価の額に対して課税される。

取引所税の税率は、次のとおりである。

先物取引	……………	10,000分の0.1
オプション取引	……………	10,000分の1

(7) 「17 印紙税」

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである。(一般的な証書、帳簿の主なものについて掲げた)

- イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書
契約金額により 200円～60万円 (契約金額1万円未満は非課税)
- ロ 請負契約書
契約金額により 200円～60万円 (契約金額1万円未満は非課税)
- ハ 約束手形、為替手形
手形金額により 200円～20万円 (手形金額10万円未満は非課税)
- ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券
券面金額により 200円～2万円
- ホ 預貯金証書、保険証券、信用状等
1通につき 200円
- ヘ 配当金額収書、配当金振込通知書
配当金額 3,000円以上の場合 200円 (配当金額 3,000円未満は非課税)
- ト 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの
受取金額により 200円～20万円 (受取金額3万円未満は非課税)
- チ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳
1冊1年につき 200円
- リ 判取帳
1冊1年につき 4,000円

(8) 「18 電源開発促進税」

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率は、販売電気千kW時につき 445円である。

11 たばこ税

(1) 課税状況

区 分	国 税 庁		税 関 分	
	課税標準数量	税 額	課税標準数量	税 額
	千本	百万円	千本	百万円
紙巻たばこ	268,091,833	829,387	72,013,710	225,480
パイプたばこ	15,192	47	47,564	149
葉巻たばこ	50,374	157	36,690	116
刻みたばこ	980	3	789	3
かみ用の製造たばこ	—	—	332	1
かぎ用の製造たばこ	—	—	219	1
税 額 計	—	829,595	—	225,750
手持品課税額	—	—	—	—
合計税額	—	829,595	—	225,750
控除税額	—	4,236	—	9
差引税額	—	825,359	—	225,741
加算税 { 過少申告 無申告	—	—	—	—
	—	0	—	—
課税人員	—	1,071 百万円	—	136,437 百万円
還付金額	—	717	—	906
納期限延長税額	—	—	—	33,928

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 免除状況

(単位：百万本)

区 分	未納税	輸出免税	その他	合計
紙巻たばこ				
{ 本則税率	371,690	18,457	0	390,147
{ 暫定税率	6,881	—	—	6,881
小計	378,571	18,457	0	397,028
パイプたばこ	25	—	—	25
葉巻たばこ	82	—	—	82
刻みたばこ	2	—	—	2
かみ用の製造たばこ	—	—	—	—
かぎ用の製造たばこ	—	—	—	—
合計	378,680	18,457	0	397,137
人員	1,379 ^人	1,539 ^人	10 ^人	2,928 ^人

資料：消費税課調

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に免除の申請又は処理したものである。

(注) 税関分は含まない。

(3) 製造場数

(単位：場)

区 分	場 数
製造場 { 製造たばこ製造場	26
{ 原料事務所	26
{ その他	22
法定製造場	278
合計	352

調査時点：平成8年3月31日

12 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	<i>kℓ</i>	百万円
平成 2 年度	44,074,725	2,368,238
3	45,515,305	2,445,518
4	46,472,230	2,496,982
5	47,553,267	2,554,894
6	49,683,609	2,669,353
7	50,759,604	2,727,128
移出数量	51,453,494	—
欠減控除数量	694,600	—
場内消費数量	654	—
用途外使用等数量	69	—
計	50,759,604	2,727,128
控除税額	—	71
差引計	—	2,727,058
加算税 { 過少申告	—	0
無申告	—	4
合計	—	2,727,062
課税人員		2,854 人
還付金額		— 百万円
納期限延長税額		420,829 百万円

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(注) 税関分は含まない。

(2) 税関分の課税状況

区 分	数 量	税 額
	<i>kℓ</i>	百万円
引取数量	5,426	—
欠減控除数量	69	—
場内消費数量	—	—
用途外使用等数量	—	—
計	5,357	289
控除税額	—	0
差引計	—	289
加算税 { 過少申告	—	—
無申告	—	—
合計	—	289
課税人員		505人
還付金額		0
納期限延長税額		—

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(3) 免除状況

区 分	課 税 外 数 量 等	
	件 数	数 量
	件	kl
未納税移出	1,908	70,052,220
輸出免税	58	427,668
灯油免税	857	38,043,355
航空機燃料用	1,389	811,120
石油化学用(船用)	159	396,295
石油化学用(その他)	1,054	62,734,199
発電等用	57	187,376
ゴム用	869	29,827
塗料用	1,790	118,539
ノルマルパラフィン用	8	78
印刷用インキ用	545	7,525
接着剤用	126	6,809
洗浄剤用	107	248
洗浄用又は離型用	169	7,023
駐留軍用	49	34,599
外国公館等用	490	2,058
その他	61	323
合 計	9,696	172,859,271

資料：消費税課調

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に免税の申請又は処理したものである。

(注) 税関分は含まない。

(4) 関係場数

区 分	場 数
平成2年度	6,562
3	6,316
4	6,281
5	6,289
6	6,214
7	6,066
製造場	55
{ 天然揮発油製造場	15
{ 廃油再生工場	24
{ その他	233
石油化学工場	30
{ ガス工場	30
{ 特定石油化学製品製造場	38
{ その他	57
未納税蔵置場	201
特定石油化学製品蔵置場	470
航空用揮	646
発電等用揮	8
ゴム用揮	329
塗料用揮	105
免税揮発油使用場	—
{ ノルマルパラフィン用揮	—
{ 印刷用インキ用揮	42
{ 接着剤用揮	37
{ 洗浄剤用揮	16
{ 洗浄用又は離型用揮	39
特定石油化学製品使用場	3,418
駐留軍等用免税使用場指定店舗	9
外国公館等用指定給油所	294
合 計	6,066

調査時点：平成8年3月31日

(5) 都道府県別の課税状況

区 分 国税局・ 都道府県	数 量				税 額	免除数量	関係場数	
	移出数量	欠減控除数量	場 消 費 数 量	内 等 計				
	kl	kl	kl	kl	百万円	kl	場	
東 京	東 京	150,945	2,038	—	148,907	8,011	6,918	373
	神奈川	8,760,370	118,264	271	8,642,378	464,960	29,579,272	358
	千葉	7,250,499	97,880	46	7,152,665	384,813	42,126,200	359
	山梨	43,820	591	—	43,229	2,326	—	44
	計	16,205,634	218,773	317	15,987,179	860,110	71,712,390	1,134
関 東	埼 玉	227,520	3,071	—	224,450	12,075	35,989	376
	茨 城	623,176	8,413	—	614,763	33,074	9,987,480	215
	栃 木	205	3	5	207	11	4,040	136
	群 馬	53,701	725	—	52,976	2,850	995	86
	新 潟	—	—	0	0	0	474	132
計	1,335,845	18,033	46	1,317,858	70,901	1,325,097	101	
	2,240,447	30,245	51	2,210,254	118,912	11,354,075	1,046	
大 阪	大 阪	4,252,054	57,401	—	4,194,653	225,673	6,727,954	673
	京 都	—	—	—	—	—	3,074	89
	兵 庫	1,525,342	20,592	5	1,504,755	80,956	1,913,948	382
	奈 良	—	—	—	—	—	143	49
	和 歌 山	2,082,883	28,118	99	2,054,863	110,552	8,460,099	59
計	7,860,281	106,111	104	7,754,273	417,180	17,109,163	1,352	
札 幌	北海道	1,979,296	26,719	25	1,952,600	105,050	6,226,288	197
仙 台	宮 城	1,881,844	25,405	7	1,856,445	99,877	2,210,344	62
	岩 手	—	—	—	—	—	61	29
	福 島	259,583	3,504	—	256,079	13,777	1,954	123
	秋 田	440,235	5,937	25	434,318	23,367	131,161	28
	青 森	691,235	9,330	—	681,904	36,686	36,464	31
計	3,404,506	45,952	32	3,358,578	180,692	2,383,762	300	
名 古 屋	愛 知	3,530,070	47,657	66	3,482,479	187,357	5,509,616	465
	静 岡	1,049,831	14,173	2	1,035,660	55,719	630,635	246
	三 岐	2,905,920	39,230	—	2,866,690	154,228	11,922,179	130
	岐 阜	6,868	93	—	6,776	365	2,376	114
	計	7,492,689	101,153	68	7,391,605	397,668	18,064,806	955
金 沢	石 川	473,140	6,387	1	466,753	25,111	51,936	35
	福 井	144,417	1,949	—	142,468	7,665	16,537	52
	富 山	486,872	6,572	2	480,302	25,840	813,274	54
	計	1,104,429	14,908	3	1,089,523	58,616	881,747	141
広 島	広 島	292,860	3,953	3	288,910	15,543	89,224	123
	山 口	3,337,038	45,050	79	3,292,066	177,113	12,104,647	91
	岡 山	3,544,576	47,852	—	3,496,724	188,124	18,109,274	146
	鳥 取	101,360	1,368	—	99,991	5,380	13,624	18
	根 拠	—	—	—	—	—	72	18
計	7,275,834	98,223	82	7,177,691	386,160	30,316,841	396	
高 松	香 川	986,698	13,320	—	973,378	52,368	1,358,864	46
	愛 媛	944,113	12,745	—	931,367	50,108	3,868,361	26
	徳 島	—	—	—	—	—	—	39
	高 知	—	—	—	—	—	78	7
計	1,930,811	26,065	—	1,904,745	102,475	5,227,303	118	
福 岡	福 岡	295,404	3,987	1	291,418	15,678	316,766	221
	佐 賀	—	—	—	—	—	2,724	41
	長 崎	81,440	1,099	—	80,341	4,322	11,702	40
計	376,844	5,086	1	371,759	20,001	331,192	302	
熊 本	熊 本	134,322	1,813	—	132,509	7,129	198	39
	大 分	840,839	11,351	—	829,488	44,626	8,063,660	25
	鹿 児 島	—	—	—	—	—	871	23
	宮 崎	63,647	859	17	62,805	3,379	168,054	20
計	1,038,808	14,023	17	1,024,802	55,134	8,232,783	107	
沖 縄	沖 縄	543,915	7,342	23	536,595	25,129	1,018,921	18
全 国 計	51,453,494	694,600	723	50,759,604	2,727,128	172,859,271	6,066	

資料：「免除数量」欄は消費税課調

(注) この表は、「(1)課税状況」、「(2)免除状況」、「(4)関係場数」を都道府県別に示したものである。

13 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	<i>kℓ</i>	百万円
積込数量及び税額	3,942,617	102,508
控除税額	-	1,419
差引計	-	101,089
加算税 {	過少申告	-
	無申告	-
	重	-
合計	-	101,090
課税人員 還付金額		6,322 人 - 百万円

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は
処理による課税事績である。

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
特例承認に係るもの	659	
そ の 他 {	定期運送業者 に係るもの	97
	その他のもの	442
合 計	1,198	

調査時点：平成8年3月31日

14 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
	t	百万円
平成2年度	1,792,801	31,348
3	1,761,417	30,825
4	1,734,624	30,356
5	1,715,059	30,014
6	1,753,917	30,694
7	1,748,651	30,602
移出(引取)重量	1,748,651	30,602
控除税額	-	14
差引計	-	30,588
加算税 { 過少申告	-	1
無申告	-	4
合計	-	30,593
課税人員	30,228 人	
還付金額	- 百万円	
納期限延長税額	726 百万円	

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(注) 税関分は含まない。

(2) 免除状況

区 分	件 数	重 量
	件	t
輸出免税	-	-
特定 { 原料用	-	-
用途 { 熱源用	1	0
免税	-	-
駐留軍用免税	-	-
その他	-	-
合計	1	0

資料：消費税課調

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に免除の申請又は処理をしたものである。

(3) 関係場数

区 分	場 数
	場
平成2年度	2,503
3	2,497
4	2,503
5	2,520
6	2,540
7	2,554
営業用スタンド	1,930
自家用スタンド	203
脱着式容器充てん場	411
その他	10
合計	2,554
免税課税 { 原料用	-
石油ガス { 熱源用	-
使用場	-

調査時点：平成8年3月31日

(4) 国税局別課税状況

区 分	移出重量	税 額	課税人員	関係場数
	t	百万円	人	場
東京	520,860	9,115	3,689	314
関東信越	137,384	2,404	4,383	365
大阪	295,820	5,177	3,092	263
札幌	103,552	1,812	1,921	164
仙台	103,727	1,815	3,339	292
名古屋	153,452	2,685	3,788	324
金沢	26,655	466	975	83
広島	90,371	1,581	2,385	199
高松	46,573	815	1,630	137
福岡	131,037	2,293	1,761	142
熊本	82,454	1,443	2,632	220
沖縄	56,766	993	633	51
合計	1,748,651	30,602	30,228	2,554

(注) この表は、「(1)課税状況」、「(2)関係場数」を国税局別に表示したものである。

15 石油税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	百万円
原 油	898,784	1,834
石 油 製 品	—	—
	t	
ガス状炭化水素	1,632,345	1,175
計	—	3,009
控 除 税 額	—	180
差 引 計	—	2,828
加算税 { 過少申告	—	—
無申告	—	—
合 計	—	2,828
課 税 人 員		561 人
還 付 金 額		41,714 百万円
納 期 限 延 長 税 額		392 百万円

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(注) 税関分は含まない。

(2) 税関分の課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	百万円
原 油	238,358,589	486,252
石 油 製 品	12,474,689	25,453
	t	
ガス状炭化水素	56,416,107	39,898
計	—	551,602
控 除 税 額	—	—
差 引 計	—	551,602
加算税 { 過少申告	—	—
無申告	—	—
合 計	—	551,602
課 税 人 員		8,079 人
還 付 金 額		3 百万円
納 期 限 延 長 税 額		103,154 百万円

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(3) 免除状況

区 分	件 数	数 量
	件	kl
未 納 税 移 出	3	6,475
輸 出 免 税	—	—
石 油 化 学 用 免 税	—	—
農 林 漁 業 用 免 税	—	—
駐 留 軍 用 免 税	—	—
合 計	3	6,475

資料：消費税課調

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に免除の申請又は処理をしたものである。

(注) 税関分は含まない。

(4) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素
	場	場
特例承認に係る納税地	9	15
その他の納税地	12	30
未納税蔵置場	—	—
自家用採取場所	—	388
合 計	21	433

調査時点：平成8年3月31日

16 取引所税

(1) 課税状況

区 分	取 引 数 量	課 税 標 準	税 額
	千枚	百万円	百万円
現物先物取引	有価証券	27,657	3,260,703,592
	商品等	145,436	143,917,515
	通貨	—	—
指数等先物取引	有価証券	14,824	341,301,519
	商品等	416	1,162,896
	通貨	68,333	6,754,271,415
オプショナル取引	有価証券	8,701	4,511,150
	商品等	912	28,405
	通貨	674	18,146
	小計	10,287	4,557,700
	計	266,953	10,505,914,638
加算税	不納付	—	—
	重	—	—
合 計	—	—	44,681

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(2) 取引所数及び会員数

区 分	取 引 所 数	会 員 数	左のうち特別会員 又は商品取引員数
	場	人	人
平成2年度	20	2,008	1,000
3	20	2,049	1,052
4	20	2,016	1,016
5	17	1,825	929
6	17	1,870	976
7	16	1,734	899
証券	3	436	158
商品	12	1,089	532
金融先物	1	209	209
計	16	1,734	899

調査時点：平成8年3月31日

17 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
	百万円	人
税 印 押 な つ	158	4,929
印紙税納付計器の使用によるもの	59,663	61,755
書 式 表 示	113,652	139,613
預金通帳の一定時納付によるもの	60,587	1,690
株主総会等の委任状等	-	-
計	234,059	207,987
充 当 税 額	1,256	-
差 引 計	232,803	-
加 算 税	29	-
{ 過 少 申 告		
{ 無 申 告	11	-
{ 重	21	-
過 怠 税	10,263	-
還 付 金 額	2,051	-
印紙税納付計器		13,361 人
{ 設 置 者 数		
{ 設 置 台 数		19,151 台

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税事績を示したものである。

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするのを書式表示といい、②税印の押なつを受けることを税印押なつという。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	書 式 表 示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	そ の 他	計	納 税 人 員
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	人
平成 2 年度	103,505	69,067	51,610	317	224,498	191,904
3	108,893	66,595	53,833	290	229,611	199,590
4	107,380	62,939	55,888	225	226,431	199,986
5	108,541	59,605	57,262	165	225,573	197,474
6	111,686	56,090	59,073	170	227,019	201,660
7	113,652	59,663	60,587	158	234,059	207,987

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

18 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	千kW時	百万円
販売電気の電力 量	従量料金制の供給販売電気	749,351,209
	定額料金制の供給販売電気	5,924,325
	計量自家使用販売電気	2,298,055
	推計自家使用販売電気	749,994
計	758,323,585	337,454
加算税	過少申告	-
	無申告	-
	重計	-
	計	-
合 計	-	337,454
課税人員		120人

調査期間等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	人 員
一般電気事業者	10人

調査時点：平成8年3月31日

第Ⅳ編 徴 収 編

19	国	税	徴	収
20	国	税	滞	納
21	還	付		金

19～21 徴収関係各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成7年4月1日から平成8年3月31までの間の国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

徴収関係各表の掲載内容は、次のとおりである。

(1) 国税徴収

イ 国税徴収

平成7年度の国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

ロ 物納

平成7年度の相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

ハ 年賦延納

平成7年度の相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

(2) 国税滞納

平成7年度の滞納の繰越、新規発生、処理等の状況を示す。

(3) 還付金

平成7年度の還付金（過誤納金を含む。）の処理の状況を示す。

2 計数間の関係

(1) 国税徴収

イ 国税徴収

$$\boxed{\text{徴収決定済額}} - \left[\boxed{\text{収納済額}} + \boxed{\text{不納欠損額}} \right] = \boxed{\text{収納未済額}}$$

ロ 物納

$$\textcircled{1} \left[\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right] - \left[\boxed{\text{取下、却下等}} + \boxed{\text{許可額}} \right] = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$\textcircled{2} \left[\boxed{\text{許可額}} \text{（本書）} + \boxed{\text{前年度収納未済額}} \right] - \boxed{\text{収納済額}} \text{（本書）} = \boxed{\text{収納未済額}}$$

$$\textcircled{3} \left[\boxed{\text{前年度引継未済額}} + \boxed{\text{収納済額}} \right] - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

$$\left[\boxed{\text{収納済額}} \text{（本書及び外書）} + \boxed{\text{前年度引継未済額}} \right] - \boxed{\text{引継額}} = \boxed{\text{引継未済額}}$$

ハ 年賦延納

$$\textcircled{1} \left[\boxed{\text{前年度許可未済額}} + \boxed{\text{本年度申請額}} \right] - \left[\boxed{\text{取下、却下等の額}} + \boxed{\text{許可額}} \right] = \boxed{\text{許可未済額}}$$

$$\textcircled{2} \boxed{\text{徴収決定済額}} = \left(\boxed{\text{前年度繰越収納未済額}} + \boxed{\text{前年度繰越延納額}} + \boxed{\text{本年度許可額}} \right) - \left(\boxed{\text{許可取消額等}} \right) - \boxed{\text{徴収決定未済額}}$$

(2) 国税滞納

$$\textcircled{1} \boxed{\text{要整理滞納額}} - \boxed{\text{処理済滞納額}} = \boxed{\text{総滞納額}}$$

$$\textcircled{2} \boxed{\text{総滞納額}} - \boxed{\text{滞納処分の停止額}} = \boxed{\text{差引純滞納額}}$$

19 国 税 徴 収

19-1 国税徴収状況

(1) 国税徴収状況

区 分	徴 収 決 定 済 額			収 納 済 額			
	本年度分	繰 越 分	計	本年度分	繰 越 分	計	
平成 2 年 度	62,306,159	1,937,517	64,243,676	59,823,138	832,988	60,656,126	
3	63,884,680	2,337,934	66,222,614	60,580,383	904,034	61,484,417	
4	59,348,889	3,242,022	62,590,911	55,642,216	937,152	56,579,368	
5	57,469,184	4,307,720	61,776,904	54,751,499	967,624	55,719,123	
6	53,367,025	4,320,364	57,687,389	51,125,897	972,292	52,098,189	
7	53,732,993	4,353,471	58,086,464	51,741,391	1,029,712	52,771,103	
所得税	源泉分	17,059,968	448,714	17,508,682	16,919,439	98,574	17,018,013
	申告分	3,994,955	878,444	4,873,399	3,805,838	199,183	4,005,021
	計	21,054,923	1,327,158	22,382,081	20,725,277	297,757	21,023,034
法人税	14,338,911	882,549	15,221,460	14,116,104	187,905	14,304,009	
法人特別税	5,525	1,979	7,504	5,136	697	5,832	
法人臨時特別税	486	1,326	1,813	397	139	536	
相続税	3,614,602	1,416,712	5,031,314	2,671,913	96,477	2,768,390	
地価税	411,385	25,947	437,333	403,876	7,103	410,978	
消費税	7,454,467	432,003	7,886,470	7,212,705	200,029	7,412,734	
酒税	1,943,242	19,776	1,963,018	1,936,414	10,794	1,947,208	
たばこ税	818,493	-	818,493	818,493	-	818,493	
砂糖消費税	-	-	-	-	-	-	
石油税	2,810	200	3,011	2,547	200	2,747	
石油税及び石油臨時特別税	0	1	1	0	0	0	
物品税	1	8,400	8,402	1	303	304	
トランプ類税	-	81	81	-	-	-	
取引所税	43,761	-	43,761	43,761	-	43,761	
有価証券取引税	479,747	145	479,892	479,740	2	479,743	
通行税	-	-	-	-	-	-	
入場税	-	106	106	-	0	0	
日本銀行券発行税	-	-	-	-	-	-	
旧税	-	8	8	-	-	-	
電源開発促進税	338,596	-	338,596	338,596	-	338,596	
揮発油税及び地方道路税	2,737,369	234,176	2,971,544	2,499,189	226,700	2,725,890	
石油ガス税	30,545	1,087	31,632	29,750	831	30,581	
自動車重量税	0	0	0	0	0	0	
航空機燃料税	101,087	7	101,094	101,061	3	101,065	
印紙収入	357,042	1,808	358,850	356,429	772	357,201	
合 計	53,732,993	4,353,471	58,086,464	51,741,391	1,029,712	52,771,103	

調査期間：平成7年4月1日から平成8年3月31日

用語の説明：1 徴収決定済額とは、納税義務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額をいう。
2 収納済額とは、収納された国税の金額をいう。
3 不納欠損額とは、滞納処分停止後3年経過及び消滅時効の完成等により納税義務が消滅した国税の金額をいう。
4 収納未済額とは、徴収決定額のうち収納又は還付加算金の充当及び不納欠損を終了しない金額をいう。

(単位：百万円)

不 納 欠 損 額			収 納 未 済 額			区 分
本年度分	繰越分	計	本年度分	繰越分	計	
39	49,326	49,365	2,482,982	1,055,204	3,538,185	平成2年度
90	40,184	40,274	3,304,207	1,393,716	4,697,923	3
52	42,914	42,966	3,706,620	2,261,956	5,968,576	4
514	73,582	74,097	2,717,170	3,266,514	5,983,685	5
272	85,674	85,946	2,240,856	3,262,399	5,503,255	6
538	102,002	102,540	1,991,064	3,221,757	5,212,821	7
95	13,696	13,791	140,435	336,444	476,879	源泉分
6	22,161	22,168	189,111	657,099	846,210	申告分
101	35,857	35,958	329,545	993,544	1,323,089	計
392	60,757	61,148	222,415	633,888	856,303	法人税
3	27	30	387	1,255	1,642	法人特別税
1	39	40	88	1,148	1,236	法人臨時特別税
0	628	628	942,689	1,319,607	2,262,296	相続税
-	9	9	7,510	18,836	26,345	地価税
41	3,031	3,072	241,721	228,944	470,664	消費税
0	-	0	6,827	8,982	15,810	酒税
-	-	-	-	-	-	たばこ税
-	-	-	-	-	-	砂糖消費税
-	-	-	263	-	263	石油税
-	-	-	-	1	1	石油税及び石油臨時特別税
-	1,587	1,587	0	6,511	6,511	物品税
-	-	-	-	81	81	トランプ類税
-	-	-	-	-	-	取引所税
-	1	1	6	142	148	有価証券取引税
-	-	-	-	-	-	通行税
-	35	35	-	71	71	入場税
-	-	-	-	-	-	日本銀行券発行税
-	2	2	-	6	6	旧税
-	-	-	-	-	-	電源開発促進税
-	0	0	238,180	7,475	245,655	揮発油税及び地方道路税
-	-	-	795	256	1,051	石油ガス税
-	0	0	-	0	0	自動車重量税
-	-	-	25	4	29	航空機燃料税
-	29	29	613	1,007	1,620	印紙収入
538	102,002	102,540	1,991,064	3,221,757	5,212,821	合計

(注) 国税庁扱分のみで税関分は含まない。

(2) 国税局別の徴収決定済額

区分	国税局	東 京	関 東 信 越	大 阪	札 幌	仙 台	名 古 屋
昭和 6 0 年 度		15,911,023	3,206,963	7,196,878	1,004,638	1,414,345	4,634,587
6 1		18,683,933	3,409,319	7,585,147	1,086,746	1,501,194	4,816,009
6 2		21,945,057	3,764,740	8,315,812	1,130,923	1,544,744	5,126,062
6 3		24,067,598	4,075,946	9,212,679	1,190,617	1,651,773	5,661,325
平成 元		26,415,911	4,353,596	10,653,666	1,335,591	1,885,440	5,712,575
2		28,144,297	5,322,373	12,067,688	1,564,070	2,250,054	6,771,699
3		28,549,094	5,831,169	12,153,011	1,618,424	2,396,868	7,089,143
4		26,381,304	5,700,443	11,494,221	1,583,015	2,394,564	6,642,958
5		25,727,474	5,740,348	11,229,721	1,627,394	2,460,652	6,480,798
6		23,700,432	5,370,909	10,169,535	1,549,793	2,411,279	6,145,210
7		24,378,252	5,230,670	10,324,866	1,540,983	2,387,745	6,050,624
所得税	源泉分	7,194,596	1,667,427	2,983,482	515,598	759,672	1,834,960
	申告分	1,758,961	595,309	882,381	126,822	208,813	548,415
	計	8,953,558	2,262,735	3,865,863	642,421	968,485	2,383,375
法 人 税	6,902,286	1,030,987	2,841,680	343,180	528,708	1,596,384	
法 人 特 別 税	4,160	531	1,207	113	211	536	
法 人 臨 時 特 別 税	939	187	284	35	46	164	
相 続 税	2,699,289	671,906	840,324	42,127	83,863	391,971	
地 価 税	267,890	12,338	93,643	4,835	4,258	25,737	
消 費 税	3,327,218	630,186	1,411,168	234,666	328,591	798,133	
酒 税	313,466	328,634	476,743	86,136	171,600	226,529	
た ば こ 税	173,399	129,965	142,346	39,905	60,205	94,045	
砂 糖 消 費 税	—	—	—	—	—	—	
石 油 税	735	1,851	—	7	418	0	
石油税及び石油臨時特別税	—	1	—	—	—	—	
物 品 税	4,236	911	1,439	182	99	739	
ト ラ ン プ 類 税	47	34	—	—	—	—	
取 引 所 税	40,535	7	3,055	—	—	36	
有 価 証 券 取 引 税	408,879	4,337	44,574	1,021	1,194	11,908	
通 行 税	—	—	—	—	—	—	
入 場 税	13	19	—	0	42	1	
日 本 銀 行 券 発 行 税	—	—	—	—	—	—	
旧 税	—	—	—	—	—	—	
電 源 開 発 促 進 税	113,523	—	59,683	10,905	28,440	50,189	
揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税	937,934	128,931	454,933	113,772	195,566	436,578	
石 油 ガ ス 税	9,582	2,419	5,451	1,839	1,866	2,748	
自 動 車 重 量 税	—	—	0	—	0	—	
航 空 機 燃 料 税	36,007	572	12,888	12,115	4,014	4,256	
印 紙 収 入	184,555	24,118	69,585	7,725	10,139	27,296	
合 計		24,378,252	5,230,670	10,324,866	1,540,983	2,387,745	6,050,624

関連表：「1-1」の「(1)国税収納金整理資金徴収済額」、「19-1」の「(1)国税徴収状況」

(単位：百万円)

金 沢	広 島	高 松	福 岡	熊 本	沖 縄	全 国	区 分
622,700	1,674,131	698,928	1,303,337	744,501	160,217	38,572,246	昭和 60
662,190	1,742,909	720,075	1,365,354	786,380	179,310	42,538,567	61
680,514	1,785,678	738,994	1,411,358	788,769	184,232	47,416,883	62
755,567	1,934,417	821,587	1,514,331	830,052	193,755	51,909,646	63
918,189	2,114,609	943,164	1,695,128	930,647	217,707	57,176,224	平成 元
1,091,539	2,509,324	1,128,600	2,000,963	1,138,229	254,840	64,243,676	2
1,173,985	2,654,352	1,205,869	2,084,128	1,190,673	275,899	66,222,614	3
1,096,743	2,604,206	1,174,189	2,067,404	1,176,902	274,963	62,590,911	4
1,097,423	2,661,221	1,193,030	2,046,787	1,228,950	283,103	61,776,904	5
1,062,081	2,603,468	1,180,782	2,009,053	1,215,943	268,904	57,687,389	6
1,032,564	2,550,346	1,164,043	1,958,322	1,192,294	275,754	58,086,464	7
339,888	747,396	358,299	629,149	411,454	66,762	17,508,682	源
94,276	201,667	108,635	190,158	120,388	37,574	4,873,399	申
434,164	949,063	466,933	819,306	531,842	104,337	22,382,081	計
260,372	564,376	317,924	474,459	306,764	54,341	15,221,460	法 人
89	225	112	161	94	65	7,504	法 人 特 別
9	59	17	34	31	7	1,813	法 人 臨 特
40,292	89,066	47,587	72,959	31,056	20,873	5,031,314	相 続
3,181	7,884	3,237	10,142	3,159	1,029	437,333	地 価
167,306	322,580	164,780	291,495	175,762	34,583	7,886,470	消 費
26,151	112,372	5,470	169,205	33,789	12,923	1,963,018	酒
19,292	46,910	27,395	44,025	34,444	6,563	818,493	た ば こ
-	-	-	-	-	-	-	砂 糖
-	-	-	-	0	0	3,011	石 油
-	-	-	-	-	-	1	石油及臨特
48	110	91	359	121	66	8,402	物 品
-	-	-	-	-	-	81	トランプ
-	128	-	-	-	-	43,761	取 引 所
1,741	2,953	1,222	1,164	554	345	479,892	有 証
-	-	-	-	-	-	-	通 行
-	-	23	-	8	-	106	入 場
-	-	-	-	-	-	-	日 発
-	-	-	-	-	8	8	旧 税
10,455	22,883	10,061	29,847	-	2,609	338,596	電 促
63,932	419,801	111,046	22,109	59,741	27,200	2,971,544	揮 発
470	1,586	822	2,372	1,472	1,006	31,632	石 ガ
-	0	-	-	-	-	0	自 重
1,070	2,126	2,600	8,904	8,044	8,497	101,094	航 燃
3,990	8,225	4,721	11,781	5,413	1,302	358,850	印 紙
1,032,564	2,550,346	1,164,043	1,958,322	1,192,294	275,754	58,086,464	合 計

(3) 都道府県別の徴収状況(その1)

国税局・都道府県	税目	源泉所得税			申告所得税			法人税		
		徴収額	決済額	収納済額	徴収額	決済額	収納済額	徴収額	決済額	収納済額
東京	京川葉梨分 東神奈川 引受分計	5,571,393	5,439,062	130,248	881,872	775,925	104,292	5,683,777	5,592,052	90,583
		976,263	938,433	37,159	374,673	328,053	45,951	500,235	487,575	12,353
		451,968	431,992	19,721	219,473	185,933	32,986	238,185	227,564	10,442
		81,813	79,764	2,037	28,214	23,004	5,185	64,277	62,972	1,303
関東	玉城木馬野瀧 埼茨栃群長新 引受分計	113,160	8,677	98,558	254,730	14,558	231,498	415,812	16,245	358,756
		500,745	481,485	19,069	249,203	220,378	28,559	243,392	233,074	10,254
		241,581	235,879	5,650	83,102	73,277	9,763	144,388	140,930	3,433
		195,282	190,881	4,309	52,545	46,863	5,595	87,916	85,622	2,258
大阪	阪都庫長山賀 大京兵奈和滋 引受分計	182,150	178,558	3,553	51,881	47,352	4,468	151,691	149,779	1,904
		315,854	313,453	2,392	57,886	53,616	4,255	166,749	165,202	1,540
		216,147	214,372	1,751	51,182	47,560	3,556	180,380	179,111	1,264
		15,668	1,903	13,494	49,510	3,075	45,995	56,470	3,551	50,354
札幌	道分 北局引受分計	1,667,427	1,616,531	50,218	595,309	492,122	102,191	1,030,987	957,269	71,008
		1,757,181	1,735,150	21,652	367,085	337,687	28,806	1,821,774	1,800,051	21,546
		347,868	344,321	3,496	95,151	89,130	5,838	343,018	340,041	2,923
		575,938	569,315	6,519	228,279	206,913	20,952	383,500	377,882	5,593
仙台	城手島田森形 宮岩福秋青山 引受分計	94,626	93,855	755	46,753	43,710	2,981	65,312	64,660	649
		86,070	85,425	608	30,623	29,072	1,529	46,881	45,852	1,011
		102,861	102,084	771	34,694	32,457	2,216	73,523	72,209	1,303
		18,939	4,431	14,373	79,796	11,174	66,761	107,671	12,561	94,121
名古屋	道分 北局引受分計	2,983,482	2,934,580	48,175	882,381	750,143	129,083	2,841,680	2,713,256	127,145
		511,046	501,628	8,936	117,394	107,722	9,425	332,160	326,916	5,145
		4,552	943	3,300	9,428	864	8,218	11,020	1,613	8,672
		515,598	502,571	12,236	126,822	108,586	17,643	343,180	328,528	13,817
金沢	城手島田森形 宮岩福秋青山 引受分計	236,909	233,833	3,005	55,532	51,637	3,837	170,655	168,147	2,462
		101,316	100,589	713	28,254	26,431	1,774	66,781	65,903	875
		156,834	154,734	2,046	42,688	39,168	3,429	100,391	98,576	1,792
		78,226	77,748	469	23,179	21,896	1,238	54,494	53,996	497
広島	島口山取根 山岡島局引受分計	90,840	89,874	938	27,680	25,750	1,816	56,514	55,412	1,083
		90,961	90,363	578	24,212	23,036	1,130	63,721	63,070	643
		4,586	529	3,953	7,268	979	5,675	16,152	2,539	10,442
		759,672	747,671	11,701	208,813	188,898	18,898	528,708	507,643	17,793
高松	知岡重阜 愛静三岐局引受分計	1,077,455	1,061,930	15,026	270,715	252,603	17,908	1,004,658	995,274	9,212
		391,803	385,124	6,508	130,022	119,326	10,603	294,442	289,975	4,402
		162,580	160,922	1,612	50,760	47,335	3,382	96,346	94,406	1,927
		191,228	189,353	1,824	64,320	60,520	3,755	157,307	155,954	1,351
福岡	川井山 石福富局引受分計	11,893	1,744	9,560	32,598	2,608	28,788	43,630	5,758	31,691
		1,834,960	1,799,074	34,530	548,415	482,392	64,435	1,596,384	1,541,367	48,582
		130,661	129,802	850	34,117	32,710	1,387	85,384	82,295	3,083
		82,024	81,463	545	22,484	21,547	920	69,967	68,845	1,121
熊本	川井山 石福富局引受分計	125,450	124,786	653	29,615	28,406	1,199	102,840	99,533	3,307
		1,754	388	1,320	8,060	3,438	4,548	2,180	450	1,664
		339,888	336,438	3,367	94,276	86,101	8,055	260,372	251,123	9,175
		331,790	328,144	3,605	84,792	79,464	5,252	236,548	233,486	3,054
熊本	島口山取根 山岡島局引受分計	127,577	126,647	921	34,445	32,626	1,784	93,237	91,989	1,248
		182,188	180,486	1,694	46,700	44,001	2,657	139,943	136,554	3,377
		44,164	43,880	278	11,628	11,001	619	25,603	25,246	356
		57,190	57,020	169	13,988	13,511	469	50,136	49,814	322
高松	川井山 石福富局引受分計	4,487	561	3,775	10,115	813	8,867	18,909	842	17,742
		747,396	736,737	10,443	201,667	181,416	19,649	564,376	537,930	26,098
		106,750	106,025	706	26,795	25,296	1,468	114,239	110,916	3,318
		111,692	110,825	840	35,005	32,875	2,086	104,671	99,527	5,132
福岡	川井山 石福富局引受分計	80,483	80,142	335	20,673	19,437	1,217	49,103	47,725	1,377
		57,337	57,035	290	17,517	16,305	1,190	44,557	43,555	1,001
		2,037	303	1,641	8,646	680	7,794	5,354	617	3,271
		358,299	354,330	3,812	108,635	94,592	13,757	317,924	302,339	14,099
熊本	岡賀崎 福佐長局引受分計	462,936	458,376	4,355	124,275	115,192	8,722	355,199	352,141	2,978
		54,397	54,055	331	19,005	18,051	901	41,622	41,419	198
		108,044	107,257	762	30,513	28,182	2,220	60,329	59,665	661
		3,772	616	3,097	16,364	1,305	13,996	17,309	2,007	14,641
熊本	本分島崎 熊大鹿宮局引受分計	629,149	620,304	8,545	190,158	162,730	25,839	474,459	455,233	18,478
		145,234	144,225	943	38,008	35,829	2,113	93,175	88,793	4,317
		84,833	84,236	588	23,070	21,525	1,517	69,205	65,674	3,530
		108,866	108,088	743	29,452	27,152	2,218	76,391	73,113	3,264
沖縄	本分島崎 熊大鹿宮局引受分計	70,524	70,054	444	22,500	20,991	1,466	53,789	51,247	2,535
		1,996	129	1,796	7,357	481	6,597	14,205	626	12,886
		411,454	406,732	4,514	120,388	105,978	13,911	306,764	279,454	26,533
		66,263	65,054	1,183	29,452	23,430	5,937	44,965	43,076	1,875
全国計	総引受分計	499	61	434	8,122	1,161	6,902	9,376	382	8,264
		66,762	65,116	1,616	37,574	24,590	12,839	54,341	43,458	10,139
		17,508,682	17,018,013	476,879	4,873,399	4,005,021	846,210	15,221,460	14,304,009	856,303

(注) この表は、「(1)「国税徴収状況」を都道府県別に示したものである。

(単位：百万円)

相 続 税			消 費 税			酒 税			税 目	
徴 収 決 額	収 納 済 額	収 未 済 額	徴 収 決 額	収 納 済 額	収 未 済 額	徴 収 決 額	収 納 済 額	収 未 済 額	国 税 局 ・ 都 道 府 県	
1,211,032	704,318	506,669	2,719,889	2,613,032	106,714	119,801	119,796	5	東 京	
504,911	336,979	167,918	336,195	308,485	27,698	114,468	114,465	3		
322,289	146,650	175,628	156,093	138,051	18,023	76,431	76,427	5	山 梨 県	
14,640	8,813	5,826	34,010	31,184	2,825	2,766	2,745	21		
646,416	38,275	608,039	81,033	10,756	69,128	-	-	21	山 梨 県 引 受 分	
2,699,289	1,235,035	1,464,080	3,327,218	3,101,508	224,388	313,466	313,433	33		
386,315	268,672	117,639	188,655	169,673	18,946	49,280	49,280	1	埼 埼 群 島 新 局 引 受 分	
56,238	37,682	18,555	89,891	82,781	7,100	141,022	141,021	1		
45,845	30,224	15,621	66,430	61,373	5,030	38,037	38,020	17	玉 城 木 馬 野 湯 分	
35,231	24,165	11,065	73,760	73,797	4,954	83,042	83,007	35		
21,924	19,170	2,753	93,500	90,068	3,428	5,702	5,690	12	関 信 東 越	
22,827	20,715	2,109	100,769	97,862	2,901	10,539	10,396	143		
103,527	1,525	102,002	12,182	2,022	10,141	1,012	61	951	大 阪 府	
671,906	402,154	269,745	630,186	577,578	52,499	328,634	327,474	1,160		
301,380	233,958	67,406	879,587	846,391	33,074	132,927	132,920	7	大 阪 府 引 受 分	
85,589	61,691	23,895	132,774	127,313	5,441	112,593	112,539	54		
189,233	145,859	43,370	268,923	256,979	11,897	211,927	198,565	13,362	大 阪 府 引 受 分	
28,984	22,300	6,685	32,329	30,651	1,659	1,115	1,113	1		
15,890	11,875	4,013	32,336	30,955	1,351	1,124	1,095	29	大 阪 府 引 受 分	
13,808	12,306	1,499	39,145	37,601	1,543	17,056	17,046	10		
205,439	6,882	198,557	26,074	8,887	17,176	1	1	1	大 阪 府 引 受 分	
840,324	494,871	345,424	1,411,168	1,338,776	72,140	476,743	463,280	13,464		
38,911	32,268	6,639	230,785	217,299	13,217	86,136	86,116	20	札 幌	
3,217	800	2,093	3,881	1,145	2,664	-	-	-		
42,127	33,069	8,732	234,666	218,443	15,881	86,136	86,116	20	札 幌 引 受 分	
29,784	20,891	8,889	95,336	91,441	3,879	91,936	91,936	12		
8,461	7,203	1,258	41,433	39,901	1,526	1,945	1,934	1	仙 台	
21,805	17,384	4,419	70,381	67,187	3,183	62,793	62,792	2		
4,141	3,050	1,088	34,786	33,687	1,084	8,520	8,506	13	仙 台 引 受 分	
6,538	5,132	1,402	40,357	38,459	1,883	2,247	2,246	1		
7,279	6,694	584	43,527	42,498	1,020	3,327	3,321	5	仙 台 引 受 分	
5,856	413	5,429	2,771	727	1,973	833	0	832		
83,863	60,767	23,068	328,591	313,900	14,548	171,600	170,734	866	名 古 屋	
203,313	187,464	15,849	467,287	453,193	13,957	185,053	185,051	1		
82,884	70,909	11,975	165,716	159,366	6,292	34,101	34,101	0	名 古 屋 引 受 分	
14,792	13,505	1,287	63,696	60,939	2,735	4,840	4,840	1		
38,250	33,136	5,114	90,797	88,315	2,470	2,522	2,521	1	名 古 屋 引 受 分	
52,732	1,507	51,218	10,638	3,027	7,397	13	13	1		
391,971	306,520	85,442	798,133	764,840	32,850	226,529	226,527	2	石 井 山 分	
20,509	15,448	5,061	54,808	52,673	2,128	23,079	23,079	0		
10,626	9,159	1,466	41,989	40,574	1,407	835	817	18	金 沢	
8,963	8,157	804	68,449	65,825	2,622	2,236	2,236	0		
195	25	169	2,060	700	1,350	0	-	0	金 沢 引 受 分	
40,292	32,790	7,501	167,306	159,772	7,507	26,151	26,132	18		
51,449	39,272	12,173	141,020	136,151	4,851	54,757	54,748	10	島 口 山 取 根 分	
8,152	7,604	548	54,511	52,548	1,955	1,054	1,054	0		
21,108	17,458	3,648	79,063	76,491	2,559	55,034	55,027	7	広 島	
3,238	2,825	412	20,411	19,827	580	457	457	0		
3,161	2,847	315	24,377	23,865	510	974	973	0	広 島 引 受 分	
1,958	82	1,872	3,199	717	2,438	96	59	37		
89,066	70,088	18,967	322,580	309,599	12,893	112,372	112,317	55	高 松	
13,995	10,407	3,588	54,092	51,155	2,921	936	936	0		
17,125	13,604	3,521	57,789	53,701	4,073	1,475	1,474	1	高 松 引 受 分	
9,215	6,921	2,293	26,256	25,035	1,209	1,074	1,074	0		
6,600	5,828	772	24,705	23,753	946	1,957	1,953	4	高 松 引 受 分	
651	44	604	1,939	585	1,307	28	-	28		
47,587	36,804	10,779	164,780	154,229	10,456	5,470	5,437	33	福 岡	
55,846	46,955	8,888	217,259	209,513	7,663	166,435	166,431	4		
3,142	2,981	160	25,161	24,475	674	1,290	1,285	5	福 岡 引 受 分	
8,050	7,407	643	42,899	41,150	1,747	1,418	1,412	6		
5,922	1,165	4,747	6,177	1,888	4,250	62	1	61	福 岡 引 受 分	
72,959	58,508	14,438	291,495	277,026	14,334	169,205	169,129	76		
12,408	10,472	1,935	54,339	51,847	2,456	4,007	4,001	6	熊 本	
5,260	4,701	556	38,934	37,179	1,753	14,708	14,708	0		
8,535	7,628	903	49,777	47,720	2,037	8,119	8,107	13	熊 本 引 受 分	
4,323	3,996	324	31,187	29,792	1,387	6,896	6,893	3		
530	47	473	1,526	192	1,310	59	6	53	熊 本 引 受 分	
31,056	26,844	4,190	175,762	166,730	8,943	33,789	33,714	75		
18,717	10,407	8,306	33,798	30,118	3,658	12,923	12,913	10	沖 縄	
2,157	532	1,624	785	213	567	-	-	-		
20,873	10,939	9,931	34,583	30,331	4,225	12,923	12,913	10	沖 縄 引 受 分	
5,031,314	2,768,390	2,262,296	7,886,470	7,412,734	470,664	1,963,018	1,947,208	15,810		
									全 国 計	

(3) 都道府県別の徴収状況(その2)

国税局・都道府県	たばこ税				有価証券取引税				揮発油税及び地方道路税			
	徴収額	決済額	収納済額	収未済額	徴収額	決済額	収納済額	収未済額	徴収額	決済額	収納済額	収未済額
東京	京葉	6,092	6,092	—	406,766	406,762	4	8,725	8,026	699		
	神奈川	47,401	47,401	—	783	776	7	506,119	464,957	41,162		
	千代田	119,905	119,905	—	1,237	1,237	0	419,847	384,856	34,991		
	計	—	—	—	65	65	—	2,516	2,326	190		
関東	埼玉	—	—	—	30	—	29	727	1	727		
	茨城	55,302	55,302	—	699	699	—	13,207	12,076	1,130		
	栃木	14,978	14,978	—	577	577	—	35,912	31,299	4,613		
	群馬	18,396	18,396	—	509	509	—	11	11	—		
関西	長野	15,788	15,788	—	669	669	—	3,100	2,850	250		
	新潟	9,990	9,990	—	777	777	0	0	0	—		
	新潟	15,511	15,511	—	1,068	1,068	—	76,701	70,905	5,796		
	計	—	—	—	38	—	38	—	—	—	—	—
大阪	大阪	129,965	129,965	—	4,337	4,299	38	128,931	117,142	11,789		
	京都	80,060	80,060	—	39,392	39,392	—	244,642	225,644	18,998		
	兵庫	23,631	23,631	—	1,156	1,156	—	—	—	—		
	和歌山	31,598	31,598	—	2,556	2,556	0	89,601	82,245	7,356		
札幌	和歌山	—	—	—	522	522	—	—	—	—		
	滋賀	7,056	7,056	—	409	409	—	119,269	110,551	8,719		
	滋賀	—	—	—	519	519	—	0	0	—		
	計	—	—	—	20	1	18	1,421	17	1,404		
仙台	北海道	142,346	142,346	—	44,574	44,556	18	454,933	418,457	36,476		
	北海道	39,905	39,905	—	1,021	1,021	0	113,772	105,049	8,724		
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	計	39,905	39,905	—	1,021	1,021	0	113,772	105,049	8,724		
名古屋	宮城	15,751	15,751	—	142	142	—	108,111	99,876	8,234		
	福岛	9,474	9,474	—	137	137	—	—	—	—		
	秋田	13,642	13,642	—	203	203	—	15,074	13,777	1,297		
	山形	7,064	7,064	—	142	142	—	25,191	23,352	1,839		
金沢	青森	6,964	6,964	—	232	232	—	39,621	36,686	2,935		
	山形	7,311	7,311	—	338	338	—	7,523	6,974	549		
	計	—	—	—	0	—	0	46	—	46		
	計	60,205	60,205	—	1,194	1,194	0	195,566	180,666	14,900		
広島	愛知	47,264	47,264	—	10,122	10,121	1	202,154	186,442	15,712		
	三重	28,391	28,391	—	663	663	—	61,068	55,718	5,350		
	岐阜	7,286	7,286	—	356	356	0	166,615	154,225	12,390		
	岐阜	11,103	11,103	—	718	718	—	6	6	—		
福岡	岐阜	—	—	—	49	—	49	6,736	504	6,231		
	計	94,045	94,045	—	11,908	11,858	50	436,578	396,895	39,683		
	石川	14,278	14,278	—	512	512	—	27,397	25,114	2,283		
	福富	5,014	5,014	—	344	344	—	8,508	7,665	843		
高松	福富	—	—	—	885	885	—	28,027	25,840	2,187		
	計	19,292	19,292	—	1,741	1,741	—	63,932	58,619	5,313		
	山梨	15,631	15,631	—	1,588	1,568	0	17,356	15,543	1,813		
	山梨	8,906	8,906	—	408	408	—	192,328	177,111	15,217		
熊本	山梨	15,481	15,481	—	741	741	0	204,161	188,122	16,038		
	鳥取	6,892	6,892	—	132	132	0	5,956	5,380	576		
	鳥取	—	—	—	103	103	—	—	—	—		
	計	46,910	46,910	—	2,953	2,953	0	419,801	386,156	33,645		
熊本	香川	9,619	9,619	—	645	645	—	56,717	52,368	4,349		
	徳島	7,407	7,407	—	184	184	—	54,329	50,108	4,222		
	高松	4,675	4,675	—	301	301	—	0	0	—		
	高松	5,694	5,694	—	92	92	—	—	—	—		
福岡	計	27,395	27,395	—	1,222	1,222	—	111,046	102,475	8,571		
	福岡	21,112	21,112	—	923	921	2	17,370	15,678	1,692		
	佐賀	22,913	22,913	—	43	43	0	0	0	—		
	計	—	—	—	198	198	—	4,739	4,322	416		
熊本	熊本	44,025	44,025	—	1,164	1,162	2	22,109	20,001	2,108		
	熊本	9,620	9,620	—	204	204	—	7,884	7,129	755		
	鹿儿岛	7,513	7,513	—	115	115	—	48,114	44,626	3,487		
	鹿儿岛	10,059	10,059	—	96	96	—	—	—	—		
熊本	鹿儿岛	7,251	7,251	—	138	138	—	3,744	3,379	365		
	計	34,444	34,444	—	554	554	—	59,741	55,134	4,607		
	沖縄	6,563	6,563	—	345	345	—	27,200	25,129	2,071		
	計	—	—	—	—	—	—	0	—	—		
全国	6,563	6,563	—	345	345	—	27,200	25,129	2,071			
計	818,493	818,493	—	479,892	479,743	148	2,971,544	2,725,890	245,655			

(単位：百万円)

印紙収入			その他				合計				税目
徴収決定	決済額	収納済額	徴収決定	決済額	収納済額	徴収決定	決済額	収納済額	徴収決定	決済額	
156,059	155,768	290	423,188	418,761	4,257	17,188,592	16,239,595	943,759	東神奈川	京	東
15,943	15,898	45	21,422	20,906	492	3,398,411	3,063,928	332,787	山梨分	東	京
11,220	11,177	41	10,387	9,964	409	2,027,035	1,733,756	292,245	引計	東	京
833	832	1	728	683	44	229,863	212,389	17,434	局	東	京
500	13	464	21,943	2,372	18,426	1,534,350	90,896	1,385,624	計	東	京
184,555	183,688	841	477,668	452,686	23,629	24,378,252	21,340,564	2,971,849	玉城木馬野	東	越
8,195	8,142	53	6,854	6,574	270	1,701,846	1,505,354	195,922	茨城群馬	東	越
3,864	3,846	17	1,432	1,373	56	812,985	763,645	49,187	新島分	東	越
3,100	3,092	8	1,325	1,259	57	509,398	476,251	32,895	引計	東	越
3,160	3,146	14	1,893	1,848	43	607,364	580,960	26,286	局	東	越
1,963	1,952	11	1,803	1,756	47	676,148	661,675	14,437	大京兵奈和	大	阪
3,696	3,688	8	4,175	3,933	242	682,994	665,122	17,771	歌山	大	阪
141	32	108	1,388	79	1,300	239,936	12,249	224,383	引計	大	阪
24,118	23,898	219	18,871	16,823	2,014	5,230,670	4,665,255	560,881	局	大	阪
51,074	50,903	171	142,030	141,038	967	5,817,131	5,623,195	192,628	計	大	阪
4,747	4,733	14	7,084	6,914	164	1,153,613	1,111,471	41,825	大京兵奈和	大	阪
9,230	9,219	12	19,187	18,729	452	2,009,972	1,899,860	109,513	引計	大	阪
1,662	1,660	3	855	828	25	272,158	259,298	12,757	局	大	阪
1,141	1,138	2	994	972	22	341,792	324,400	17,284	北海	札	幌
1,598	1,591	7	1,096	1,080	15	284,302	276,893	7,364	引計	札	幌
132	13	119	6,405	1,300	5,081	445,898	45,267	397,610	道分	札	幌
69,585	69,256	328	177,651	170,862	6,727	10,324,866	9,540,383	778,981	引計	札	幌
7,717	7,713	4	20,246	29,137	95	1,508,093	1,454,772	52,205	局	札	幌
8	1	7	785	129	628	32,890	5,494	25,583	宮岩福	仙	台
7,725	7,713	11	30,031	29,266	723	1,540,983	1,460,267	77,787	引計	仙	台
4,470	4,465	5	33,019	32,952	65	841,645	811,071	30,377	局	仙	台
832	823	9	905	885	16	259,538	253,279	6,182	石井山	金	沢
1,981	1,978	3	1,579	1,542	28	487,373	470,983	16,198	引計	金	沢
870	868	1	1,150	1,121	26	237,761	231,430	6,254	局	金	沢
1,012	1,003	9	1,553	1,533	12	273,558	263,290	10,079	宮岩福	仙	台
972	964	9	871	855	11	250,043	245,425	4,528	引計	仙	台
1	-	1	315	58	256	37,828	5,248	28,607	局	仙	台
10,139	10,101	37	39,393	38,946	415	2,387,745	2,280,727	102,225	引計	仙	台
17,858	17,832	25	74,177	73,921	246	3,560,056	3,471,097	87,936	愛静三岐	名	古屋
4,830	4,815	14	5,577	5,493	84	1,199,498	1,153,882	45,227	局	名	古屋
1,790	1,789	1	1,054	1,014	40	570,116	546,617	23,374	引計	名	古屋
2,809	2,807	1	1,936	1,922	14	560,995	546,355	14,529	局	名	古屋
10	2	8	1,661	149	1,499	159,960	15,312	136,440	石福宮	川	金
27,296	27,246	49	84,405	82,499	1,884	6,050,624	5,733,263	307,507	引計	川	金
1,328	1,327	1	2,204	2,193	10	394,278	379,432	14,802	局	川	金
897	896	1	935	925	10	243,622	237,249	6,332	引計	川	金
1,761	1,754	7	12,064	12,063	1	380,291	369,485	10,780	局	川	金
4	1	3	120	14	106	14,372	5,017	9,160	引計	川	金
3,990	3,978	12	15,323	15,195	127	1,032,564	991,182	41,075	局	川	金
4,328	4,314	15	29,411	29,368	43	968,651	937,690	30,815	引計	川	金
1,015	1,008	7	1,705	1,697	8	523,336	501,596	21,688	局	川	金
1,883	1,876	6	2,844	2,803	40	749,145	719,041	30,028	引計	川	金
290	288	2	329	327	1	119,100	116,255	2,825	局	川	金
702	701	1	499	498	1	151,129	149,332	1,787	引計	川	金
7	0	7	213	20	190	38,984	3,095	34,929	局	川	金
8,225	8,186	38	35,001	34,715	283	2,550,346	2,427,008	122,071	引計	川	金
1,547	1,541	5	12,197	12,184	12	397,532	381,092	16,368	香愛徳高	高	松
1,565	1,559	5	2,499	2,477	19	393,741	373,741	19,899	局	高	松
743	741	3	922	910	12	193,445	186,960	6,445	引計	高	松
865	864	1	1,150	1,143	5	160,474	156,223	4,210	局	高	松
2	1	1	196	22	172	18,851	2,252	14,819	引計	高	松
4,721	4,706	15	16,964	16,737	221	1,164,043	1,100,267	61,741	局	高	松
9,497	9,478	19	47,014	46,871	125	1,477,867	1,442,669	34,448	引計	高	松
661	660	0	433	431	1	168,667	166,313	2,270	福佐長	福	岡
1,610	1,607	3	3,600	3,556	35	261,400	254,757	6,493	局	福	岡
12	2	10	772	128	563	50,389	7,112	41,366	引計	福	岡
11,781	11,748	33	51,819	50,986	725	1,958,322	1,870,851	84,577	局	福	岡
2,190	2,185	5	3,121	3,094	16	370,190	357,399	12,545	引計	福	岡
881	876	4	1,913	1,898	11	294,547	283,054	11,448	局	福	岡
1,388	1,382	5	5,621	5,598	15	298,304	288,943	9,198	引計	福	岡
951	945	6	2,132	2,123	5	203,436	196,809	6,535	局	福	岡
4	0	3	142	12	127	25,817	1,494	23,245	引計	福	岡
5,413	5,389	24	12,930	12,725	173	1,192,294	1,127,699	62,969	局	福	岡
1,295	1,286	8	13,075	12,954	120	254,596	231,275	23,167	引計	福	岡
7	4	4	211	8	195	21,158	2,361	17,990	局	福	岡
1,302	1,290	11	13,286	13,963	316	275,754	233,636	41,158	引計	福	岡
358,850	357,201	1,620	973,341	934,402	37,237	58,086,464	52,771,103	5,212,821	計	全	国

19-2 物納及び年賦延納

(1) 物納状況

区 分	相 続 税		
	件 数	金 額	
申請及び許可等の状況	平成6年度許可未済	17,116	2,187,240
	平成7年度申請	8,488	661,014
	更正減等	226	41,821
	取 下 げ	2,679	258,559
	処 却 下	22	4,210
	理 許 可	9,185	792,072
	計	11,886	1,054,912
	許 可 未 済	13,492	1,751,522
	平成6年度収納未済	1,200	91,676
	許 可 取 消 し 等	—	76
	可 収 納	9,488	803,446
	後 収 納 未 済	897	80,227
状況	平成6年度引継未済	99	11,134
	許 可 取 消 し 等	—	—
	引 継	9,581	866,525
	引 継 未 済	6	449
物納の撤回状況	平成6年度承認未済	—	—
	平成7年度申請	—	—
	取 下 げ	—	—
	却 下	—	—
	承 認	—	—
	承 認 未 済	—	—

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に相続税の物納（平成7年3月17日法律第55号改正前の租税特別措置法第70条の10の特例物納を含む。）について申請、許可、収納等のあったものである。

用語の説明：1 収納済額とは、国に完全に所有権が移転された物納財産の金額をいう。

2 引継額とは、収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額をいう。

(注) 1 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消し等により控除した件数及び金額である。

2 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

(2) 物納財産の内訳

区分	物納許可		
	人員	金額	
物納財産の種類	土地	8,429	760,506
	建物	305	3,212
	有価証券	477	28,295
	その他	5	58
	計	実 8,627	792,072

(注) 平成7年度における相続税の物納の事績を示したものである。

(3) 年賦延納状況

区分	相続税		贈与税		所得税		合計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
申請及び許可等の状況	平成6年度許可未済	外- 8,950	外- 387,837	外3 1,282	外7 2,726	外- 4	外- 71	外3 10,236	外7 390,634	
	平成7年度申請	外- 19,694	外- 658,702	外2 1,669	外3 4,007	外- -	外- -	外2 21,363	外3 662,709	
	更正減等	外- 346	外- 30,329	外5 7	外9 36	外- -	外- -	外5 353	外9 30,365	
	取下げ	1,063	32,756	107	374	3	49	1,173	33,179	
	却下	263	6,457	37	405	-	-	300	6,862	
	許可	20,622	722,106	1,786	3,008	-	-	22,408	725,114	
	許可未済	6,350	254,892	1,014	2,910	1	21	7,365	257,823	
	徴収状況	平成6年度以前分	198,361	744,509	9,254	10,507	13	38	207,628	755,054
		平成7年度分	24,632	413,507	1,150	1,643	-	-	25,782	415,150
		収納未済	19,197	41,042	2,997	4,880	5	2	22,199	45,924
延納現在額 (徴収決定未済)	127,292	2,381,818	4,746	5,454	9	31	132,047	2,387,303		

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等のあったものである。

(注) 「前年度許可未済」及び「本年度申請」欄の外書は、他署管内からの転入者分、「更正減等」欄の外書は、他署管内への転出者分である。

20 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分	要 整 理 滞 納		処 理 済 滞 納		総 滞 件 数
	件 数	税 額	件 数	税 額	
平成 2 年度	件 7,215,176	百万円 2,707,562	件 4,873,850	百万円 1,295,749	件 2,341,326
3	7,404,838	3,110,524	4,851,526	1,405,736	2,553,312
4	7,829,349	3,595,067	4,845,676	1,543,487	2,983,673
5	8,459,985	3,847,392	4,949,497	1,519,408	3,510,488
6	8,664,971	3,925,129	4,765,256	1,427,121	3,899,715
7	8,894,452	4,053,923	4,645,603	1,393,297	4,248,849
所得税 源泉 申告 分 人 続 価 費 品 場 の 計	1,999,969	617,082	938,626	172,221	1,066,343
	4,245,762	1,071,757	2,153,357	276,152	2,092,405
	6,245,731	1,688,839	3,086,983	448,373	3,158,748
	649,362	1,031,083	397,997	295,602	251,365
	381,485	479,597	294,968	241,548	86,517
	20,078	39,284	12,732	13,543	7,346
	1,508,955	762,181	809,979	376,049	698,976
	3,261	28,732	2,015	13,140	1,246
	33,566	8,463	6,833	1,968	26,733
	2,467	106	1,167	36	1,300
49,547	15,638	32,929	3,038	16,618	
合 計	8,894,452	4,053,923	4,645,603	1,393,297	4,248,849

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示したものである。

用語の説明：滞納処分とは、納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合において、その納税者の財産を差し押さえ、その差押財産を換価し、その換価代金から国税を徴収する一連の強制執行手続のことをいう。

(注) 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と合わせて1件として掲げた。

(2) 国税局別の滞納状況

区 分 国 税 局	要 整 理 滞 納		処 理 済 滞 納		総 滞 件 数
	件 数	税 額	件 数	税 額	
東 京	件 3,431,597	百万円 2,072,857	件 1,357,988	百万円 589,794	件 2,073,609
東 越	1,067,664	427,707	586,551	149,792	481,113
大 阪	1,373,735	620,720	775,252	239,591	598,483
札 幌	360,021	98,547	203,050	45,071	156,971
仙 台	413,132	115,841	271,278	58,240	141,854
名 古 屋	884,395	297,598	537,259	122,967	347,136
金 沢	142,006	36,579	98,545	19,468	43,461
広 島	370,205	113,226	267,545	51,722	102,660
高 松	178,839	47,051	119,093	22,372	59,746
福 岡	341,535	109,540	213,366	46,802	128,169
熊 本	261,083	68,790	180,281	31,655	80,802
沖 縄	70,240	45,467	35,395	15,823	34,845
合 計	8,894,452	4,053,923	4,645,603	1,393,297	4,248,849

(注) この表は、「(1)滞納状況」を国税局別に表示したものである。

翌年度への繰越					区 分
納	滞納処分の停止		差引純滞納		
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
百万円	件	百万円	件	百万円	
1,411,813	234,506	81,345	2,106,820	1,330,468	平成 2 年度
1,704,788	214,815	96,492	2,338,497	1,608,296	3
2,051,580	201,455	110,575	2,782,218	1,941,005	4
2,327,984	212,105	155,520	3,298,383	2,172,464	5
2,498,008	257,321	202,653	3,642,394	2,295,355	6
2,660,626	347,893	273,887	3,900,956	2,386,739	7
444,861	87,975	31,327	978,368	413,534	源 泉 分 } 所得税
795,605	209,620	119,869	1,882,785	675,736	申 告 計
1,240,466	297,595	151,196	2,861,153	1,089,270	法 人 続 税 税 税 税 税 税 税 他
735,481	18,435	105,946	232,930	629,535	相 地 消 酒 物 入 合
238,049	2,808	2,396	83,709	235,653	相 地 消 酒 物 入 合
25,741	37	12	7,309	25,729	相 地 消 酒 物 入 合
386,132	17,986	7,917	680,990	378,215	相 地 消 酒 物 入 合
15,592	14	1	1,232	15,591	相 地 消 酒 物 入 合
6,495	8,776	1,557	17,957	4,938	相 地 消 酒 物 入 合
70	1,215	39	85	31	相 地 消 酒 物 入 合
12,600	1,027	4,823	15,591	7,777	相 地 消 酒 物 入 合
2,660,626	347,893	273,887	3,900,956	2,386,739	合 計

翌年度への繰越額					区 分 国 税 局
納	滞納処分の停止額		差引純滞納額		
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
百万円	件	百万円	件	百万円	
1,483,063	194,847	159,578	1,878,762	1,323,485	東 京 越 阪 梶 台 屋 沢 島 松 岡 本 細 計
277,915	24,510	17,494	456,603	260,421	東 信
381,129	39,368	40,951	559,115	340,178	大 札 仙 名 金 広 高 福 熊 沖 合
53,476	17,092	4,805	139,879	48,671	
57,601	12,370	6,104	129,484	51,497	
174,631	9,774	17,355	337,362	157,276	古
17,111	1,425	450	42,036	16,661	
61,504	9,428	10,326	93,232	51,178	
24,679	6,964	2,673	52,782	22,006	
62,738	20,547	6,869	107,622	55,869	
37,135	8,056	4,397	72,746	32,738	
29,644	3,512	2,885	31,333	26,759	
2,660,626	347,893	273,887	3,900,956	2,386,739	合 計

(3) 国税局別の1,000万円以上滞納者

区 分 国 税 局	1,000万円以上		5,000万円以上		1 億 円 以 上		合 計	
	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
	人	億円	人	億円	人	億円	人	億円
東 京	15,786	3,189	1,759	1,226	1,542	5,043	19,087	9,458
関 東	3,678	719	370	250	243	679	4,291	1,648
大 阪	3,181	641	361	250	359	1,369	3,901	2,261
札 幌	573	108	38	25	44	100	655	233
仙 台	600	124	84	57	33	77	717	259
名 古 屋	2,079	402	207	139	125	403	2,411	944
金 沢	204	38	24	17	7	244	235	298
広 島	653	127	64	46	33	103	750	275
高 松	285	58	23	16	13	51	321	125
福 岡	588	119	74	54	52	156	714	328
熊 本	307	63	34	23	38	113	379	199
沖 縄	281	58	36	24	26	96	343	177
合 計	28,215	5,646	3,074	2,127	2,515	8,433	33,804	16,206

資料：徴収課調

調査時点：平成8年6月30日

21 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計
	百万円	百万円	百万円
平成 2 年 度	3,095,614	33,896	3,129,510
3	3,574,812	34,874	3,619,686
4	4,127,906	34,484	4,162,391
5	3,435,597	33,235	3,468,832
6	3,316,608	33,540	3,350,148
7	3,370,171	39,437	3,409,608
源泉所得税	1,261,337	30,734	1,292,071
申告所得税	210,560	5,331	215,891
法人税	567,900	703	568,603
消費税	1,198,287	1,304	1,199,591
その他	132,087	1,365	133,452
還付金合計	3,370,171	39,437	3,409,608

資料：管理課調

調査期間：平成7年4月1日から平成8年3月31日

用語の説明：支払命令官分とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいい、支払委託官分とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものをいう。

(注) 還付加算金を含む。

第V編 その他

22 その他

22 その他

統計表を見る方のために

利用上の注意

1 不服審査

この統計表は、平成7会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立の事績を①異議申立てと②審査請求とに分けて掲げたものである。

2 訴訟事件

この統計表は、平成7会計年度内における賦課若しくは徴収又は滞納処分に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について①国側被告事件（賦課若しくは徴収）と②国側原告事件（滞納処分）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第1審における原告、被告の区分によっている。

3 直接国税犯則事件

この統計表は、平成7会計年度内の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する調査、告発及び平成7年中の処分の状況について掲げたものである。

4 間接国税犯則事件

この統計表は、平成7会計年度内の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、①検挙及び処理の状況②通告処分及び履行状況③酒税の違反行為別検挙の状況④消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

5 納税貯蓄組合

この統計表は、平成7会計年度末の納税貯蓄組合の状況を掲げたものである。

6 税理士の登録者数

この統計表は、平成7会計年度末における税理士の登録者数の状況を掲げたものである。

7 平成元年4月1日以降廃止された税目の累年比較

この表は、平成元年4月1日以降廃止された税目の主要なものについて、昭和58年度（分）から昭和63年度（分）までの間の課税事績等を掲げたものである。

22 - 1 不服審査

(1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				みなす 審査請 求件数	本 年 度 処 理 済										
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数		計		みなす 取 下 げ 件 数	取 下 げ 件 数	却 下 件 数	棄 却 件 数	全 部 取 消 件 数	一 部 取 消 し 件 数					
		処 分 に 係 る も の	不 作 為 に 係 る も の									取 下 げ 件 数	却 下 件 数	棄 却 件 数	全 部 取 消 件 数	一 部 取 消 し 件 数
平成2年度	3,452	8,061	内7 41	内7 11,554	13	109	内1 2,124	内4 389	6,318	68	498					
3	2,033	7,452	内4 45	内4 9,530	23	183	1,630	内1 409	4,887	26	506					
4	1,863	6,871	内3 41	内3 8,775	57	64	1,490	内1 270	4,554	69	535					
5	内1 1,734	内1 6,588	内1 7	内3 8,329	57	92	1,385	内1 286	内1 4,456	61	464					
6	1,526	5,957	12	7,495	45	91	1,293	330	3,763	69	428					
7	1,476	内1 5,737	6	内1 17,219	38	83	1,250	257	3,428	38	515					
申告所得税	667	3,267	3	3,937	10	—	474	102	2,177	12	324					
源泉所得税	24	91	2	117	2	1	43	10	22	3	8					
法人税	258	477	—	735	—	43	167	11	217	6	37					
相続税	186	455	—	641	18	22	164	25	236	4	53					
贈与税	12	98	—	110	—	—	62	—	25	6	9					
消費税	160	717	—	877	7	—	151	10	432	3	67					
有価証券取引税	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—					
地価税	3	49	—	52	1	—	7	—	27	1	9					
法人特別税等	83	123	—	206	—	17	49	7	54	3	7					
その他	—	内1 1	—	内1 1	—	—	—	—	—	—	—					
徴収関係	81	459	1	541	—	—	133	92	238	—	1					
計	1,476	内1 5,737	6	内1 7,219	38	83	1,250	257	3,428	38	515					

(注) 内書は国税庁・国税不服審判所分の件数である。

(2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				みなす審査 請求件数	計	み な す 取 下 げ 件 数	取 下 げ 件 数
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 請 求 し た 件 数		計				
		処 分 に 係 る も の	不 作 為 に 係 る も の					
平成2年度	内12 4,759	内10 4,120	内2 2	13	内24 8,894	—	内4 483	
3	内7 4,229	内4 3,346	内4 6	23	内15 7,604	—	442	
4	内9 3,953	内22 3,408	内23 23	57	内54 7,441	11	内3 340	
5	内25 4,166	内16 3,487	内3 12	57	内44 7,722	—	内1 315	
6	内22 4,676	内11 2,936	内2 2	45	内35 7,659	—	内3 366	
7	内14 4,570	内18 2,706	—	38	内32 7,314	—	内3 423	
申告所得税	2,323	1,446	—	10	3,779	—	184	
源泉所得税	73	21	—	2	96	—	16	
法人税	857	290	—	—	1,147	—	71	
相続税	380	253	—	18	651	—	42	
贈与税	27	22	—	—	49	—	2	
消費税	529	323	—	7	859	—	52	
酒税	内14 14	内18 18	—	—	内32 32	—	内3 3	
法人特別税等	208	91	—	—	299	—	21	
その他	23	62	—	1	86	—	6	
徴収関係	136	180	—	—	316	—	26	
計	内14 4,570	内18 2,706	—	38	内32 7,314	—	内3 423	

(注) 内書は国税局処理分の件数である。

(単位：件)

件 数		本 年 度		
変 更	計	未 決 繰 越	件 数	
そ の 他				
内2	2	内7	9,508	2,033
内3	3	内4	7,644	1,863
内1	2	内2	6,984	内1 1,734
内1	2	内3	6,746	1,526
—	—		5,974	1,476
—	—		5,571	内1 1,610
—	—		3,089	838
—	—		87	28
—	—		481	254
—	—		504	119
—	—		102	8
—	—		663	207
—	—		—	2
—	—		44	7
—	—		137	69
—	—	内1	—	1
—	—		464	77
—	—	内1	5,571	1,610

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「異議申立て」及び「審査請求」のなされたものを掲げた。

用語の説明：1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。

6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。

7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

(単位：件)

年 度 処 理 済 件 数							本 年 度			
却 下	棄 却	全 部	一 部	変 更	計	未 決 繰 越	件 数			
件 数	件 数	取 消 し 件 数	取 消 し 件 数	そ の 他		件				
内1	309	内12	3,440	45	388	—	内17	4,665	内7	4,229
内6	243		2,564	35	367	—	内6	3,651	内9	3,953
内21	295	内5	2,026	152	451	—	内29	3,275	内25	4,166
内3	235	内15	2,020	内3 65	411	—	内22	3,046	内22	4,676
内4	284	内14	2,028	101	310	—	内21	3,089	内14	4,570
内4	175	内5	2,295	内1 98	462	—	内13	3,453	内19	3,861
	76		1,373	43	304	—		1,980		1,799
	4		14	2	14	—		50		46
	13		236	13	61	—		394		753
	8		162	18	26	—		256		395
	—		23	—	—	—		25		24
	14		303	15	42	—		426		433
内4	4	内5	5	内1 1	—	—	内13	13	内19	19
	11		67	4	12	—		115		184
	1		10	—	3	—		20		66
	44		102	2	—	—		174		142
内4	175	内5	2,295	内1 98	462	—	内13	3,453	内19	3,861

(3) 国税局別の異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				み な す 審 査 請 求 件 数	本 年 度 処 理 済					
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数		計		み な す 取 下 げ 件 数	取 下 げ 件 数	却 下 件 数	棄 却 件 数	全 部 取 消 し 件 数	一 部 取 消 し 件 数
		処 分 に 係 る も の	不 作 為 に 係 る も の								
東 京 国 税 局	400	1,434	1	1,835	24	29	360	69	805	3	113
関 東 信 越 "	188	750	-	938	2	1	229	16	447	5	58
大 阪 "	218	760	1	979	6	31	260	44	359	8	71
札 幌 "	21	96	-	117	-	-	20	13	59	1	10
仙 台 "	43	279	-	322	-	-	43	3	141	3	30
名 古 屋 "	171	908	-	1,079	1	-	106	44	543	7	100
金 沢 "	12	60	-	72	-	-	6	-	45	-	8
広 島 "	273	649	3	925	-	15	116	47	415	6	68
高 松 "	35	253	1	289	-	-	62	8	113	2	14
福 岡 "	81	395	-	476	-	-	24	3	395	1	35
熊 本 "	27	131	-	158	5	2	15	6	102	1	6
沖 縄 国 税 事 務 所	7	21	-	28	-	5	9	4	4	1	2
国 税 庁	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
計	1,476	5,737	6	7,219	38	83	1,250	257	3,428	38	515

(注) この表は、「(1)異議申立て」の合計欄を国税局別に示したものである。

(4) 国税不服審判所支部別の審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				み な す 審 査 請 求 件 数	計	み な す 取 下 げ 件 数
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 請 求 し た 件 数					
		処 分 に 係 る も の	不 作 為 に 係 る も の				
東 京 支 部	1,234	720	-	24	1,978	-	
関 東 信 越 "	572	326	-	2	900	-	
大 阪 "	727	418	-	6	1,151	-	
札 幌 "	100	58	-	-	158	-	
仙 台 "	136	103	-	-	239	-	
名 古 屋 "	511	356	-	1	868	-	
金 沢 "	21	38	-	-	59	-	
広 島 "	788	333	-	-	1,121	-	
高 松 "	50	110	-	-	160	-	
福 岡 "	147	102	-	-	249	-	
熊 本 "	151	108	-	5	264	-	
沖 縄 "	119	16	-	-	135	-	
国 税 局 分	14	18	-	-	32	-	
計	4,570	2,706	-	38	7,314	-	

(注) この表は「(2)審査請求」の合計欄を国税不服審判所支部別に示したものである。

(単位：件)

件 数		本 年 度 未決繰越 件 数
変 更	計	
その他		
—	1,379	432
—	756	180
—	773	200
—	103	14
—	220	102
—	800	278
—	59	13
—	667	258
—	199	90
—	458	18
—	132	21
—	25	3
—	—	1
—	5,571	1,610

(5) 相談・苦情の受理状況

(単位：件)									
区分	相 談 ・ 苦 情 受 理 件 数								タックス アンサー
	年度	所 得 税	法 人 税	資 産 税	消 費 税	その他の 間 接 税	徴 収	そ の 他	
平成2年度	1,320,069	243,393	978,511	46,439	32,499	66,452	254,081	外 767 2,941,444	584,379
3	1,244,673	235,107	965,849	69,814	34,519	71,037	277,464	外 734 2,898,463	783,573
4	1,217,213	207,911	821,769	66,877	33,806	72,526	240,606	外 873 2,660,708	911,533
5	1,279,297	188,403	793,960	61,809	33,964	69,933	231,148	外 960 2,658,514	1,002,622
6	1,340,314	188,301	783,076	53,414	34,091	62,563	257,616	外 842 2,719,375	1,117,538
7	1,405,918	199,820	778,790	55,907	35,607	60,525	241,997	外1,100 2,777,564	1,283,839

資料：税務相談官室調
(注) 外書は、苦情件数を示す。

(単位：件)

本 年 度 処 理 済 件 数							本 年 度 未 決 繰 越 件 数
取 下 げ	却 下	棄 却	全 部 取 消 し	一 部 取 消 し	変 更 そ の 他	計	
73	38	741	31	160	—	1,043	935
66	10	239	2	54	—	371	529
31	45	386	26	53	—	541	610
12	3	50	1	12	—	78	80
8	2	74	—	23	—	107	132
49	28	222	28	38	—	365	503
2	1	9	1	—	—	13	46
78	23	364	—	64	—	529	592
6	7	47	—	—	—	60	100
14	3	83	1	21	—	122	127
1	4	73	2	34	—	114	150
80	7	2	5	3	—	97	38
3	4	5	1	—	—	13	19
423	175	2,295	98	462	—	3,453	3,861

22-2 訴訟事件

(1) 国側被告事件

(単位：件)

区分	前年度 未係属 件数	事件の 区変の 数 等 の 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 未係属 件数	
				取下 げ 件 数	却 下 件 数	国 勝 件 数	側 訴 件 数	国 部 勝 件 数	一 訴 件 数	国 敗 件 数	側 訴 件 数	差 戻 し 件 数	和 解 件 数		そ の 他
(第一審)															
課税 関係	所得税	256	—	65	27	3	60	2	4	—	—	—	96	225	
	法人税	72	—	18	1	—	26	3	—	—	—	—	30	60	
	資産税	31	—	36	7	1	11	2	1	—	—	—	22	45	
	消費税	6	—	11	—	—	3	—	—	—	—	—	3	14	
	酒税	15	—	6	3	—	4	—	—	—	—	—	7	14	
	その他の間接税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	27	—	14	4	3	10	1	—	—	—	—	18	23	
計	407	—	150	42	7	114	8	5	—	—	—	176	381		
徴収 関係	行政事件	16	—	16	1	—	13	—	1	—	—	—	15	17	
	執行停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	損害賠償	5	2	3	—	—	5	1	—	—	—	—	6	4	
	その他民事	39	△ 2	51	25	—	12	—	4	—	4	3	48	40	
簡易事件	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1		
計	60	—	72	26	—	30	1	5	—	4	4	70	62		
審判所関係	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2	—		
合計	469	—	222	68	7	146	9	10	—	4	4	248	443		
(控訴審)															
課税 関係	所得税	46	—	36	—	1	37	5	—	—	—	—	43	39	
	法人税	12	—	17	—	—	13	1	—	—	—	—	14	15	
	資産税	5	—	10	—	—	6	—	—	—	—	—	6	9	
	消費税	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
	酒税	1	—	2	1	—	1	—	—	—	—	—	2	1	
	その他の間接税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他	2	—	10	—	2	2	—	—	—	—	—	4	8	
計	66	—	77	1	3	59	6	—	—	—	—	69	74		
徴収 関係	行政事件	3	—	6	—	—	5	—	1	—	—	—	6	3	
	執行停止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	損害賠償	1	—	4	—	—	1	—	—	—	—	—	1	4	
	その他民事	2	—	7	—	—	3	—	2	—	—	—	5	4	
簡易事件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	6	—	17	—	—	9	—	3	—	—	—	12	11		
審判所関係	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—		
合計	72	—	95	1	3	69	6	3	—	—	—	82	85		

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件について掲げた。

用語の説明：1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。

2 却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。

(単位：件)

区 分	前年度 末係属 件 数	事件区 変更の 調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数	
				取下げ 件 数	却 下 件 数	国 勝 件	側 訴 数	国 部 件	一 部 勝 訴 数	国 敗 件	側 訴 数	差戻し 件 数	和 解 件 数		その他
(上告審)															
課 税 関 係	所 得 税	18	—	16	—	2	12	—	—	—	—	—	14	20	
	法 人 税	7	—	5	—	—	6	—	—	—	—	—	6	6	
	資 産 税	2	—	5	—	—	3	—	—	—	—	—	3	4	
	消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	酒 税	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	
	その他の間接税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	そ の 他	2	—	5	—	—	1	—	—	—	—	—	1	6	
計	32	—	32	—	2	22	—	—	—	—	—	24	40		
徴 収 関 係	行 政 事 件	4	—	4	—	—	3	—	—	—	—	—	3	5	
	執 行 停 止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	損 害 賠 償	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	
	そ の 他 民 事	4	—	2	1	—	2	—	—	—	—	—	3	3	
簡 易 事 件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
計	9	—	6	1	—	6	—	—	—	—	—	7	8		
審 判 所 関 係	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
合 計	40	—	39	1	2	28	—	—	—	—	—	31	49		
(審級別合計)															
課 税 関 係	所 得 税	320	—	117	27	6	109	7	4	—	—	—	153	284	
	法 人 税	91	—	40	1	—	45	4	—	—	—	—	50	81	
	資 産 税	38	—	51	7	1	20	2	1	—	—	—	31	58	
	消 費 税	6	—	13	—	—	3	—	—	—	—	—	3	16	
	酒 税	18	—	9	4	—	5	—	—	—	—	—	9	18	
	その他の間接税	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	
	そ の 他	31	—	29	4	5	13	1	—	—	—	—	23	37	
計	505	—	259	43	12	195	14	5	—	—	—	269	495		
徴 収 関 係	行 政 事 件	23	—	26	1	—	21	—	2	—	—	—	24	25	
	執 行 停 止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	損 害 賠 償	7	2	7	—	—	7	1	—	—	—	—	8	8	
	そ の 他 民 事	45	△ 2	60	26	—	17	—	6	—	4	3	56	47	
簡 易 事 件	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1		
計	75	—	95	27	—	45	1	8	—	4	4	89	81		
審 判 所 関 係	2	—	2	—	—	3	—	—	—	—	—	3	1		
合 計	582	—	356	70	12	243	15	13	—	4	4	361	577		

3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審査をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。

4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件

(単位：件)

区 分	前年度 末係属 件 数	事件の 区分 等 の 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数
				取下げ 件 数	却 下 件 数	国勝 件 数	国側 一訴 件 数	国敗 件 数	差戻し 件 数	和解 件 数	その他	計		
(第一審) 詐 害 行 為 名 義 変 更 債 権 取 立 その 他 民 事 簡易事件 { 支 払 命 令 保 全 処 分 強 制 執 行 そ の 他 計	4	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	5
	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	10	-	17	2	-	8	1	-	-	1	-	-	12	15
	27	-	19	6	-	12	-	2	-	-	-	-	20	26
	-	-	8	1	-	2	-	-	-	-	-	3	6	2
	-	-	5	-	-	4	-	-	-	-	-	-	4	1
	7	-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	5
11	-	16	2	-	12	-	-	-	-	-	1	15	12	
計	59	-	70	11	-	43	1	2	-	1	4	62	67	
(控訴審) 詐 害 行 為 名 義 変 更 債 権 取 立 その 他 民 事 簡易事件 { 支 払 命 令 保 全 処 分 強 制 執 行 そ の 他 計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	2	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2	-
	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1
	4	-	4	1	-	-	-	-	4	-	-	-	5	3
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	-	7	1	-	2	-	-	5	-	-	-	8	5	
(上告審) 詐 害 行 為 名 義 変 更 債 権 取 立 その 他 民 事 簡易事件 { 支 払 命 令 保 全 処 分 強 制 執 行 そ の 他 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	3	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	8	
(審級別合計) 詐 害 行 為 名 義 変 更 債 権 取 立 その 他 民 事 簡易事件 { 支 払 命 令 保 全 処 分 強 制 執 行 そ の 他 計	4	-	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	6
	2	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	2	1
	11	-	19	2	-	10	1	-	-	1	-	14	16	
	34	-	28	7	-	12	-	6	-	-	-	25	37	
	-	-	8	1	-	2	-	-	-	-	3	6	2	
	-	-	5	-	-	4	-	-	-	-	-	4	1	
	7	-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	3	5	
11	-	16	2	-	12	-	-	-	-	1	15	12		
計	69	-	82	12	-	46	1	7	-	1	4	71	80	

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における国税の滞納処分に関する訴訟事件について掲げた。

(3) 国側被告事件の国税局別内訳

(単位：件)

区 分	前年度 末係属 件数	事件区 分の変 更等の 調整 件数	本年度提起件数				本年度終結件数										本年 度末 係属 件数
			第1審	控訴審	上告審	計	取下げ 件数	却下 件数	国側 勝訴 件数	国側一 部勝訴 件数	国側 敗訴 件数	差戻し 件数	和解 件数	その他	計		
(課税関係)																	
東京国税局	130	—	58	25	6	89	13	4	57	3	1	—	—	—	78	141	
関東信越	40	—	8	3	1	12	7	1	10	1	—	—	—	19	33		
大阪	130	—	45	23	8	76	8	2	58	3	1	—	—	72	134		
札幌	5	—	1	1	1	3	—	—	3	—	—	—	—	3	5		
仙台	56	—	7	3	1	11	—	—	8	2	—	—	—	10	57		
名古屋	50	—	14	8	7	29	3	2	25	3	1	—	—	34	45		
金沢	4	—	—	—	1	1	—	1	1	—	—	—	—	2	3		
広島	32	—	7	3	1	11	9	—	9	—	—	—	—	18	25		
高松	13	—	3	2	1	6	—	—	4	1	—	—	—	5	14		
福岡	11	—	1	2	1	4	—	—	5	—	1	—	—	6	9		
熊本	16	—	4	4	2	10	1	2	7	—	—	—	—	10	16		
沖縄国税事務所	18	—	2	3	2	7	2	—	8	1	1	—	—	12	13		
計	505	—	150	77	32	259	43	12	195	14	5	—	—	269	495		
(徴収関係)																	
東京国税局	35	—	31	8	2	41	11	—	18	—	5	—	2	3	39	37	
関東信越	7	—	11	—	—	11	4	—	2	—	1	—	1	—	8	10	
大阪	12	—	8	3	1	12	4	—	9	—	2	—	—	15	9		
札幌	—	—	2	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	2	—		
仙台	1	—	2	2	—	4	—	—	2	1	—	—	—	3	2		
名古屋	8	—	11	1	1	13	1	—	4	—	—	—	1	7	14		
金沢	—	—	—	1	1	2	1	—	1	—	—	—	—	2	—		
広島	2	—	1	1	—	2	—	—	3	—	—	—	—	3	1		
高松	3	—	3	—	—	3	2	—	1	—	—	—	—	3	3		
福岡	3	—	2	—	1	3	2	—	3	—	—	—	—	5	1		
熊本	3	—	1	1	—	2	—	—	2	—	—	—	—	2	3		
沖縄国税事務所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1		
計	75	—	72	17	6	95	27	—	45	1	8	—	4	4	89	81	
国税庁、審判所分	2	—	—	1	1	2	—	—	3	—	—	—	—	3	1		
合計	582	—	222	95	39	356	70	12	243	15	13	—	4	4	361	577	

(4) 国側原告事件の国税局別内訳

(単位：件)

区 分	前年度 末係属 件数	事件区 分の変 更等の 調整 件数	本年度提起件数				本年度終結件数										本年 度末 係属 件数
			第1審	控訴審	上告審	計	取下げ 件数	却下 件数	国側 勝訴 件数	国側一 部勝訴 件数	国側 敗訴 件数	差戻し 件数	和解 件数	その他	計		
東京国税局	21	—	19	5	2	26	4	—	15	—	4	—	—	—	23	24	
関東信越	6	—	5	—	1	6	—	—	4	1	2	—	—	7	5		
大阪	25	—	4	—	1	5	5	—	3	—	1	—	—	9	21		
札幌	2	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	1		
仙台	1	—	3	—	—	3	—	—	2	—	—	—	—	3	1		
名古屋	5	—	21	—	—	21	1	—	7	—	—	—	—	11	15		
金沢	1	—	2	—	—	2	—	—	1	—	—	—	—	1	2		
広島	—	—	4	—	—	4	1	—	2	—	—	—	—	3	1		
高松	—	—	4	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	4		
福岡	3	—	6	2	—	8	—	—	8	—	—	—	—	8	3		
熊本	2	—	2	—	1	3	1	—	3	—	—	—	—	4	1		
沖縄国税事務所	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2		
計	69	—	70	7	5	82	12	—	46	1	7	—	1	71	80		

(注) この表は、「(1)国側被告事件」及び「(2)国側原告事件」の合計欄を国税局別に示したものである。

22-3 直接国税犯則事件

(1) 告発事件数

(単位：件)

区 分	告 発 事 件					
	前年度からの繰越 起訴等未済件数	本年度告発件数	計	左 の 内 訳		
				起 訴 件 数	不 起 訴 件 数	起訴等未済件数
申告所得税	28	53	81	54	1	26
源泉所得税	58	102	160	87	-	73
相続税	4	8	12	8	-	4
合 計	90	163	253	149	1	103

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における直接国税に係る犯則事件について掲げた。

(2) 国税犯則取締法に基づく調査及び処理件数

(単位：件)

区 分	調 査 件 数			非告発件数	告 発 件 数	処理未済件数
	前年度処理未済	本年度調査着手	合 計			
申告所得税	48	78	126	27	53	46
源泉所得税	-	2	2	-	-	2
法人税	63	127	190	32	102	56
相続税	6	7	13	1	8	4
消費税	-	3	3	-	-	3
合 計	117	217	334	60	163	111

調査期間：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における事績を示したものである。

(3) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分	起 訴									
	①前年度からの繰越 起訴等未済件数		②本 年 の 起 訴 件 数		起 訴 件 数 の 合 計 (① + ②)		左 の			
							有 罪 件 数		無 罪 件 数	
	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件
申告所得税	-	65	1	54	1	119	-	70	-	-
源泉所得税	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-
法人税	-	81	-	97	-	178	-	87	-	-
相続税	-	-	-	8	-	8	-	2	-	-
消費税	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-
合 計	-	147	1	161	1	308	-	162	-	-

調査期間：平成7年1月1日から平成7年12月31日までの間における事績を示したものである。

(注) 1 外書は、控訴審において一番差戻しの判決があり増加した未決件数である。

2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(4) 犯則者違反行為別件数

(単位：件)

申告所得税		源泉所得税		法人税		相続税		消費税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238条	外	第 240条	外	第 159条	外	第 68条	外	第 64条	外
第 244条	-		-	第 164条	-		-	第 70条	-
合計	70	合計	1	合計	87	合計	2	合計	2

(注) 1 この表は、「(3)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。

事 件								区 分
内 訳				有罪に係る人員及び金額				
公訴権消滅 件数	未決件数	懲役刑を 科せられた ものの人員	罰 金	人 員		金 額		
				人	人(社)			
外	件	外	件	人	内	人(社)	百万円	申告所得税 源泉所得税 法人税 相続税 消費税 合計
-	-	1	49	67	62	64	2,789	
-	-	-	-	2	1	1	60	
-	-	-	91	90	4	89	3,867	
-	-	-	6	3	2	2	75	
-	-	-	-	1	-	2	10	
-	-	1	146	163	69	158	6,801	

22-4 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒		税				揮 発 油 税			地 方	石 油 ガ ス 税			
	免 許 者 酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者	非 免 許	免 者	小 計	犯 則 者 が 判 明 し た 数	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	道 路 税	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
要件 処 理 数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
前年度からの 繰越処理未 済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
検 査	外1 1	外6 6	外1 1	外8 8	-	外8 8	-	-	-	-	-	外1 1	-	外1 1
通 告 処 分	外1 1	外5 5	外1 1	外7 7	-	外7 7	-	-	-	-	-	1	-	1
処 理	収 税 官 吏	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
済	-	外1 -	-	外1 -	-	外1 -	-	-	-	-	-	外1 -	-	外1 -
件 通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
数 不 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本 年 度 末 処 理 未 済 件 数	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,366	千円 -	千円 2,366
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外770 1,900	外144 1,000	外28 140	外942 3,040	-	外942 3,040	-	-	-	-	-	2,300	-	2,300

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
 用語の説明：1「通告処分」とは、犯則者に対し罰金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。
 2「通知処分」とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。
 3「不問処分」とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。
 4「収税官吏」とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、傾置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。
 (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 2 税関分を含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒		税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税		
	免 許 者 酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者	非 免 許	免 者	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	
要件 履 行 件 数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
前年度からの 繰越履行未 済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 処 分	外1 1	外5 5	外1 1	外7 7	-	-	-	-	1	-	1	
計	外1 1	外5 5	外1 1	外7 7	-	-	-	-	1	-	1	
履 行 等 件 数	通 告 不 履 行 に よ る 告 発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	通 告 後 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 履 行	外1 1	外5 5	外1 1	外7 7	-	-	-	-	1	-	1	
計	外1 1	外5 5	外1 1	外7 7	-	-	-	-	1	-	1	
本 年 度 末 履 行 未 済 件 数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
通 告 履 行 罰 金 相 当 額	千円 外770 1,900	千円 外144 1,000	千円 外28 140	千円 外942 3,040	-	千円 外942 3,040	-	-	千円 2,300	千円 -	千円 2,300	

調査対象等：平成7年4月1日から平成8年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
 用語の説明：「不履行」とは、通告処分を履行しなかったものをいう。
 (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 2 税関分は含まない。

石 油 税			た ば こ 税			取 引 所 税	印紙税	航空機 燃料税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分
ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計						
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済検 外99 通 告 処 分 外78 告 発 { 収税官吏 } 処 { その他 } 理 外2 { 不問処分 } 済 通 知 処 分 件 不 告 発 数 処分前公訴権消滅 本年度末処理未済件数 犯 則 に 係 る 税 額 2,366 外942 5,340 通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,366	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外942	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,340	

石 油 税			た ば こ 税			合 計	区 分
ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		
件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越処理未済 外78 通 告 処 分 外78 計 通告不履行による 告 発 通告後公訴権消滅 外78 通 告 履 行 外78 計 本年度末処理未済件数 外942 5,340 通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者															
	酒 類 製 造 者				酒 母、も ろ み 製 造 者				酒 類 卸 売 業 者				酒 類 小 売 業 者			
	件数	犯 則 数 量		税 額	件数	犯 則 数 量		税 額	件数	犯 則 数 量		税 額	件数	犯 則 数 量		税 額
	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
第54条	外 ¹ ₁	22,647	-	8,318	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第55条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外 ⁶ ₅	525,034	-	-
第1項第1号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第3号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第5号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第6号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
” 第7号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第58条	-	-	-	-	-	-	-	-	1	80,839	-	-	-	-	-	-
第59条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第60条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	外 ¹ ₁	22,647	-	8,318	-	-	-	-	1	80,839	-	-	外 ⁶ ₅	525,034	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 道 路 税		石 油 ガ ス 税		石 油 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第27条第1項	-	第15条第1項	-	第28条第1項	外 ¹	第24条第1項	-	第28条第1項	-
第1号	-	第1号	-	第1号	1	第1号	-	第1号	-
” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	(外) ¹	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第3号	-	” 第3号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	” 第4号	-	” 第4号	-
” 第4号	-			” 第4号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	外 ¹ 1	合 計	-	合 計	-

(注) 1. 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2. 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3. (外)書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

非 免 許 者				計						左の計のうち密輸入 酒類に係るもの	区 分
件数	犯 則 数 量		税 額	件数	犯 則 数 量		税 額	件数	犯則数量		
件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	千円	
-	-	-	-	外1 1	22,647	-	8,318	-	-	-	第54条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第55条
外1 1	31,281	-	-	外7 6	556,315	-	-	-	-	-	第56条 第1項第1号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第2号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第3号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第4号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第5号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第6号
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	" 第7号
-	-	-	-	1	80,839	-	-	-	-	-	第58条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第59条
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第60条
外1 1	31,281	-	-	外8 8	657,801	-	8,318	-	-	-	合 計
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則者が判明 しないもの

(単位：件)

取 引 所 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第14条第1項	-	第22条第1項 第1号	-	第20条第1項 第1号	-	第13条第1項	-
第15条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	第14条第1号	-
" 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	" 第2号	-
		第24条	-	" 第2号	-	" 第3号	-
		第25条第1号	-	" 第3号	-		
		" 第2号	-				
		" 第3号	-				
		" 第4号	-				
		第26条第1号	-				
		" 第2号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

22-5 納税貯蓄組合

納税貯蓄組合（国税組合）の状況

区 分	組 合 数	総 組 合 員 数
	組合	人・社
昭 和 60 年 度	107,418	8,988,522
61	107,805	9,029,216
63	165,233	10,744,609
平 成 2	163,714	11,092,169
4	166,538	11,090,154
6	165,729	10,911,223
地 域 別 組 合	159,327	9,580,862
窓 口 組 合	6,402	1,330,361
合 計	165,729	10,911,223
（国 税 局 別）		
東 京	23,901	1,393,176
関 東 信 越	12,845	1,654,461
大 阪	9,432	1,366,217
札 幌	13,665	477,961
仙 台	45,819	1,650,652
名 古 屋	22,795	1,619,315
金 沢	6,087	442,840
広 島	7,851	818,157
高 松	16,825	731,313
福 岡	2,782	309,950
熊 本	3,443	373,525
沖 縄	284	73,656
合 計	165,729	10,911,223

資 料：管理課調

調査時点：平成7年3月31日

（注） 1 昭和61年度までは地方税のみを対象とする組合数及び組合員数は除かれている。

2 昭和62・平成元・3・5・7年度の計数は把握していない。

22-6 税理士の登録者数

税理士登録者数

(単位：人)

区 分	弁 護 士	公 会 認 計 士	試 験 合 格 者	試 験 免 除 者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特 別 試 験 合 格 者	特 例 法 者 認 定 者	合 計
平成2年度	277	4,779	21,329	7,097	927	1,099	21,550	15	57,073
3	285	4,852	22,160	7,593	859	1,012	21,909	15	58,685
4	290	4,934	22,892	8,068	785	930	21,929	14	59,843
5	294	5,028	23,572	8,501	704	862	21,912	14	60,887
6	294	5,106	24,230	8,954	638	798	21,708	14	61,742
7	305	5,182	24,811	9,482	568	718	21,471	13	62,550
(国税局別)									
東 京	112	2,436	10,188	3,225	139	310	5,545	5	21,960
関 東 信 越	32	388	2,539	929	55	69	2,380	1	6,393
大 阪	109	1,053	4,645	1,862	86	150	3,955	2	11,862
札 幌	4	105	612	210	13	3	1,073	1	2,021
仙 台	5	126	844	250	64	16	1,420	1	2,726
名 古 屋	17	448	2,518	1,500	52	69	2,228	3	6,835
金 沢	4	107	416	171	13	8	572	—	1,291
広 島	6	164	1,012	367	40	26	1,482	—	3,097
高 松	3	92	471	254	33	11	671	—	1,535
福 岡	—	163	906	348	36	34	1,210	—	2,697
熊 本	9	81	579	304	19	13	858	—	1,863
沖 縄	4	19	81	62	18	9	77	—	270
合 計	305	5,182	24,811	9,482	568	718	21,471	13	62,550

資 料：総務課調

調 査 時 点：平成8年8月31日

- 用語の説明：1 試験合格者とは、税理士審査会が行う税理士試験に合格した者をいう。
 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の全部が免除された者をいう。
 3 資格認定者とは、税理士法施行（昭和26年7月15日）の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に合格した者をいう。
 6 特例法認定者とは、公認会計士特例試験等に関する法律（昭和39年法律第123号）第12条の規定に基づき、税理士試験委員の認定を受けた者をいう。

22-7 平成元年4月1日以降廃止された税目の累年比較

(1) 通行税の課税状況

区 分	乗 客 人 員	金 額	税 額
	千人	百万円	百万円
昭 和 58 年 度	61,468	717,627	70,427
59	66,388	779,024	76,141
60	66,336	771,227	75,497
61	69,954	776,774	76,039
62	76,527	845,810	83,023
63	83,675	901,146	88,468

調査対象等：各年度内における通行税の課税の事績を、「通行税徴収高計算書」及び強制徴収に基づく徴収決定済額により作成した。

(2) 砂糖消費税の課税状況

区 分	砂 糖		糖 み つ		糖 水		計	
	重 量	税 額	重 量	税 額	重 量	税 額	重 量	税 額
	t	百万円	t	百万円	t	百万円	t	百万円
昭 和 58 年 度	2,469,397	39,472	29,612	139	212,810	2,554	2,711,824	42,164
59	2,506,871	40,074	26,809	128	212,126	2,546	2,745,802	42,748
60	2,469,459	39,628	27,363	131	221,147	2,654	2,717,992	42,413
61	2,513,723	40,179	27,365	130	220,793	2,649	2,761,866	42,959
62	2,507,601	40,043	28,410	138	238,812	2,866	2,774,820	43,047
63	2,515,118	40,159	28,787	138	248,646	2,984	2,792,561	43,281

調査対象等：各年4月1日から翌年3月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。ただし、税関分は含まれていない。

(3) 物品税の課税状況

区 分	第 1 種 税 額	第 2 種 税 額	合 計 税 額	小 売 又 は 製 造 場 数 (主たるもの)
	百万円	百万円	百万円	場
昭 和 58 年 度	139,308	1,192,419	1,334,643	169,578
59	151,510	1,258,999	1,414,831	179,611
60	146,514	1,353,617	1,501,964	184,859
61	161,728	1,405,198	1,570,308	192,785
62	173,766	1,565,511	1,744,830	200,071
63	179,377	1,819,360	2,003,941	207,576

調査対象等：各年4月1日から翌年3月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

(注) 合計税額には、手持品及び廃止物品の課税額が含まれている。

(4) トランプ類税の課税状況

区 分	国 税 庁 分						税 関 分	
	課 税		免 税		製 造 場 数	左 の うち 法 定 製 造 場 数	課 税	
	組 数	税 額	未 納 税	輸 出			組 数	税 額
昭 和 58 年 度	千組	百万円	千組	千組	場	場	千組	百万円
59	6,545	491	20,974	5,457	609	84	124	5
60	5,773	446	30,854	7,101	576	68	79	3
61	4,925	390	22,886	5,634	575	63	96	4
62	5,195	373	31,143	6,243	536	65	159	7
63	6,061	396	17,303	6,074	532	59	180	8
	6,488	398	30,546	6,579	574	73	302	13

調査対象等：各年4月1日から翌年3月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

資 料：「免税」欄は消費税課調

(5) 入場税の課税状況

区 分	入 場 人 員	入 場 料 金	税 額
昭 和 58 年 度	千人	百万円	百万円
59	110,003	74,627	7,443
60	105,986	80,888	8,035
61	94,536	53,240	8,288
62	94,737	54,473	5,402
63	95,654	72,352	7,185
	96,026	82,315	7,838

調査対象等：各年4月1日から翌年3月31日までの申告又は
処理による課税事績を示したものである。

付 録

付 録

1 所得税負担額の累年比較

(1) 給与所得者

区 分 ・ 年 次	給与年額 100万円		150万円		200万円		300万円		500万円		1,000万円	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
独身者	昭和	52~58	16,000(1.6)	53,500(3.6)	91,200(4.6)	176,800(5.9)	436,800(8.7)	1,603,200(16.0)				
		59~61	3,150(0.3)	48,825(3.3)	84,300(4.2)	163,800(5.5)	388,750(7.8)	1,466,000(14.7)				
		62	3,150(0.3)	48,825(3.3)	80,325(4.0)	146,475(4.9)	349,500(7.0)	1,365,000(13.7)				
	平成	63	3,000(0.3)	46,500(3.1)	76,500(3.8)	139,500(4.7)	282,500(5.7)	1,237,500(12.4)				
		元~5	-(-)	39,500(2.6)	74,500(3.7)	137,500(4.6)	280,500(5.6)	1,231,500(12.3)				
		6	-(-)	31,600(2.1)	59,600(3.0)	110,000(3.7)	224,400(4.5)	985,200(9.9)				
		7	-(-)	31,025(2.1)	59,500(3.0)	113,050(3.8)	232,050(4.6)	1,014,000(10.1)				
夫婦者	昭和	52~58	-(-)	24,500(1.6)	57,000(2.9)	136,200(4.5)	382,200(7.6)	1,504,600(15.0)				
		59~61	-(-)	14,175(0.9)	45,675(2.3)	120,300(4.0)	332,650(6.7)	1,367,000(13.7)				
		62	-(-)	-(-)	28,612(1.4)	94,762(3.2)	270,700(5.4)	1,217,250(12.2)				
	平成	63	-(-)	-(-)	27,000(1.4)	90,000(3.0)	233,000(4.7)	1,089,000(10.9)				
		元~5	-(-)	-(-)	4,500(0.2)	67,500(2.3)	210,500(4.2)	1,021,500(10.2)				
		6	-(-)	-(-)	3,600(0.2)	54,000(1.8)	168,400(3.4)	817,200(8.2)				
		7	-(-)	-(-)	-(-)	48,450(1.6)	167,450(3.3)	862,000(8.6)				
夫 婦 及 子 2 人	昭和	52~58	-(-)	-(-)	-(-)	66,000(2.2)	281,600(5.6)	1,323,000(13.2)				
		59~61	-(-)	-(-)	-(-)	42,525(1.4)	225,400(4.5)	1,169,000(11.7)				
		62	-(-)	-(-)	-(-)	25,462(0.8)	178,200(3.6)	1,020,625(10.2)				
	平成	63	-(-)	-(-)	-(-)	24,000(0.8)	167,000(3.3)	894,000(8.9)				
		元~4	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	130,500(2.6)	821,000(8.2)				
		5	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	125,500(2.5)	811,000(8.1)				
		6	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	100,400(2.0)	648,800(6.5)				
7	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	90,100(1.8)	680,000(6.8)						

資 料：大蔵省主税局調

- (注) 1 () 内は給与に対する負担割合である。
2 社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に次のとおりの社会保険料を支払ったものとして算定した。

昭和 52 ~ 58 年 分	200万円以下	5.0%	昭 和 59 平 成 7 年 分	500万円以下	7.0%
	300万円 " (200万円 超の部分)	4.0%		1,000万円 " (500万円 超の部分)	2.0%
	500万円 " (300万円 超の部分)	2.0%		1,000万円 超	45万円
	500万円超	18万円			

- 3 平成元年以降の所得税負担額については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算した。
4 税額は端数まで計算しているため、簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。

(2) 事業所得者

区 分 ・ 年 次	所得年額 100万円	150万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円	
	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	
独身者	昭和 52~58	66,648(6.7)	124,248(8.3)	190,156(9.5)	343,824(11.5)	768,432(15.4)	2,379,184(23.8)
	59~61	58,728(5.9)	115,128(7.7)	177,366(8.9)	321,923(10.7)	718,050(14.4)	2,203,870(22.0)
	62	57,949(5.8)	107,299(7.2)	156,649(7.8)	286,604(9.6)	649,140(13.0)	2,102,870(21.0)
	平成 63	55,190(5.5)	102,190(6.8)	149,190(7.5)	243,190(8.1)	571,640(11.4)	1,907,460(19.1)
	元~5	53,190(5.3)	100,190(6.7)	147,190(7.4)	241,190(8.0)	567,640(11.4)	1,901,460(19.0)
	6	42,552(4.3)	80,152(5.3)	117,752(5.9)	192,952(6.4)	454,112(9.1)	1,521,168(15.2)
	7	42,662(4.3)	82,612(5.5)	122,562(6.1)	202,462(6.7)	481,640(9.6)	1,512,460(15.1)
夫婦者	昭和 52~58	34,870(3.5)	87,444(5.8)	147,218(7.4)	291,776(9.7)	695,664(13.9)	2,263,968(22.6)
	59~61	17,020(1.7)	68,352(4.6)	124,752(6.2)	255,657(8.5)	623,544(12.5)	2,070,240(20.7)
	62	-(-)	49,308(3.3)	98,658(4.9)	203,052(6.8)	540,280(10.8)	1,951,740(19.5)
	平成 63	-(-)	46,710(3.1)	93,710(4.7)	187,710(6.3)	462,280(9.2)	1,792,920(17.9)
	元~5	-(-)	24,210(1.6)	71,210(3.6)	165,210(5.5)	417,280(8.3)	1,675,920(16.8)
	6	-(-)	19,368(1.3)	56,968(2.8)	132,168(4.4)	333,824(6.7)	1,340,736(13.4)
	7	-(-)	12,929(0.9)	52,879(2.6)	132,779(4.4)	319,280(6.4)	1,319,280(13.2)
夫 婦 及 子 2 人	昭和 52~58	-(-)	24,170(1.6)	74,604(3.7)	201,104(6.7)	565,656(11.3)	2,043,568(20.4)
	59~61	-(-)	-(-)	44,740(2.2)	159,754(5.3)	484,944(9.7)	1,839,240(18.4)
	62	-(-)	-(-)	27,678(1.4)	126,378(4.2)	408,280(8.2)	1,720,740(17.2)
	平成 63	-(-)	-(-)	26,110(1.3)	120,110(4.0)	330,280(6.6)	1,594,920(15.9)
	元~4	-(-)	-(-)	-(-)	83,610(2.8)	278,640(5.6)	1,435,920(14.4)
	5	-(-)	-(-)	-(-)	78,610(2.6)	273,640(5.5)	1,420,920(14.2)
	6	-(-)	-(-)	-(-)	62,888(2.1)	218,912(4.4)	1,136,736(11.4)
7	-(-)	-(-)	-(-)	54,069(1.8)	219,844(4.4)	1,137,280(11.4)	

資 料：大蔵省主税局調

1 () 番は、所得に対する負担割合である。

2 事業所得者の社会保険料は、次の算式による国民健康保険料及び国民年金保険料の合計額に相当する金額が支払われるものとして計算した。

(1) 昭和52~58年分

イ 国民健康保険料=(所得金額-19万円)×4%+3,500円×世帯人員+5,500円……………最高12万円

ロ 国民年金保険料=独身者の世帯……………13,200円、扶養親族1人以上を有する世帯……………26,400円

(2) 昭和59~平成7年分

イ 国民健康保険料=(所得金額-22万円)×6%+8,000円×世帯人員+11,500円……………最高26万円

ロ 国民年金保険料=独身者の世帯……………51,800円、扶養親族1人以上を有する世帯……………103,600円

3 平成元年以降の所得税負担額については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算した。

4 税額は端数まで計算しているため、簡易税額表によって算定を行なった場合と必ずしも一致しない。

2 平成7年度税制改正の要綱

個人所得課税の負担軽減及び消費課税の充実を内容とする今般の税制改革並びに当面の景気に配慮した平成7年分所得税の特別減税に関連する法律が成立したことを踏まえ、最近の社会経済情勢の変化及び現下の厳しい財政状況に顧み、課税の適正・公平を確保する観点から租税特別措置の大幅な整理合理化を行うとともに、早急に実施すべき措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 租税特別措置の整理合理化

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 租税特別措置の縮減合理化等

(1) 税額控除等

- ① 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、次の改正を行った上、その適用期限を2年延長する。
 - イ 基盤技術研究開発促進税制について、税額控除率を100分の5（現行100分の7）に引き下げるとともに、当期の法人税額に係る控除限度額を100分の13（現行100分の15）に引き下げるほか、対象資産の範囲の見直しを行う。
 - ロ 特別試験研究費の範囲に、大学等との一定の共同試験研究費を加える。
- ② エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備の範囲を縮減するとともに、中小企業用設備に係る取得価額の最低限度を200万円（現行160万円）に引き上げる。
- ③ 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象業種の範囲に内航船舶貸渡業を加えるほか、対象設備の範囲の見直しを行う。
- ④ 中小企業等基盤強化税制について、卸売業若しくは小売業、飲食店業又は一定のサービス業を営む大企業の対象資産の基準取得価額を取得価額の100分の75相当額とするとともに、対象設備の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。
- ⑤ 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、次の改正を行った上、その適用期限を平成9年3月31日までとする。
 - イ 技術役務の提供収入に係る控除率を100分の12（現行100分の14）に引き下げるとともに、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の100分の30（現行100分の35）に引き下げる。
 - ロ 対象となる取引を開発途上国との取引に限る等、対象範囲の見直しを行う。
- ⑥ 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、出資金1億円超の組合に係る累積留保金額に応じた控除率を100分の21、100分の15及び100分の11（現行100分の22、100分の16及び100分の12）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(2) 特別償却

- ① 公害防止用設備の特別償却制度について、次の改正を行う。
 - イ 新增設の公害防止用設備について、中小企業者等が設置する場合を除き、一定の性能基準を満たさないものは対象から除外する。
 - ロ 特定フロン等排出抑制・回収設備について、償却割合を100分の16（現行100分の18）に引き下げる。
 - ハ 脱特定物質対応型設備について、償却割合を100分の18（現行100分の21）に引き下げ、取得価額の最低限度を240万円（現行200万円）に引き上げるとともに、対象設備の範囲を縮減する。
 - ニ 一般の公害防止用設備の対象に、汚水処理用設備と同時に設置する一定の雨水貯留槽を加える。
- ② 船舶の特別償却制度について、対象船舶の要件の見直しを行うほか、内航近代化船について100分の16の特別

償却を認めることとした上で、合理化船を対象船舶から除外する。

- ③ 特定中核的民間施設等の特別償却制度について、多極分散型国土形成促進法の中核的民間施設に係る償却割合を100分の9（現行100分の10）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ④ 産業構造転換用設備等の特別償却制度について、産業構造転換円滑化臨時措置法の承認特定事業者又は承認提携事業者を対象法人から除外した上、その適用期限を2年延長する。
- ⑤ 特定余暇利用施設の特別償却制度について、対象となる取得期間を基本構想承認後10年以内（現行8年以内）に延長するとともに、償却割合を基本構想承認後8年超10年以内の期間にあっては100分の7（現行100分の8）に引き下げた上、基本構想の承認期限を2年延長する。
- ⑥ 特定電気通信設備の特別償却制度について、次の改正を行う。
- イ 電気通信基盤充実設備に係る特別償却について、その適用期限を平成10年3月31日までとするとともに、対象設備の範囲に電気通信事業者及び有線テレビジョン放送事業者が取得する加入者系光ファイバケーブル等を加え、その償却割合を平成7年度に取得するものにおいて100分の14、平成8年度に取得するものにおいて100分の12、平成9年度に取得するものにおいて100分の10とするほか、中継系光ファイバケーブル等に係る償却割合（現行100分の20）を平成7年度に取得するものにおいて100分の10、平成8年度に取得するものにおいて100分の9、平成9年度に取得するものにおいて100分の8に引き下げる。
- ロ 電波共同利用設備に係る特別償却及び電気通信役務の安定的な提供に資する設備に係る特別償却について、償却割合をそれぞれ100分の12（現行100分の20）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。
- ⑦ 低開発地域等における工業用機械等の特別償却制度について、過疎地域及び産炭地域にあっては、機械及び装置に係る償却割合を100分の14（現行100分の15）に引き下げるとともに、離島振興対策実施地域にあたっては、機械及び装置に係る償却割合を100分の15（現行100分の16）に引き下げ、対象資産の取得価額の最低限度を2,100万円超（現行1,900万円超）に引き上げた上、これらの地域に係る適用期限を2年延長する。
- ⑧ 中小企業者等の機械の特別償却制度について、償却割合を100分の11（現行100分の13）に引き下げるとともに、対象資産の取得価額の最低限度を220万円（現行200万円）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- ⑨ 医療用機器等の特別償却制度について、次の改正を行った上、その適用期限を2年延長する。
- イ 適用対象となる医療用機器の取得価額の最低限度を240万円（現行220万円）に引き上げる。
- ロ 償却割合を、医療用機器にあたっては100分の12（現行100分の14）に、特定の共同利用医療機器にあっては100分の13（現行100分の15）に、看護業務省力化機器にあっては100分の18（現行100分の20）にそれぞれ引き下げる。
- ⑩ 新築賃貸住宅の割増償却制度のうち、一般賃貸住宅（三大都市圏の特定の地域内に建築される優良賃貸住宅を除く。）に係る割増償却を廃止する。
- ⑪ 特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象となる自動車駐車場用建築物の範囲にエレベータ・スライド方式のものを加えるほか、高度利用地区建築物（再開発の施設建築物を除く。）、地区計画適合建築物、再開発地区整備計画適合建築物、特定街区適合建築物及び総合設計建築物を対象建築物から除外した上、その適用期限を2年延長する。
- (3) 準備金等
- ① プログラム等準備金制度について、次の改正を行った上、その適用期限を2年延長する。
- イ 汎用プログラムのうち、制御プログラム以外のものの開発費に係る積立率を100分の22.5（現行100分の25）に引き下げる。
- ロ 統合情報処理システムサービスに係る積立率を、収入金額が400億円を超える部分について100分の5（現行100分の10）に引き下げる。

- ② 使用済核燃料再処理準備金制度について、累積限度額を当期末使用済核燃料再処理費用の額の 100分の70（現行 100分の75）相当額に引き下げる。
- ③ 再生資源利用促進準備金制度について、積立率を 100分の14及び 100分の 4（現行 100分の15及び100分の 5）にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ④ 特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例について、産業構造転換円滑化臨時措置法の承認特定事業者を対象法人から除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

(4) 登録免許税の特例

- ① 農地等の一括生前贈与による所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000分の 9（現行 1,000分の 6）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ② 農住組合が行う交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000分の40（現行 1,000分の35）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- ③ 特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000分の 3（現行 1,000分の 2）に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

2 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 地震防災対策用資産の特別償却
- (2) 特定対内投資事業用資産の割増償却
- (3) 下請中小企業振興準備金等
- (4) 伝統的工芸品産業振興準備金等
- (5) 中小企業知識融合開発準備金等
- (6) 開墾地等の農業所得の免税
- (7) 海外移住の場合の譲渡所得等の課税の特例
- (8) 山林を現物出資した場合の納期限の特例
- (9) 日本勤労者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の保存登記に対する登記免許税の税率の軽減

二 その他の租税特別措置等の改正

1 社会経済情勢の変化への対応

- (1) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。
 - ① 同法の認定特定事業者について、増加試験研究費等の税額控除制度の比較試験研究費の額を平成 7 年 1 月 1 日を含む事業年度の直前の事業年度以後の試験研究費の額のうち最も多い額とし、一定の要件の下に、増加額の 100分の10相当額の税額控除を認める。
 - ② 同法の事業革新計画の承認を受けた認定特定事業者等が取得する一定の機械その他の減価償却資産について、取得価額の 100分の25の特別償却を認める。
 - ③ 同法の認定特定事業者が行う一定の長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換え等について、特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の対象に加える（課税繰延割合 100分の 80）。
 - ④ 同法の規定に基づく法人の設立等に伴う現物出資等に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を創設する。
- (2) 中小企業の創業及び研究開発等の支援による創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（仮称）の制定に伴い、次の措置を講ずる。
 - ① 次のいずれかに該当する中小企業者等が取得する一定の機械措置について、一定の要件の下に、取得価額の

100分の30の特別償却又は取得価額の100分の7の特別税額控除を認める。なお、リース資産については、これを使用する中小企業者等に対して、リース料を基準として、上記の措置に準じた措置を講ずる。

イ 直前の事業年度における試験研究費の収入金額に対する割合が一定割合以上の者

ロ 同法の特定の中小企業者に該当する者で設立・事業開始後5年以内のもの

ハ 同法の研究開発等計画の認定を受けた者

- ② 同法の研究開発等計画の認定を受けた中小企業者の当該研究開発等計画の認定の日を含む事業年度から設立後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金について、一定の要件の下に、繰越控除期間を7年間とする措置を講ずる。
 - ③ 同法の研究開発計画の認定を受けた組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認め、増加試験研究費等の税額控除制度の対象に加えるとともに、組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める。
 - ④ 中小企業事業団から資金の貸付け等を受けて行う同法に基づく施設集団化事業を特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の適用対象に加える（課税繰延割合 100分80）。
 - ⑤ 同法に基づく施設集団化事業により事業協同組合等が取得した土地等を事業協同組合等が中小企業事業団の融資を受けて中小企業構造の高度化事業のために取得した土地等についての地価税の非課税措置の適用対象に加える。
- (3) 特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例制度について、次の改正を行う。
- ① 適用対象に次の買換え等を加える（課税繰延割合 100分の80）。
 - イ 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法の承認中小企業者等が行う一定の長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換え等
 - ロ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の指定地域内の特定施設等の地域外への移転等に伴う買換え等
 - ② 長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物、機械装置等への買換え等について、課税繰延割合を100分の60（現行100分の80）に引き上げた上、その適用期限を1年延長する。
 - ③ 既成市街地等内にある土地等から近郊整備地帯等内にある土地等への買換え等に係る課税繰延割合の特例（100分の80）を、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正により定められる都心共同住宅供給促進事業のために譲渡した場合を除き、廃止する。
- (4) 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の通信・放送新規事業に係る実施計画の認定を受けた中小企業者の当該実施計画の認定の日を含む事業年度から設立後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金について、一定の要件の下に、繰越控除期間を7年間とする措置を講ずる。
- (5) 製品輸入促進税制（製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は特別税額控除・輸入製品国内市場開拓準備金）について、輸入促進対象製品に自動車部品及び医療品を加えた上、その適用期限を2年延長する。
- (6) 電線類地中化設備の特別償却制度について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（仮称）に基づき整備される電線共同溝に入溝する電線類を地域要件の対象から除外した上、その適用期限を1年延長する。
- (7) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正により定められる三大都市圏の都心居住を推進すべき地域において取得する一定の中高層賃貸住宅等について、5年間100分の50（耐用年数45年以上のものにあっては100分の70）の割増償却を認める。
- (8) 株価指数に連動する証券投資信託で一定のものについて、その受益証券の譲渡による所得を株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象にする等所要の措置を講ずる。
- (9) いわゆる懸賞金付定期預金等の懸賞金品及び割増金付定期郵便貯金の割増金品について、利子に係る課税方式と

同様に、15%の税率による源泉分離課税の対象とする。

(注) 上記の改正は、平成7年4月1日以後に預入等をする預貯金等について適用する。

- (10) 農地等についての贈与税の納税猶予の特例について、所要の経過措置を講じた上、3年毎に農業経営に関する事項等を記載した届出書の提出を求めることとする。
 - (11) 株式分割等に係る株券の印紙税の非課税措置について、対象となる株式分割の範囲を1株を1.5株以上（現行1株を2株以上）に分割するものとした上、その適用期限を2年延長する。
 - (12) 国内に支店を有する外国銀行等の受け取る貸付金利息に係る源泉徴収の免除手続きを簡素化する。
 - (13) タックス・ヘイブン税制について、海外子会社等が営む保険業に係る適用除外基準に、担保する保険危険による基準を加える。
 - (14) 外国の芸能法人等に対する租税条約上の免税手続きについて、国内における興行の対価の支払時に15%の税率で源泉徴収を行い、事後的に還付することとする。
 - (15) 利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不敵用等に関し、一定の外国親会社等に対するのみなし配当については、適用しないこととする。
 - (16) 公益法人等の収益事業の範囲から、次の事業を除外する。
 - ① 繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴い、蚕糸砂糖類価格安定事業団が行う輸入糸の買入れ・売戻し業務
 - ② 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正に伴い、畜産振興事業団が行う輸入指定乳製品の買入れ・売戻し業務
 - (17) 受取配当等の益金不算入制度の特定利子の範囲に、金融保険業のコマーシャル・ペーパーの発行差金を加える。
 - (18) 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる特定公益増進法人の範囲に、障害者雇用支援センター等を加える。
 - (19) 寄附金の損金不算入に対する特例等の対象となる認定特定公益信託の範囲に、人文科学の諸領域について優れた研究を行う者に対する助成を目的とする特定公益信託を加える。
 - (20) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、精神障害者社会復帰促進センター等を加える。
- (21) 減価消却資産の耐用年数について所要の見直しを行う。
- 2 土地・住宅税制の見直し等
- (1) 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得課税について、特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分については、25%（現行30%）の税率により課税することとし、平成7年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。
 なお、平成8年1月1日以後に土地等の譲渡をする者が、その前年に土地等に係る長期譲渡所得を有する場合には、当該長期譲渡所得の金額をその年の長期譲渡所得の金額に加算して上記の方法による税額計算を行った場合の上積税額をその年の長期譲渡所得に係る税額とする特例を設ける。
 - (2) 都市緑地保全法の一部改正に伴い、緑地保全地区内の土地等が、同法により、緑地管理機構（仮称）に買い取られる場合を特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除の適用対象に加える。
 - (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講じる。
 - ① 適用対象に次の場合を加える。
 - イ 農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農用地区域内にある農地等が同法の買取り協議に基づき農地保有合理化法人に買い取られる場合
 - ロ 広域臨海環境整備センター法による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供する

ために、土地等が広域臨海環境整備センターに買い取られる場合

② 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために土地等が買い取られる場合について、当該事業が産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特定周辺整備地区内で行われるものであることとする要件を廃止する。

③ 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物等の敷地について換地を定めることが困難な場合において申出等により交付される清算金を取得するときの施行者及び対象建築物の範囲を拡大する。

(注) 上記①ロ、②及び③の改正は、平成7年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

(4) 地価税の課税価格の計算の特例について、次の改正を行う。

① 電気自動車用充電設備又はメタノール自動車用メタノール充電設備の用に供されている土地等のうち消防法に定める基準に適合するために必要な土地等を、特定の施設等の用に供されている土地等のうち法令に定める基準に適合するために必要な土地等についての課税価格に算入すべき土地等の価額を2分の1に軽減する特例の適用対象に加える。

② 特定の届出駐車場の用に供されている土地等のうち、条例の規定に基づく附置義務駐車施設の用に供されている部分について、課税価格に算入すべき土地等の価額を2分の1に軽減する措置を講ずる。

③ 特定の地区整備計画等に基づく壁面の位置の制限により創出された地区施設等である公共空地に係る土地等について、課税価格に算入すべき土地等の価額を3分の2に軽減する措置を講ずる。

(注) 上記①から③までの改正は、平成7年の課税時期に係る地価税から適用する。

(5) 住宅取得促進税制について、適用対象者の所得要件を2,000万円以下(現行3,000万円以下)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の改正は、平成7年1月1日以後に住宅を自己の居住の用に供する場合について適用する。

(6) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。

(7) 住宅用家屋の登録免許税の特例について、その適用対象となる既存住宅のうち耐火建築物以外の建築物の築後経過年数要件を15年以内(現行10年以内)とするとともに、その適用対象となる住宅用家屋の床面積要件の上限を240㎡以下(現行200㎡以下)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

3 その他

(1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を5年延長する。

(2) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限を3年延長する。

(3) 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長する。

(4) 利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例の適用期限を2年延長する。

(5) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年(ただし、下記⑤(特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法の特定商業集積に係るものに限る。))については平成8年5月29日まで)延長する。

① 山林所得に係る森林計画特別控除

② 民間国外債の利子及び発行差金の非課税

③ 航空機の特別償却

④ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却

⑤ 商業施設等の特別償却

⑥ 中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却

⑦ 繊維産業構造改善事業計画等を実施する特定商工組合等の構成員の機械等の割増償却

⑧ 中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却

⑨ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却

- ⑩ 農業経営改善計画等を実施する者の機械等の割増償却
 - ⑪ 鉱業用坑道等の特別償却
 - ⑫ 植林費の損金算入の特例
 - ⑬ 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却
 - ⑭ 特定災害防止準備金
 - ⑮ 計画造林準備金
 - ⑯ 電子計算機買戻損失準備金
 - ⑰ 農用地利用集積準備金
 - ⑱ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例
 - ⑲ 不動産等に係る相続税の延納等の特例に係る利子税率の特例
 - ⑳ 年金福祉事業団の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - ㉑ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - ㉒ 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - ㉓ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する農林地所有権移転等促進事業により農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - ㉔ 農林漁業金融公庫等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - ㉕ 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減
 - ㉖ 商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減
 - ㉗ 一定のコマーシャル・ペーパー等に係る有価証券取引税の非課税
 - ㉘ 金融先物取引に係る取引所税の特例
- (6) 特定対内投資事業者の特例欠損金額に係る欠損金の繰越期間の特例の適用期限を平成8年5月29日まで延長する。
- (7) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例を適用期限を1年延長する。

三 その他所要の税制の整備を行う。

(備考)

以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成7年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 租税特別措置の整理合理化	630	470
2. その他の租税特別措置等の改正		
(1) 社会経済情勢の変化への対応	△ 210	△ 160
(2) 土地・住宅税制の見直し等	△ 30	△ 30
計	△ 240	△ 190
合 計	390	280

3 税制改革要綱

活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、中堅所得者層を中心とした税負担の累増感を緩和するため、所得税の税率構造の累進緩和等による負担軽減を行うとともに、歳出面の諸措置を安定的に維持するために社会の構成員が広く負担を分かち合うよう、消費税について中小事業者に対する特例措置等を改革し、税率を引き上げることにより消費課税の充実を図ることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

なお、当面の経済状況に配慮し、消費税に係る改正は平成9年4月1日から実施することとし、また、平成7年分の所得税について定率による特別減税を実施するものとする。

一 所得税の負担軽減

1 税率構造

税率構造を次のように改める。

税率	現 行	改 正 案
10%	300万円以下の金額	330万円以下の金額
20%	600 "	900 "
30%	1,000 "	1,800 "
40%	2,000 "	3,000 "
50%	2,000万円超の金額	3,000万円超の金額

2 基礎的な人的控除

(1) 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を次のように引き上げる。

	現 行	改正案
基 礎 控 除	35万円	38万円
配 偶 者 控 除	35万円	38万円
(老人控除対象配偶者に係る配偶者控除)	(45万円)	(48万円)
配 偶 者 特 別 控 除	35万円	38万円
扶 養 控 除	35万円	38万円
(老人扶養親族に係る扶養控除)	(45万円)	(48万円)
(特定扶養親族に係る扶養控除)	(50万円)	(53万円)

(2) 配偶者控除又は扶養控除の対象となる控除対象配偶者又は扶養親族の所得要件を38万円(現行35万円)以下に引き上げる。

3 給与所得控除

給与収入 600万円以下の給与所得控除率の適用対象となる給与収入の範囲を次のように引き上げる。

控除率	現 行	改 正 案
40%	給与収入 165万円まで	給与収入 180万円まで
30%	給与収入 330万円まで	給与収入 360万円まで
20%	給与収入 600万円まで	給与収入 660万円まで

4 その他

(1) 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を65万円(現行62万円)に引き上げる。

(2) 白色申告者の専従者控除額を、配偶者である事業専従者については86万円(現行80万円)に、配偶者以外の事業専従者については50万円(現行47万円)に引き上げる。

(3) 給与所得者の年末調整の対象となる給与収入の限度額及び確定申告を要しない給与収入の限度額を 2,000万円（現行 1,500万円）に引き上げる。

(4) 人的控除引上げに伴い、公的年金等に係る源泉徴収について次の改正を行う。

① 源泉徴収を要しない公的年金等の限度額を次のように引き上げる。

	現 行	改正案
年齢65歳以上の者	175万円	178万円
年齢65歳未満の者	105万円	108万円

② 源泉徴収の際に公的年金等の金額から控除される控除額を引き上げる。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

（注）上記の改正は、平成7年分の所得税から適用する。

二 平成7年分所得税の特別減税の実施

当面の景気に配慮して、平成7年分の所得税について、定率による特別減税を、次による実施する。

1 特別減税は、その者の所得税額から特別減税の額を控除する。

2 特別減税の額は、平成7年分の所得税額の15%相当額とする。
ただし、15%相当額が50,000円を超える場合は50,000円とする。

3 特別減税の実施方法は、次による。

(1) 給与所得者に係る特別減税

① 平成7年1月から6月までの間に支払われた給与等について、当該給与等に係る源泉徴収税額の15%相当額を原則として同年6月に還付する。

ただし、当該源泉徴収税額の15%相当額が25,000円を超える場合は25,000円とする。

② 平成7年分の年末調整の際に、年税額の15%相当額から上記①の還付金額を控除した残額を控除する。

(2) 公的年金等について、給与等の場合と同様の取扱いとする。

(3) 事業所得者等に係る特別減税

① 平成7年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に、所得税額から特別減税の額を控除する。

② 平成7年分の所得税に係る予定納税基準額の計算は、特別減税を加味して行うものとする。

（備考）平成8年においても、特別減税を併せ行うことにより平成6年と同程度規模の減税を実施する。なお、当該特別減税については、景気が特に好転した場合には改めて検討するものとする。

三 消費税の改正

1 税率

消費税の税率を4%（現行3%）に引き上げる。

（注）1. 今次創設される地方消費税（仮称）の税率は、消費税額の25%とされており、消費税と地方消費税とを合わせた負担率は5%となる。

2. 上記の改正は、平成9年4月1日以後に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する。なお、工事の請負等について所要の経過措置を設ける。

3. 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行財政改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずる旨の規定を設ける。

2 中小企業者に対する特例措置

(1) 事業者免税点制度

資本金 1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、納税義務を免除しないこととする。

(注) 1. 上記の改正は、平成9年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

2. 免税事業者の価格転嫁のあり方については、消費者の理解を求めるとともに、事業者による適正な転嫁が行われるよう適切な対応を指導する。

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度の適用上限の2億円（現行4億円）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成9年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。

(3) 限界控除制度

限界控除制度を廃止する。

(注) 限界控除制度は、平成9年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する課税期間まで適用する。ただし、当該課税期間については、控除限度額を10万円とする。

3 仕入税額控除

仕入税額控除の要件として、取引の事実を帳簿に記載するほか、請求書、領収書、納品書その他取引の事実を証する書類（インボイス）いずれかの保存を求めることとする。

(注) 上記の改正は、平成9年4月1日以後に行われる課税仕入れ等について適用する。

4 地方消費税の創設に伴う国における措置

(1) 道府県税としての地方消費税の創設に伴い、消費譲与税を廃止する。

(2) 国内取引に係る地方消費税の執行については、納税者の事務負担等を勘案して、当分の間、国（税務署）が消費税の例により併せてこれを行う。

(3) 輸入取引に係る地方消費税の執行については、国（税関）が消費税の例により併せてこれを行う。

(4) 地方消費税の創設に伴い、消費税の中間申告に係る確定消費税額の最低額については、消費税額と地方消費税額を合わせた額が現行の最低額と同一となるよう調整する。

(5) その他所要の調整措置を講ずる。

5 その他

(1) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付を求めることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(備考)

以上の税制改革による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表) 税制改革要綱による増減収額試算

(単位：億円)

改正事項	平 年 度
1. 所得税の負担軽減	
(1) 税率構造の改正	△ 16,300
(2) 人的控除の引上げ等	△ 4,650
(3) 給与所得控除の拡充	△ 3,290
小 計	△ 24,240
2. 平成7年分所得税の特別減税	△ 13,760
計	△ 38,000
3. 消費税の改正	
(1) 税率の引上げ	23,840
(2) 中小事業者に対する特例措置の見直し	
ア 新設法人に係る免税点制度の不適用	230
イ 簡易課税制度の適用上限の引下げ	530
ウ 限界控除制度の廃止	1,850
小 計	2,610
計	26,450
合 計	△ 11,550

- (備考) 1. 所得税の負担軽減による平成6年度の減収額は、3,010億円と見込まれる。
2. 地方消費税の税収は、平年度24,490億円と見込まれる。

(参考) 所得減税による減収額(平年度)

(単位：億円)

改正事項	所 得 税	個 人 住 民 税	合 計
1. 税率構造の改正	△ 16,300	△ 6,720	△ 23,020
2. 人的控除の引上げ等	△ 4,650	△ 2,010	△ 6,660
3. 給与所得控除の拡充	△ 3,290	△ 1,560	△ 4,850
小 計	△ 24,240	△ 10,290	△ 34,530
4. 特別減税	△ 13,760	△ 6,310	△ 20,070
計	△ 38,000	△ 16,600	△ 54,600

第121回 国税庁統計年報書

平成 7 年度版

平成 9 年 3 月

編 集 国税庁長官官房企画課
東京都千代田区霞が関 3-1-1
